武家時代史論

全

序

本書は予の舊作を集めたるものなり。

本書記す所、今より見れば論にて其要を得ずと思はるゝものも無きにあらず。されど又我ながら善く説き得たりと思ふものもあり。雞肋と雖も猶ほ棄つべからず。

予は歴史の中に古今に通ずべき教訓を發見せんと欲す。歴史の中にさるものなからんには史學は唯だ頭を古史堆裏に沒するものに過ぎず。予は此の如き史學を好もしきものと思ふ能はず。

明治四十三年九月

愛山生

派心‖戰亂の性質一變す

戰國時代……三五

室町氏の天下‖形勢一變の豫兆‖兵器變遷の結果‖小さき中央集權の成立‖情義的より法律的に‖天險より寧ろ人工に‖戰術‖國民の氣風

第二章　國史管見

富樫氏と門徒一揆……五三

東關紀行、光行海道記を讀む……六三

柴野栗山を論ず……六九

此書に現れたる時代‖如斯結果は民政の腐敗に於て現はれたり‖彼は如何なる人ぞや‖彼の經綸

戰國武士を論ず……………………………………一一〇
社會組織＝彼等は如何にして戰ひし乎

第三章　近世物質的の進步

外國交際の影響（上）……………………………一二二
外國交際の影響（下）……………………………一三〇
諸侯の富國策………………………………………一三四
財政の困難なりし事＝治化の競爭＝儒敎主義の發達＝領內に萬物を備へんとするの希望＝實踐躬行主義＝當時の臣及參劃顧問の人＝用達＝消極的の方法＝積極的の方法
大都會の發達………………………………………一六五
京と江戶の違ひ＝都會の內景＝事業又人を待つ

目次

第四章　徳川時代の民政……一六五

沈默したる平民＝田舍生活の困難＝都會の繁盛と田舍の衰頽＝民政の政略と刑獄の慘酷

當時の官制……一六八

租稅の事（上）……一七四

四公六民の田租＝石高の事

租稅の事（下）……一八一

石高及租稅を定むる標準＝遺法＝慣習＝法令＝諸帳簿＝官吏の手心＝算法＝學者の著述＝朱印及證文＝租稅の種類＝租稅の比例＝檢地の方法＝有租地及無租地＝定免及色見

自治體……一九一

町村の弊事＝平民の準守すべき法律＝社會の眞相＝其の結果

第五章　平民的短歌の發達……………………………………二〇六

其の題目は廣狹に於て異れり＝發句の詩人は機智に富み、和歌の詩人は品格を崇ぶ＝發句は和歌より更に懷疑的なり

第六章　天草騷動……………………………………………二三一

（一）誤解されたる眞相＝（二）幕府の猜疑と高壓手段＝（三）淺薄なる政策と鞏固なる信仰＝（四）日本人の膨脹的特性＝（五）宣敎師等の布敎方法＝（六）當時の天主敎敎義＝（七）熱烈なる殉敎的精神＝（八）驚くべき宗敎の傳播＝（九）溫泉岳に於ける敎徒の慘刑＝（十）天草騷動と鎖國主義の關係＝（十一）天草騷動の三動機＝（十二）天草土民の戰爭的技術＝（十三）十萬の幕軍を震駭せしめたる彼等の戰ひ振り＝（十四）結論

目次終

武家時代史論

山路愛山著

第一章

日本戰記

承久之役

昔奈良平安の世盛りには、天下悉く天皇の命を畏しこまらざる所もなく、近くして畿内、遠くして七道二島、一統の政治行はれて世は泰平を樂しみぬ。されど年久しくなるにつれ統一の政治を妨ぐるやからも漸くに出來にけり。（一）藤原氏外戚の威を以て、廟堂に蔓り、公卿をこの一門に占めて、到る所の國郡に

莊園を建てしかは、國司の支配する所漸くに減し王家の租入半ばには過ぎずなりぬ。(二)次に僧侶は課役を免るゝ定めなりしを以て、到る所の寺院は多く人を度して僧となし、行は破戒無殘ながら僧なるの故を以て法外の民たるを得る者多かりしかば茲に僧族の一階を生じ、これも亦あなどり難くなりて國司は愈々其の威を失ひぬ。加之(三)口分田の法、名のみになりて大農兼併漸く甚しくなりしかば或は自ら草萊を開きて大地主となるものあり、貧富の差漸く甚しくして全國皆兵たるの組織を永く維持する能はず、諸國の軍團廢せられ中央並に邊境の兵備皆大地主より勤むることとなり、後には賣官といふことも起り、錢貨を納むるものは居ながらにして六衞の舍人に補せられしかば、彼等は兵器を蓄へ、軍官たるの威を振ひ、傲然として國司に對捍する樣となりぬ、これを武士といひけり。かくて源平の二氏久しく兵權を執りて此輩を懷け服したりしかば此輩自ら其の家人と稱するに至れり。さればさすがに中央集權の大規模を備へ

たる古の日本も今は其姿を失ひ、其系統より言へば分れて四つにも五つにもなりにけり。保元平治の亂よりこの方武士の階級勢を增し、平氏此ともがらの力を假りて世に時めきしが、後には己の勢力の基礎たる武士に親しむことを忘れて、專ら藤原氏の風を學び衣冠の習に染みしかば、武士たち漸く心を離してけり。其頃平氏の一流に北條時政といふものあり、世々伊豆に住し東國の名家なりしが、流人源賴朝を女婿とし相結托して兵を擧げしかば東國の武士たち競ひ起りてこれに從ひぬ。賴朝四海の亂を平げして後、平氏の前轍に懲りて公家を學はず、專ら武士の頭領たらんことを心懸け、府を鎌倉に開き、やがて奏し請ふて國に守護を置き、莊園鄕保に地頭を置き、源氏恩顧の武士を以て之に補し自ら天下の總追捕使となりてこれを統轄し、これまでみたりがましくなりける兵權と警察權とを己の手に收めたり。これ誠に時の勢に從へる良制にてありしかども、京都の目より見れば、この時まで土民、ゑびすとしてあなどりし武士のか

くまでに振舞ふこそ眞にめざましきことにぞ思はれける。

（一）守護所の勢力

さて諸國の守護所にては如何なる事を掌りしやと云ふに（一）大番催促。此れは京都並に鎌倉を警護するために武士を徴發することなり。承久軍物語に「日本國の侍はむかしは三とせの大番とて京都守護の任をなすを一ごの大じと思ひ家の子朗黨まではれらかに出たちてのぼると雖、三とせの在京の力つき、國に下る時はかちはだしにて歸りしを故右大しよう殿、これをあはれませ給ひ、三とせを六月につゞめ、分に從ひ人のたつせるやうにしはいし給へばよろこぶ事限りなし」とある是なり。是にて宿衞の古法全く破れ武士の進退はすべて武家の手に歸したり。（二）謀叛人を吟味してこれを討伐すること。（三）人を殺害したるものを刑すること。この二つは後世に謂ふ所司法警察の事務なり。守護所の公に管する所は上の三に過ぎざりしかど是こそ政務の肝要にてありしかば鎌倉は

自ら天下の主の如くなつたりけり。後には次第に勢を增して守護は國司を凌ぐに至り地頭は領家を蔑ろにするの振舞さへ多かりしかば京都の欝憤愈々甚しかりき。

(二)京軍敗形。

其の頃京都には後鳥羽院、院中に政を聽き給へり。此君の御製に「奥山のおどろの下をふみみわけてみちある世とぞ人に知らせん」とあるを見ても尋常の主にましまさざりしことは知らるるなり。およそは輕鋭、果敢、度外に人を用ゆるの量ある君にておはしけりと思はる。但し堅忍耐久の御德に至つてはいささか欠くる所おはしまさざるにあらざりし歟。自ら鍛冶の業をなし、給ひ北面の外に西面の士を置き武事を勉め給ひしなど久しく優柔に流れたる皇室には珍らしき御事なり。北面の士藤原秀能の歌をば朝廷の御歌會に九首まで召し給ひける、こは何事にも門閥を尊びし其頃の風習にては誠に珍らしきことなりけ

り。かゝりければ内々武士ども心を寄せ奉りしものなきにしもあらず。されど頼朝世にありし時は大義を思ひ立ち給ふことなかりしが、實朝幼弱の身を以て關東の主となり、外舅北條義時之れを後見し、武士ども義時に心服せざるものありときこえし頃より、關東調伏の御修法など行はせらることなどありと、薄々世上にて沙汰しけり。されば實朝が「山はさけ海はあせなん世なりとも君に二心われあらめやも」と歌ひけるはかかる風聞の傳はれるに因りての述懐にてぞありけめ。京都よりしきりに實朝の官位を進め給ひしも亦此の述懐ありと聞こえて内々驚き思召めす所ありしかば事のあとを蔽はんとの御計にてこそありしならん。然れども實朝あへなく公曉の手に殺されしかば法皇愈よ喜びたまひ今は關東を亡すこと容易なりと思召しけり。

されど源氏は亡びたれども源氏を擁して主となしたる武士は元の儘なり。然るに義時よく頼朝の遺制を奉して政治に私なかりしかば關東の勢力は少しも減

ずるところなかりき。義時鎌倉より上皇の皇子を下し奉りて主とせんと請ひしかど上皇は天下に二の主を立つるなりとて許し給はざりしかば九條道家の男、賴朝の姉の外孫賴經を迎へて鎌倉の主となしぬ。上皇御心愈よ平かならず。承久三年五月諸國に院宣を下されて關東誅伐の師を擧げ給ひけり。

この戰の謀主と聞へけるは公卿には坊門大納言忠信、中御門中納言宗行、尾張中將清經、これは上皇の御生母七條院のゆかりの殿原なり。甲斐の宰相範茂、これは上皇の寵姬修明院藤原重子の兄弟なり。この外中納言有雅、按察使中納言範義、一條宰相信義等なり。武士には大番にて在京中なる三浦平九郎判官胤義、これは其の頃關東にて北條氏に亞げる勢家三浦駿河守義村の弟なり、軍のかけひきはよろづ此の人のはからひなり。佐々木中務入道經蓮も近國武士のすぐれ人にてありければ重くたのまれ參せける。法皇第一の皇子土御門院は寬厚の君にて父の帝とは御氣性も異りしが此の御企を諫止せられければ預り知り給

はず、第二の皇子順德院は御性分父の帝に似て御心剛なりしかば、專ら此の戰を賛成し給ひしとぞ承る。此時もし義村にして一家の義を思ひ亂義を助けなば關東の心まちまちになりて、或は法皇の御利運となりしならんも知るべからざりしに、一家を盡く失ひはてても一人世に殘らんとて義時に與しけるこそ、淺間しけれ。されど義村の加きは關東恩顧の者なれば京方に參り難き由もありけん、彼の攝家など云ふともがらが諸國に大なる莊園を有し猶ほ天下の大勢力にてありながら手を拱して上皇の爲し給ふ所を見、痛痒相感せざる如くにてありしは何ぞや。彼等は朝廷の御事よりも家運を大事と思ひけるなるべし。此の時若し攝家にして奮ひ起たば、其の一族を以て坐主貫主とする南都北嶺の僧徒も亦起つべし。しからんには關東にとりては油々敷大敵なるべきに累代無上の朝恩に浴しながら獨りこの間に脱して苟安を貪りける彼等の心こそいぶかしけれ。やがて朝威衰へて彼等の威も衰へ行きしは自ら招きし禍なりとも言はま

し。

凡そ後鳥羽院の用ゐたまひしは多くは微姓寒族にて事を好み功を喜び巧慧にして天下の重望なき輩なり。されば院宣重しと雖武士未だ志を飜すに至らず、天下の勢猶北條氏につきしかば勝敗の運は戰はずして既に明なりき。

（三）鎌倉用兵の神速

承久三年五月十四日に京都の守護伊賀の判官光季官兵に殺され、同十九日院宣の使押松鎌倉にて押へられしより、同廿二日泰時十八騎にて打立ちし迄僅かに八日なりき。鎌倉の兵を動かす誠に神速なりと云ふべし。かくて泰時、時房（義時の弟）足利季氏三浦義村千葉介胤經は東海道の大將として、武田信光小笠原長淸小山朝長結城朝光は東山道の大將として、北條朝時結城朝廣佐々木實豐は北陸道の大將として總勢十九萬騎、都をさして攻め上りければ、尾張川にて關東勢を防がんとせし官軍もあへなく敗れ次第に引き退きて六月十四日には宇治

勢多をも守る能はず、十六日泰時、時房六波羅に入り廿四日、廿五日、張本の公卿並に北面の侍法師十一人を六波羅に渡し、七月八日法皇は御落飾、十三日法皇及び順德院遠島の事あり、光季の殺されしより五十五日にて結局す。

中古の戰術

吾人は今承久の亂を記し終りたれば、更にこれよりも大なる、更にこれよりも關係深くして結果の著しかりし南北朝の戰爭に移らざるべからず、而も其間に於て先づ當時の戰術を觀察するは無益の業に非ずと信ず。

（一）先づ記臆すべきは當時の戰爭は軍隊としての戰爭より寧ろ個人としての戰爭なりしこと是也。

當時兵を集むるを催促といふ。其の名は既に當時の軍隊が首尾一貫したる精神と規律とを有したるものに非ることを證す。其の大軍と名つくるものは皆國

々の集り勢にして、兵器を取つて戰ふに堪へたる大地主が家子、郎等を卒ゐて己の味方せんとする方に馳せよりたるものなり。されば當時の諺に「侍は草のなびき」といふことあり。彼等は己の好む所に從つて彼方此方に靡きしのみ。彼等の嚮背を決すべき標準は孰れが最も我が領地を安全ならしむべきと問ふにあり。斯の如くにして彼等は後鳥羽院に與みせずして足利尊氏に與みしたり。

若し明白なる言語を以てこれを言表せば、日本が近世的の意味に於て君主と人民を有する純乎たる王政(モナルキー)を作るを得しは、蓋し僅少の時間に過ず。大化革新前に於ては國造縣主等各其民を有し各其地に割據して各自己の封境を有し鎌倉以後に於ては各地の大地主各一門の家長として殆んど無限の權力を握り、未だ嘗て中央政府の意思に絕對的の伏從をなせしことなし。彼等が中央政府に從順なりしは唯彼等の利益が保證せられし間のみ。一旦其の意に拂るものあれば彼等は直に一門を擧げて兵とし以て政府に反抗するを得しなり。されば當時の社

會は統一の名を有しながらも、而も甚だ强固ならざる大地主同盟なりしといふも可なり。其の戰爭が整然たる規律を有せずして個人的の戰爭なりしは是れがためなり。器械的に統一したる軍隊は純乎たる王政の結果にあらざれば其の原因を爲すものにして決してかゝる社會組織の下に生じ得べきものにあらざるなり。

（二）武器も亦個人の戰爭たるを證す

武器は戰術を預定する者なり。武器の改革は即ち戰術の改革にして、戰術の改革は即ち社會組織の改革なり。當時の武器を見よ。其の目的は個人を保護し、若くは個人の動作を助くるにあらざるはなし。弓、矢、甲冑、大小刀、楯、薙刀の如き皆是也。而して是皆少しく富めるものゝ容易に購ひ得べき所たるのみならず、其の練習も亦容易なるものなり。されば總ての地主は皆耕地より起ちて直に兵たるを得しなり。

（三）斯の如き兵器は自然に地形の障碍をして重要ならしめたり。兵器の簡短なるは自然の地利をして重きを戰爭に爲さしめたり。されば防御の軍隊は常に地形の優勝を占むるを以て大切なる事業とせり。何の世の戰にても自然の地形が勝敗の數に關することは勿論なり。然れども其の大切の度は兵器の不完全に比例するものなり。若し兵器にして完全なるならば地勢の重要は必らず減ずべきなり。

日本の諸川は行潦の如きのみ。固より支那の大江が天の南北を限るが如きの天險に非ざるなり、而も多くは山間を馳流して鋭き斜面に出で直ちに海に注ぐを以て急流奔湍容易に亂るべからざるものなり。而て此の諸川こそ當時の防御軍が頼んで以て敵を待ちし所なり。所謂宇治川矢矧川、天龍川の類皆古戰場ならざるはなし。彼等は其所に楯を並べて敵の矢を防ぎ敵陣を俯瞰し得べき櫓を作り、弓手を其中に置きて水を亂りて攻め來らんとする者を射すくめんとする

なり。而して若し橋あれば之れを毀ち、流緩なれば大綱を張り、亂杭を打ち、逆茂木を立て、以て其の泳ぎ來る所を防ぐ。攻むる者は一面に弓手をして敵を射しめ、一面には淺瀨を尋ねて渡り、或ひは人家を毀ちて橋を作り、以て其の險要を奪はんとす。されば川を夾むの戰は必ず多くの死傷を生ず。されば今人若し大河の傍に彷徨せば或ひは河に沈みたる折戟の半ば朽ちたるものを見ん。是れ當時の激戰を語るものなり。

日本の地盤は無數の山彙を以て之れを縱横す、窮谷絕溪眞に險隘に乏しからざるなり。而てこれて當時の武士が因つて以て城郭としたる所なりける。されば當時に於て世に聞へたりし名城は皆山に據りしものなり。城門は格子にして上より下すべく、敵此處に來れは直にこれを墜下して其の進路を防ぎ、高櫓、出櫓を作りて櫓上に矢の間を設け、敵軍を俯瞰すること大河の岸に於けるが如し。まゝ又平地に作るものあり。土にて壁を塗り、周圍に堀をほる。而れども堅牢

なる石壁を作り西洋式に傚ひしは銃砲輸入以後のことにして攻具の變ずるとともに防具の同じく變せしのみ。平地は即ち馬にて馳驅す。

（四）彼等は如何にして戰ひしか。

糧食は簡短なり。彼等は數日若くは數月を支ふべき干飯を作りて軍中に携へ、之を水に和して食へり。

夜を照らすに繼松あり。彼等は松の火影に伴はれて行軍せり。

篝火は哨兵の用を爲せり。

夜は火光に因つて、晝は煙に因つて各部をして全軍の進退を知照せしむ。

始めは矢合せあり、矢合の後、隊を拔きて挺身するものあり、而して全軍混戰す。

負傷者を中央に圍みて退く。

降る者は多く甲冑を脫す。

戰止めは兵士往々にして四散す。是れ民家の財寶を分捕せんがためなり。承久の戰は斯の如くにして戰はれたり。南北朝の戰も亦殆んど斯の如くにして戰はれたり。

鎌倉より室町へ過渡時代

（一）革命は來らんとす。

承久の一役は天下の大地主をして心を鎌倉に傾けしめたり。京家にや行かん、武家にや行かんと打惑ひける彼等は京家の遂に賴むべからざるを知り、草の靡くが如くに武家に靡きけり。建武式目に所レ謂承久時義時朝臣拜二呑天下一とは即ち此の如き形勢をさしたるなり。爾かりしより以來北條氏は一族を遣つて六波羅奉行とし西國の事を管し、併せて京家の動靜を監督せり。既にして皇統は二系に分れ攝家は五流となり、京家の權は愈よ衰へ北條氏は、殆んど政權を獨占せ

り。

然れども未來に起るべき革命は早く此の中に萠したり。勤儉を家法とする北條氏は元寇に依りて蹶き始めたり。諸國の大地主は負擔の漸く重きを感じたり。義時泰時に對する感恩の念は年を經ると共に薄くなれり。世襲政治に免るべからざる經過たる始めは簡易、後は繁文の運命は北條氏をも同じく見舞ひたり。昔し承久の役に於て草の靡くが如く武家に靡きたる彼等は今や天下を顧視しつゝ新しき主人を求めんとせり。

廉價なる武器を執りて、直に田畝より兵を擧げ得べき大地主には革命は容易なるものなりき。彼等は自己の力を信じ得たりき。彼等は若し多くの同意者を得て一たび起たは世を動すに難からざりき。彼等は兵を起す爲めに大なる用意を爲すを要せず、數通の消息文を以て互の意志を交換し得ば革命軍は此處に成立し得へかりき。されば親戚、與黨を多く有する大地主の心中には北條氏の衰

運を以て奇貨居くべしとするの野心を生ぜざる能はざりき。世々下野の足利に居り、淸和源氏の嫡流にして一族諸國に廣かり、名望一世に高かりし大地主足利義家時は、斯の如き時勢を看取し、己の家門に來るべき未來の光榮を預察し「我より三代の中に天下を取らしめ給へ」と祈りつゝ自殺せり。

源平以來居然として武家に對抗し、隱れたる一敵國を爲せる南都北嶺の惡僧は世は早や末になりにけりと察したれは隱謀縱横するを憚らざりき。

憐れなる鎌倉の政府は此の如き形勢の中にありて猶ほ自ら悟らず、狂愚なる高時は若くして入道し「うつゝなくて、朝夕このむことゝては犬おひ田樂などをあいし」家宰長崎入道圓基大小の事を心の儘にして地底の毳に火となれるを知らざりき。

(二)革命は來れり。

革命は必然の勢となれり。天下は新しき主人を待ち望めり。革命の火は何處

より上るべきか承久以來怨を呑んで武家の壓制を忍びたる京家こそ其の導火線たりしなり。

後醍醐帝の帝位に即き給ふや、別當資朝は「山伏の眞似して柿の衣にあやゐ笠といふもの着て、」東の方へ忍び下れり、藏人內記俊基は、「紀伊國へゆあみに下るなどいひなして」田舍ありきしたり。北嶺の前坐主、帝の皇子大塔宮二品親王尊雲は弓ひく道に鍛錬したまへり。宣旨は各所の地主に下されたり。彼等の或者は私かに上京せり。

秘密は破れたり。六波羅は陰謀を偵知せり。京都に集まる武士と資朝俊基とは生擒せられたり。天皇は誓書を關東へ賜へり。かくて一たび焚へ始まらんとせし革命の星火は熄へたり。是れ實に一星火に過ぎざりき。然れども爆發質に變したる天下は此星火に因つてだも猶破裂せしむるに足りし也。

皇室の御志は此一擊に因つて撓まざりき。大塔宮を前坐主とし尊澄法親王を

今の座主としたる比叡山に楯籠り、徐かに天下の向背を見るべしとは當時の策士が謀りし所なりき。

秘密は兩び破れたり。赦されし俊基は復た六波羅に捕へられて鎌倉に護送せられたり。容易ならざる風聞は廣がれり。天皇は南都に遁れ給へり。笠置寺といへる山寺に行宮は作られたり。大和。河内。伊賀。伊勢等の宣旨を奉じたる武士は行宮に參りて警衞し奉れり。源平の際に於て反覆常なかりし叡山は此處にも其の常なきを現はせり。彼等は天皇の南都に遁れ玉ひしを見て失望し、更に鎌倉勢の西上を聞きて驚慌し、勤王心を飜せり。旣にして關東武士は雲霞の如く笠置をさして攻め上れり、勤王武士の中に於て最も賴母しかりし楠正成の河內の城と笠置の聯絡は絕たれたり。かくて天皇は再び都へ入らせ玉ひて隱岐に蒙塵したまへり。具行、俊基、資朝等の謀臣は斬られたり。

而れども河內大和紀伊等南方一帶の地は猶未だ武家に服せざりき。楠正成は

千早に城き、大塔宮は吉野に據り猶革命軍を維持したり。吉野は拔かれたり。而れども宮は熊野高野の間にまぎれ給ひて野武士をかたらひ出沒自在に振舞ひ玉ひしかば天下は皆其の「武き御ありさま」を驚異せり。千早は天險を賴める城なりしかば容易に陷らざりき。久しき泰平は鎌倉武士をして其の驍名を墜さしめたり。

鎌倉政府財政の窮迫は兵糧米の催促を急にして益々其の衰運を示したり。世は又關東の威令を畏れずなりぬ。

隱岐の天皇は懶惰にましまさざりき。大塔宮は常に隱岐に通信し給へり。警護の武士は時運の既に一變せるを見て帝を援け出しまひらせんことを謀れり。名エルバを遁れ出でしナポレオンの如く天皇は隱岐より伯耆に行幸し給へり。名和長年は宣旨を奉じて、兵を船上山にあげたり。近國の武士は響の如く應ぜり。宣旨は船上山より諸國の武士に飛べり。叡山も亦宣旨を賜はれり。播磨の赤松

圜心は兵を近畿の地に起して六波羅を驚かせり。天下は鼎の沸くが如く沸騰し来れり。革命の星火は猛焰となりて焚へ上れり。

足利家時の孫たる尊氏兄弟は此の機會を奉じて船上山の宣旨を奉じたり。彼は其の門地の高きがために輕々しく動かざりき。而も一たび動くや北條氏の位置を取てこれに代るの決心を以て起れり。彼は其の一族と所親とに飛檄して勅命を奉じたることを告げ合力を要求せり。彼一たび起つ革命は此に全く成就せんとしつゝありし也。

而して尊氏と族を同しうする新田義貞は兵を上野に起して鎌倉を亡ぼせり。かくて革命は成りぬ。

(三)革命の性質、

相摸守高時入道、葛西ヶ谷の露と消へて、北條氏の亡びしより革命は成れり。此の革命の性質は如何。

日本が傳說的の社會組織を一變し根本的に一大改革を成したるは銃砲渡來以後の事にして日本の社會が近世的の意味に於て君臣の關係を生じたるは實に當時にあり。日本の地盤に星の如く列りたる大地主が兵權を收められ、諸侯の威令に雌服して默約に依り、若しくば明白なる告白に因つて君臣の義を結びたるは應仁以降天下混戰の後に在り。此の時に於てこそ「家の子郎黨」てふ家長政治的の名稱は漸く廢せられ「主君、家臣」等の封建的名稱は漸く採用せらるるに至れり。

されば鎌倉より室町への過度時代半世紀間の戰爭は、其の甚だ長く續きたるにも關はらず、其の許多の大地主をして祖先傳來の土地を失はしめたるに關はらず、槪してこれを云へば唯政治上の首領を易へたるのみにして、未だ曾て日本傳來の社會的組織を變ぜざりしなり。大地主は依然として自家の勢力を失はず彼等はいつにても雲の如く集りて治者に抗抵することを得、自ら便利なりとす

る治者を載くことを得たりき。北條氏は亡びたり、而もこれを仰ぎて治者とせし彼等は依然たり。永久の役に北條氏を助けて後鳥羽上皇に抗したる彼等は今や源氏の大將を助けたり。彼等は唯だ治者を易へんと欲して成功したりしのみ。

（四）公家の世平武家の世平、

勝に乘じたる京家は斯かる狀況を看取するに敏ならず、上代の王政を追懷して、坐ろに今日の式微を嘆じたる彼等は北條氏の滅亡を期として其の書夢を實現せんとせり。「公家既に一統しぬ文武の道二つなるべからず」とは彼等の主張する所なりき。彼等は神皇正統記の記者に依つて代表せらるるが如く、此處に勇猛なる改革を斷行し武人の專權を抑へ以て大寶令的の王政を布かんと欲したり。彼等は其の主義より云へば復古黨にして其の施設より曰へば改革黨なりき。然れどもこれ言ふべくして行はれ得べからず、日本社會の大地主の多くは、已に不利益なる、かかる改革を喜ばざりき。彼等は久しく屛息したる長袖が時を

得顏に翺翔するを見て不快を感じたり。北條氏を倒したる力たりし彼等の功が正當に酬はれずして名もなき靑侍等の君恩に誇るを憤れり。

新しき政治の舞臺に上りたる記錄所決斷所の官吏は所謂板夾みの境遇に置かれたり。改革に鋭意なる京家は武家の勳功に誇りて漫りに土地を賜はるを批難せり。改革の事業が動もすれば武人のために妨げらるるを切齒せり。武家は京家の功なくして驕ることを難じたり。局に當れる新任の官吏は其の孰れをも滿足せしむる能はざるに倦みしかば朝廷の新政は漸く荒まんとせり。

尊氏兄弟は始めより北條氏に對し取つて代るの意見を有したるを以て、其の六波羅を亡ぼすや直に勝者の權を實行し、自ら武家の統領を以て居り賴朝の爲せし所を爲さんとせり。彼等は其の黨與の大なるを恃んで王家に迫り、直義は北條氏の後を受けて鎌倉に居り、左馬頭に任じ、相摸守を兼ね尊氏は京都にありて三箇國の守護職と許多の郡莊を賜はり、參議に任じ從三位に敍せり。而して

彼等がかゝる顯榮の地位を占め天下の武士を後楯とし、隱然一敵國をなせることは改革を目的とする京家にとつては堪ゆべからざる苦痛なりき。彼等曰く「公家の御世になりぬるかと思ひしになかなかなほ武士の世になりぬる」と。

尊氏に亞きて勢力ありし武士は新田義貞なりき。彼が鎌倉剿滅の功は天下の驚異せし所なりき、而れとも不幸にして彼の門地は尊氏に及ばざりき。増鏡の作者と神皇正統記の作者とは彼を記して尊氏の一族なりと曰へり。而して尊氏の黨派は彼が高時を亡ぼし得たるは尊氏の幼子四歳の義詮と事を共にしたるに因れりと言へり。門地を尊べる當時の武士は彼が上野の土民より一蹴して左馬頭に任じたるを以て所謂「なり上り者」なるが如く見做し寒族より起つて朝廷に寵せらるるを嫉妬せり。而て改革黨は彼れが望を武士に得ざるを機會としてこれを彼等の與黨に招けり。

再び隱謀史は繰り回へされたり、大塔宮、新田、楠、名和等の一黨は尊氏を

僵さんことを謀りしが却つて尊氏のために探知せられて不幸なる大塔の宮は鎌倉に流され玉へり。

(五)尊氏兄弟

尊氏兄弟が武士の代表者として京家に抗し終に成功したるは彼等が當時に於ける革命の性質を解し、普く大地主たる武士の歡心を失はず、鎌倉政府の故轍を踏み敢て異常なる改革をなさゞりしによる。彼等が京家の半ば想像的なる改革說に反して、保守の意見を持したるによる。彼等の手が鎌倉屠殺の血より潔かりしは却つて彼等をして關東に人望あらしめたる一原因となりしならん。彼等は實に時勢の寵兒にてありき。

然れども彼等の成功は獨り時勢の然らしむる處たるのみならず。又彼等の人物に因れり、尊氏は實に武士の同情を博し得べく武士を率ゐ得べき主將の器なりき。彼は極めて大膽にして死を恐れざりき。彼の最も長ずる所は戰爭にして弓

馬の藝に於ては比類なき大將なりき。而して彼は戰場にありて極めて猛烈なりしと反比例に私情に於ては極めて溫厚なりき。彼のハートは何物をも其の中に溶解するに足りき。彼は人を憎むことを知らず、人の求めを拒む能はざりき。彼は善く降を容れ、幾度も叛きたるものの降をも容れたりき。彼は何人をも友とし、何人をも味方とし得る度量を有し、數ば降參者をして己れの陣屋の所を守護せしめたり。彼は物を惜むことなく利を分つことに吝ならざりき。是れ實に日本武士の理想にかなへるものなり。彼等の頭領としてこれを指揮するに足れるものなり。而して直義はかゝる尊氏の缺點を補はんがために生れたるものの如くなりき。尊氏は寬厚なり、彼は正直なり、尊氏は善く戰へり、彼は心を吏務に用ゐたり。今川了俊曰く「大休寺殿(直義)は政道私なし」と彼は實に尊氏の蕭何なりき。彼嘗て一族を諭して曰く「家によりて身を立つべしと思ふなかれ、文道をたしなみて、御代の助となりて立身すべし」と。尊氏は大膽なり、彼は細

心なり。暫く名分論と勤王論とを措きて其の人物につきてのみ商量すれば、吾人は尊氏兄弟が室町十三世の覇業を建てたる者眞に偶然ならざるを見る。

(六)鎌倉幕府の設立

天下は朝令暮改して定まらざる公家の政治を厭ふて泰時時頼の古を慕ひたり。夢の如くにして滅されたる北條氏の仁政は猶新しき記憶として民の心に留まれり。信濃に免れたる高時の子は野心勃々たる大地主に擁せられて前代恢復の旗を擧げたり。關東の野は靡然として之に應じたり。鎌倉の直義は支ふる能はずして成良親王を奉じ三河まで遁れたり。而て土窟に幽せられたる護良親王は此の騷動のまぎれに於て直義のために殺され給へり。

尊氏は自ら下りて直義を助けんことを請へり。朝議はこれを難じたりき。若し彼を關東に放たば是れ虎を山に放つものなりてふ恐怖と猜疑とは改革黨の心を充たしたりき。故に彼は請はずして發せり。彼は三河の矢作に至つて直義に

會し此處より兄弟馬を並べて東行せり。三河は彼の領地たりしを以て彼等は此處に有力なる援助を得しならん。かくて彼等は東海道を七戰七勝して鎌倉に入りしかば、前代恢復を名としたる烏合の軍は彼等の前に散じたり。關東既に此の如くにて平ぎしかば彼等は世々將軍の舊迹たる若宮小路に新館を作り居然として關東の主たることを示したり。

京都より勅使は來りぬ。「軍兵の賞に於ては京都に於て論旨を以て宛行ふべしまづ早々に歸洛あるべし」とは彼の帶びたる勅命なりき。されど關東は既に獨自一己を有せり。鎌倉政府は既に建設せられたり。尊氏兄弟は既に自ら賞罰の權を行へり。勅使の來りしは餘りに晩かりき。

(七)京都武士の有となる。

尊氏の反情は既に明白となれり。新田義貞は勅を奉じて鎌倉に向へり。高師泰は之れを三河の矢作に逆擊して破られたり。義貞は連戰連勝して更に直義の

率ゐたる一軍を手越河原に破り進んで彼を箱根に擊退せり。久しく鎌倉に居て奥州の北畠に備へたる尊氏は起てり。彼は兵を足柄なる竹の下に出して官軍の側面を擊てり。此の一擊に因りて形勢は變じたり。官軍に從ひたる武士は志を變じて關東方となれり。意氣既に關東を呑みたる新田勢も其の退きて富士川の西に至るや、一族恩顧の兵のみになりぬ。尊氏兄弟は直ちに官軍を追擊して西に向へり。人心の未だ向背に迷へる當時にありては是れ實に止むを得ざるの策なりき。彼れ若し賴朝の如く靜かに關東を經營したらんには義貞の率ゐたる官軍は瘡痍を裹んで重來すべく、奥州の北畠氏は直に北境に陷るべし。斯の如くせばこれ北條氏の末路を再演するものなり。是故に彼等は勝利の威に乘じ長驅して敵の根本を覆すべく定めたり。而て京都は彼等の計れる如く其の手中に落ちにき。

然れども京都の形狀は彼等を永住せしめざりき。義貞は帝を奉じて叡山に據れり。所々の官軍は四方の糧道を塞がんとすせり。奥州勢は彼等の後を追ふて

上洛せり。此に於てか彼等は再び京都を棄んことを決せり、中國南海の諸要地に味方を有する彼等は退きて九州を保ちしばらく兵馬の足を休めんことを策れり。元寇以來關東武士と親しかりし九州武士は彼等を歡迎せり。かくて彼等の黨與は關東より九州まで蔓延せり。既にして彼等は新鋭なる精力を以て東上せり。尊氏は船にて直義は陸より次第に攻め上れり。正成は戰死せり。義貞は帝を奉じて再び叡山に據れり。詐りの和議は帝と尊氏との間に講ぜられたり。義貞は其の賣られたるが如きを愁訴し、慰諭せられて、皇太子幷に尊良親王を奉じて越前に赴けり。幾なくして帝も亦吉野に遁れ給へり。是に於てか京都は全く武家のものとなれり。

改革黨の志は此に至つて全く破れたり。足利氏の號令は今や天下に行き渡れり。久しく向背に難みたる天下は、最早足利氏を以て正統の政府となすに至れり。

（八）南軍の黨派心

史を讀んで南北成敗の迹に至れば吾人は此處に著しき反對の二者の中に存することを見るなり。他なし北軍の黨派が常に足利氏を仰いで首領となせしにも關はらず。南軍の中には輿望を繫ぐべき大人物なかりしこと是也。

若し夫れ個人的の勇氣若くは智識に就いて論ずれば南軍の中に於ても固より敬服すべき人物に乏しからざりき、唯全體を總攬し、大勢を指導する者に至つては固に其の人なかりしなり。神皇正統記は南軍の一將たる北畠親房の筆になれるものなり。彼の記する所によれば義貞正成は一將に過ぎざるのみ。其の事業は顯家顯信の事業と匹なるものなり。神皇正統記を通して、吾人は作者の眼に、南軍の運命を双肩に擔ふべき人物の映せざりしことを見る。梅松論に尊氏九州より上陸の當時を記して時に正成奏聞して云ふ、義貞を誅伐せられて、尊氏卿を招かせられ、君臣和睦候へかし、御使に於ては正成仕らんと申上げたり

とあるは固より信ずべき記事にあらざれども、而も南朝諸侯の各一敵國にして主盟なかりしにあらずんば、作者何んぞかかる想像を描き來らんや。

一言にして言へば南軍は案内なしに歩める者なり。各其の封疆に據つて戰ひしものなり。破壞的の事業に至つては蓋し其れにて足れり。建設的の事業は之に因つて成るべからざる也。官軍の久ふして終に振はざりし所は職として是に因る。

（九）戰亂の性質一變す、

而りしより後、戰亂結んで解けざること半世紀。此の間に於て戰爭の性質は一變せり。官軍は當初の精神たる公衆一統、王政復古の政綱を忘れたり。元弘建武の際に於て炎々たりし改革の猛志は中興諸將と共に眠りたり。

始めは政治的の意志を以て敵味方を分ちたる者も今は唯だ復讎の爲めに戰へるなり。太平記記者が才筆を揮つて記したる軍物語は今や政治的に無意味とな

れり。是に於てか足利氏の黨與に在りて權力の競爭に破れたる一黨はややもすれば、遠慮なく南軍に結べり。南軍は容易に之れを容れたり。遠慮なく南軍に靡きし彼等は又遠慮なく南軍を離れたり。かくて小鬪は各所に行はれ、利害は各所に感ぜられ、南軍漸く衰へ義滿の時南帝京に入りて久しき戰亂は熄みぬ。
而して其結果は一語之を盡すべし。曰く北條氏は亡びたり、而も其遺制は復活せり。

戰國時代

(一)室町氏の天下

室町氏の政府は大地主の上に立てられたり。天下を割きて大國に封せられたる一族、勳舊は太守、守護、屋形等の尊稱を有して儼然たる一個の諸侯たりしが如くなれども、其の實は左程權力ありしものにあらず。彼等は其下にある大地

主に對しては唯定期の朝覲を受け、軍役を徴するの權ありしのみ。而して大地主は之に反して其の封疆に於て生殺與奪の權を恣にし、眞個の意味に於て領主と稱せらるゝ程の威福を弄せり。例へば駿遠の國主今川氏の如きは足利氏の一門にして府中に鎭し二ヶ國を領したりしかども其に隷屬せる大地主は多くは賴朝以來の門閥なりき。而して遠江の井伊氏の如きは嘗て南朝に屬したりしものなり。阿波は細川氏の領國たりしかども、其の大姓たる三好氏は淸和源氏小笠原氏の一門にして鎌倉の時より此處に昌へ、細川氏の此處に封せらるるに及んで之に朝勤したりしものなり。足利氏は嘗て其の一族を遣つて奥羽を鎭せしめたりしかど伊達、葦名を始めとして五十四郡の大地主はこれに關はらずして皆足利氏よりも久しき歴史を有し、各自の利害のために相戰へり。九州の島津、大友、秋月、小貳等が甚だ古き大地主たりしは論ずるまでもなし。天下は久しく系圖長き大地主を星羅しつゝ、其の勢力は足利氏の威柄も亦之を如何ともす

る能はざりき。

此の如き形勢の下に於て、歷史學の發達せざりしは怪しむに足らざるなり。日本全地盤を題目として歷史の書かれたるは實に德川氏の時に於て始まりしものにして、室町氏の世に於ては各の大地主は各の歷史を有し獨自一己の盛衰を有したりき。天下の全局に關係なき各家の小利害は屢ば各地に於て小兒の擬戰よりも稍や大なる爭鬪を起し、國の全面はこれがために漣波の如き小波動を絕たざりしが故に若しスコットの如き名手を藉りて其の狀態を描寫したらんには人の娛樂を促すべき好個の歷史小說たるべきも、これを日本國民の史とも見るときは眞に取るに足らざる出來事の連續に過ぎざりき。一言にして言へば當時の出來事は歷史に記さるべきものにあらずして系圖に記さるべきものなりしなり。かかりしかば室町氏の政治史は朝廷の政治史にして郡國の政治史にあらず、室町時代の記者が筆を執つて記したるものは朝廷の間に行はれし嫉妬競爭、

陰謀、與奪の歴史にして題して朝廷記事と曰ふべきものに過ぎず、而して其の政治學は民政よりも寧ろ禮式に重きを置かれしこと猶王朝の衰時の如く、三管領、四職等の名稱は攝家淸華を擬して其の一門と譜第との光榮を誇りしかとも、其の施政の及ぶ所は近畿數郡の間に過ぎず、世界はなほ鎌倉以來の舊觀を存したり。

(二)形勢一變の豫兆。

斯の如き天下はよし多年の改革に疲れたる反動として、暫く無事を樂しむと雖も、終に一變せざるを得ざるの傾向を有する者なり。一時の必要に依りて室町氏と其の黨派とを主盟となしたる大地主等がいつまでも其の制御の下に默從し居るべしとは如何なる樂天主義の豫言者も豫言し能はざるべき所なり。勇氣ありて野心に富みし足利義教が鎌倉の公方を亡ぼせしより、さなきたに冷やかならんとする一門の交りてふ感情は零點以下に落ち來れり。赤松滿祐が義教を殺

せしより從來足利の天下を結びたる等持院以來辛勞を共にしたりてふ譜第恩再の情は消えたり。爾かりしより以來管領七頭皆私門を營みて絕へて公共の利益を思ふものなし。尊氏とともに天下を經營したる骨肉譜代は今や其の心に於て相通すべき同情なく而も衝突すべき利害を有するものとなれり。足利氏が天下を仰へたる重力は彼等の共心戮力なり。而して今や彼等の一致は、其の中心に於て瓦解せり。足利氏は旣に其の重力を失へり。

肥滿せる足利義滿は斯の如き形勢の間に生れ鼎沸したる天下を見つゝ逝けり。彼はこの形勢をして一層早く爆發に至らしめたる庸愚の君なりき。而も彼なしと雖も天下は必至の運命に迫られて終に此所に至るべかりしなり。古より國家將さに亂れんとする時は不肖の君ありて常に其の過亂を早むるものの如し。天若しくは衝突を短くして速に平和を克復するに意ある乎。彼はさなきたに沸騰せんとする天下をば自ら手を下して攪亂したり。彼は知らず識らず危殆

なる形勢を破壞し未來に來るべき太平に急ぎつゝありし也。

（三）兵器變遷の結果、

應仁元年、戰塵輦轂の下に揚がりしより、天下は全く主權者なき混亂の原形に還りたり。而て其の結果の南北朝の如く交綏に終らずして大破壞大掃蕩を捉がし、此處に社會の形勢を一變したりし者は其の原因原より一に非ずと雖要するに兵器の變遷を以て其の最なる原因とせざるべからず。蓋し大刀、長刀を以て唯一の武器としたる太平記時代の戰爭は單純なる腕力の角鬪を距る唯一歩なるものにして固より隊伍の整々たるを要せざりしと雖も、鎗を持つて重なる武器としたる應仁以後に於ては隊伍の編制は頗る戰爭の成敗に關するものなり。且鎗は刀に比して價廉なるを以て多くの人數に支給し得べく從つて多數の兵をして有効ならしむべきが故に

（註）朝倉敏景十箇條に曰く名作の刀、脇指等さのみ被好間敷候、其故者　假令萬疋大刀を持たりとも、

百疋鎚百丁には勝れ間敷候、然れば萬疋を以て、百疋の鎚を百丁求め、百人に被持候はゞ一方は可ニ相防ニ事と以て其情態を察すべし。

個人の勇氣よりも兵數の多寡は重んぜらるるに至れり。

而して銃砲の輸入は益々此の形勢を助け、隊伍の成否、富の大小は愈々大に戰爭勝敗に關せしかば比較的に小さき大地主は比較的に大なる大地主に對して其の地位を保つ能はず、兼併次第に行はれて此處に眞個の統一的小國の各所に作らるるを見るに至れり。斯の如くにして日本は始めて其の面目を改めたり。近世的日本は實に新しき兵器の生み出せし所なり。

(四)小さき中央集權の成立、

兵器の變化は先づ隊伍の編制を促せしかば茲に始めて所謂家子郎等の名を以て、各地に組織されたる家長制度を一變したり。而て隊伍の編制は更に小さき中央集權の成立を催し此所に諸侯の國を生ずるに至れり。その紛爭の愈よ劇し

きに及んでは、攻守の必要は大地主の地方に散在するを許さゞりしかば皆盟主の城下に集りてその節度を奉ぜしを以て彼等の地主たる勢力は漸く減少せり。斯の如くにして從來の社會組織は一變す。

今此の形勢よりして新に生じたる小さき中央集權の形式を描かんに、應に左圖の如くなるべし。

國主—年寄（若くは家老と曰ふ）—奉行—代官—庄屋—（地頭百姓）
　　　　　　　　　　　　　　　—物頭—寄親—譜代（地頭百姓）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—被官（地頭百姓）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　—給人

地頭は地主なり、行政の命令は年寄より奉行に傳へ、奉行より代官に傳へ、代官より庄屋に傳へ庄屋より地主と百姓とに傳ふ。斯の如くにして行政は自から兵事と分れたり。戰爭愈よ劇しくなりて行政系統の位置愈よ下り、代官

の如きは自稱して股拔役と曰ふに至る。戰時に於ける彼等の任務は今の輜重兵が爲す所を爲すに過ぎざりき。されど時勢一旦太平に入れば彼等は實に牧民の官たる也。

物頭は隊長なり。寄親は分隊長なり。譜代は家の子郞黨の家なり。被官は他の獨立せる大地主が攻守の必要より、若しくは勢力の匹敵せずして自立する能はざるより從屬せるものなり。給人は庸兵客將の類なり。彼等は土地を所有せざるが故に給を國主の糧米に仰ぐ故に又糧人とも云へり（荻生徂徠の說く所に依れば後世の浪人は其の傳化なり）。戰時に於ける物頭の地位は甚だ高くして殆ど家老を凌げり。德川氏の時に及んでも諸侯の國には物頭役の祿、家老に讓らざる者なきにあらざりき。

未來に起るべき大王國の豫兆は此の小さき中央集權の中に見はれぬ。

（五）情義的より法律的に

斯くの如く一變せる社會に於て始めて法律思想の發生したるは怪むるに足らざるなり。昔し天下猶大地主を羅列せし時には謀叛の如きはさまでの重罪とし見られず、例へば兵を擧げて時の執柄者に抗せし事ありとも一たび甲を脱ぎて降れば大抵宥恕せられざるはなかりき。何んとなれば嚴に其の刑を正さんには執柄者の威力に猶不足なればなり。されば幾度も政府に叛きたる大地主も、猶ほ其の領地を失はざるを得て、彼等と政府との間は唯情義のみこれを繋ぎたり。既にして小さき中央集權の起るにつれて、世は再び古の不節制なるに還るべからず、此處に始めて君臣の間を制裁すべき法律を生じたり。一言にして言へば君主の勢力が己の意志を強行せしむべく發達せしに至つて始めて法律を生じたり。所謂長曾我部元親百箇條、朝倉敏景十七箇條、信玄家法の類の如きこれなり。(今世に傳ふる信玄家法は恐らく僞撰なるべけれども)此の時に及んで世は始めて制裁を有し、威嚴を有する沙汰書、命令書、仕置書を見るに至れり。

史家或は云ふ。戰國の時に當つて峻刑酷罪の行はるるを見ると。其の實は戰國の時に至つて始めて法律思想を生じたるのみ。たとひ形式に於て明かに法律なる者を生ぜざるも君主の命令は違背すべからずてふ觀念を生じたるのみ。此の如くにして默諾にもせよ、若くは明文にもせよ、諸侯の國に生じたる立法の大旨は領内に於ける君主の權利を認定し、國を擧げて攻守に一致するに在りき。

たとへば

(一)沙汰日を定めて諸士の訴訟を判決せしが如き。

(二)親族連累、若くは官屬連累(下官罪あれば罪長官に及ぶ)土地連累(一人罪あれば罰邑中にひろがる)の法を定めしが如き。

(三)馬を養ふべき身分を定めたるが如き。

(四)私鬪(傍輩刄傷打擲)を禁ぜしが如き。

(五)士分の婚姻に制限を立てしが如き。
(六)兵器の精練を奬勵せしが如き。
(七)命令の傳達法を定めしが如き。
(八)家老奉行の身分を定めしが如き。
(九)越境の者を嚴罰に處するが如き。
(一〇)城下定住の法を定めしが如き。
(一一)租稅の法並に賃銀計算の法を定めたるが如き。

皆此の目的を達するの方便たるに外ならず。德川時代の制度は此の中より發達したるものにして、戰國が生み出せる文明の結果たるに外ならず。

(六)天險よりも寧ろ人巧に。

久しく天險を以て唯一の防衞としたる世は今や新しき武器の輸入せられたるがために其の賴み難きを知れり。東海道の瑞西たる伊賀の豪族は其の山國たる

を利して數は信長の師を退けたりしかども、遂に降れり。

中國の石見も其の容易に攻められ難かりしにも關はらず、毛利氏に圍まれて遂に、其の運命を伊賀に同じくせり。武田氏の根據たる甲斐は天府四塞の地たりしかども四もに兵を蒙りて久しく傳へたる新羅三郎の社稷は祭られざるに至れり。豊後紀の谷の紀伊氏は國中の要害に據りて長く其の獨立を保ちたりしかども新に豊後に來りたる黒田氏のために亡ぼされたり。斯の如くにして鎌倉以降險要に憑つて獨立を維持したる大地主は大抵亡びたり。天險の賴むべからずなれるとともに、人巧の防禦術は進歩し來れり。松永久秀は志賀の城に天主閣をおき、先づ西洋の城制を採用するの地を爲したり。時勢の推移を察するに敏なる織田信長は安土を城くに全然たる西洋式を用ひ築城の法は全く一變せり。築城術は不完全ながらも一個の學術になれり。加藤淸正の臣飯田角兵衛の如き、淺野長政の臣桑山重晴の如きは築城の設計家として世間に重んぜらるゝに至れ

り。而して自然の結果として城の位置は山より平地に移れり。斯の如くにして大なる湟を有し、大なる石垣を有し、銃眼を有する城郭は日本の平地に建て連ねられたり。

(七)戰術

斯の如き形勢の下に戰術の一變せるは固よりなり。情義と慣習より組織せられ、個人的の動作を以て重しとしたる古代の戰術は其の位置を規律と節制とに依りて組織し、全體の運動を以て目的とする近世的の戰術に讓れり。「家風」「軍略」等の名を以て一種の兵學は人の目前に浮び來れり。支那古代の兵書たる七書は時の必要に呼ばれて志ある者に讀まれたり。

(註)北條早雲が三略を讀ましめたりと云ふは後人の僞托に出づるものなりとするも當時兵書の流行せることは他に明證あり。信玄が其旗に孫子の語を書かせたるが如き、毛利元就が石見を攻むる時其の臣某が三略を引きて元就を諷諫したるが如き、天文六年に書かれたる河越記に兵書を引きたるが如き、當時兵書の讀まれたることの疑ふへからざる事實たるを見るべし。

甲斐の武田晴信は斯の如き潮流の中に立つて先づ「節制の兵」を以て天下に鳴れり。而て越後の上杉輝虎は其の士卒を訓錬するの道に於て武田氏に頡頏したり。是より甲越二家の兵法は天下の環視して歎美する所となれり。彼等は兵術一變の運に當りて、之れが先登たりしものなり。然れども兵術の變化は甲越の二家に於て止まらざりき、文明の進步は遙かに二家を超越したり。二人の中にては後に死したる輝虎すらも猶未だ夢想せざりし大砲(石火矢)は漸く行はれたり。豐太閤が天地一擲の大賭博を試たる朝鮮役は益す此の新機械の恐るべきことを證明せり。陣法はここに於てか又一變せり。而て日本戰記に比類なき大戰たる關ヶ原の戰は此の新しき陣法に依りて戰はれたり。數學を應用されたる射術は此の時に於て既に實際に用ゐられたり。所謂文明流の戰は既にその端緒をあらはせり。

(一)斥候を用ゆること漸く多くなれり。斥候の巧拙は勝敗の重なる原因として見

られ重要なる武士を斥候に用ゆるに至れり。

（二）備立、人數配りを大將の責任となせり。大將は最早個人的勇氣を絶待的の必要とせざるに至れり。

（三）銃丸を防ぐに竹束を用ゐたり。通例竹束を以て陣頭に並べ敵銃を禦げり昔のかき楯を並べし處に竹束を並べたり。而て楯の用は廢せり。

（四）使番ありて大將の命令を諸隊に傳ふ。

（五）本陣の兵の外に馬廻りの護衞兵あり（德川氏の小十人の如し）（信玄隨兵三十人亦此の類なり）。

（六）軍謀を主とするもの大將と共に概ね戰場を經歷したる老武士を用ゆ。

（七）小荷駄（輜重）に定法あり。軍隊に混ぜざらしむ。

（八）戰の始まる前に軍令を下し奉行、横目等の軍官を置きて諸隊の動部を監し戰後に軍功に從つて賞罰す。

(十)多く諜者を放つ。

(九)弓矢の用衰へて銃砲の用起る。

(八)國民の氣風、

詐僞にして信ずべからざる政略的結婚、

(註)たとへば北條氏康の室は今川義元の妹、其の子氏政の室は武田信玄の女、其の子氏直の室は德川家康の女なり。而て義元は氏康と隙あり、氏政は妻の兄弟たる武田勝頼を攻め、氏直は其の舅たる德川家康に圍まれたり。黒田孝高は其の女を紀伊氏に嫁して紀伊を誘殺せり。戰國時代諸侯の婚禮は多くは政略的婚禮なり。

若くは利害の變化すると共に忽ち變ずる攻守同盟、若くは陰險極りなき外交的技術の行はれたる戰國時代に於ては諸豪の興廢常なきと以て、今日言ふ所の「忠君の念」の如きは未だ發達するに隙あらざりき。勇氣ある武士は諸國を遊歷して意氣相投じたる君主を撰び、意を得ざれば又其所を去りて他の意に合したる君主を得るを常となせり。一言にして云へば當時は實に秩序の時代に非ずし

て意氣の時代なりき。此の如き氣風は婦人の間にも著しくして幕府時代に見ゆるが如き「奥樣風」は少しも痕迹を存せざりき。昔々物語の作者は當時の婦人が離別せられたる夫の後妻を迎ふるを聞くや、自ら女軍を率ゐて彼の家を襲擊し「騷動打（うはふりうち）」といふことを爲せしと記したり。軟弱なる婦人すらも猶ほ復讎心に勵まされて、腕力沙汰に及ぶことを恥ぢざりしとせば其餘は則ち知るべきのみ。既にして戰塵漸く收まり、權力漸く均平し、德川の天下漸く成るに及んで「忠君の念」生じ、「秩序」を生じ、「婦人の柔德」生じ、日本人の氣風は此に一變せり。

而て之を要するに銃砲の輸入より社會組織が受けたる大變化の結果に過ぎざる也。

第二章

國史管見

富樫氏と門徒一揆

さなきだに基礎堅固ならざる室町氏の統治權衰へて、世は再び大地主割據の時代に還りし時、國民自保の精神は二個の現象に於て顯はれたり。（一）には即ち市府自治の制にして、當時に於て瀨戶內海の咽喉たりし泉州堺の如きは、市街を廻らすに堅固なる柵を以てし、壯丁を養ひ、武器を弄し、以て近傍諸豪の侵略に備へたる形迹あり。思ふに筑前博多の如きも亦斯る自保の設備ありしなるべし。或は委しく詮索したらんには、我國沿岸の諸要港が互に其聲息を通じ、一種の同盟を組織して、以て戰爭好きなる時世の風波より自己の安全を防衛するの機關を存したるを發明すべき歟。こは廣く材料を集めたる上ならでは容易

に判斷すべからざることながら、近ごろ聞く所に因れば日本沿岸の商人より羅馬法王に上りたる連署の文ありといへば、其等を調査したらんには當時如何なる方法によりて各市府が其位置を維持したるかを詳にするを得べし。兎に角かかる紛擾の時世に於て市府に自保の道なかりしと思はゞ是れ史眼なき者也。市府既に自保の道あり。市府が一個の勢力として時の英雄に認識せられ、利用せられつゝありしも亦疑ふべからざる事實ならんや。豐臣氏が未だ九州征伐に從事せざりし以前より既に博多の富豪と石田三成との間には書信の往復ありし如きは此中の消息に一點の光を與ふるものなり。(二)には即ち寺院の一揆なり。蓋し總ての俗世的秩序が蕩掃せられたる時に於ては、數國若くは數郡に亘りて一種の統治的機關を有するものは獨り寺院あるのみ。彼等は久しき歷史を有する本寺末寺の組織によりて、互に相系聯するが故に、世が秩序なき時に於て猶ほ秩序を有し、世が個々の小分子に分れて互に隔緣し、一致の運動を爲す能はざ

る時に於て、猶ほ一致の運動を爲し得べく、加ふるに寺院の所在地たる多くは形勝の地にして、而して其構造も亦自ら城堡に近きが故に、戰國の間に於て、此自然の城堡も脈絡の貫通に因つて以て自家の安全を維持し、併せて自宗の信徒を保護し得べかりし也。是れ各地に門徒一揆、法華一揆等の發生したる所以にして、彼等の起源は要するに自保に在り。浪風荒き世間に對して消極的に自己の位置を守るに在り。然れども既に防衛の力を備ふ、一旦事變に遭遇すれば直ちに攻擊的態度を取る難からず。是れ宗門の一揆が往々にして土地侵略の擧に及び、僧侶に衣するに俗權を以てするに至りし所以なり。加賀に於ける門徒一揆が、累代の名族たる富樫氏を亡ぼし、國を擧げて本願寺の統治に屬せしもの、蓋し此に外ならず。

史家或は當時の本願寺法主にして、此一派に於ける中興の英雄と稱せらるゝ蓮如上人を目して譎詐奸猾、時代の風雲に乘じて私門の擴張を計りたる浮世坊

主なりとするものなきに非ず。然れども吾人はしかく論斷する能はず。事實を曰へば、蓮如の人物は、彼の史傳に關する材料に乏しき吾人に在りては、未だ何をも曰ふとの極めて早計なるを思ふ。さり乍ら一臠の肉も全鼎の味を推測せられざるにはあらず。眞宗の一派が經典として日々讀誦しつゝある彼れの書簡集(御文章)は彷彿として彼れの人物が如何なるものでありしかを吾人に敎ふるものゝ如し。此書簡集は文明三年彼れ年五十六の時より明應七年彼れ年八十四までの間に書かれたるものにして、富樫氏の亡びたるは其中間長享二年にあり。而して多くの部分は文明第三年より同八年まで彼れが北國傳道の時に於て書きたるものなり。吾人の見る所を以てするに、此書簡に顯はれたる彼れは決して或る史家の言ふが如き俗世界の料理に長じたるリシエリユー一流の浮世僧に非ず、熱心にして而かも明白なる信仰を有し、此信仰を庶民の心に徹底せしめんと務めたる傳道者なり。昔し蓮如を稱して祖師親鸞の再生なりと評せし信者あ

りしと曰へり。吾人は此熱心なる信者の批評の頗る當れるを思ふ。彼は何處迄も平和の使者にして何處迄も福音の使者也。彼の御文章を通じて現はれたる彼の心も、彼の調子も、共に其顏色に於て敵人も猶ほ堅き心を鎔かさゞるを得ざりし親鸞の遺骨を傳へたるが如し。彼は常に其門徒を誡しめて曰ひき。祖師聖人(親鸞を指す)が我等を誡めて、たとひ牛盜人といはるゝとも佛法者、後世者とみゆる樣に振舞ふべからずと說かれたるは、我等の服膺すべき所なり、我等は其信仰を以て他人に誇るべからず、我等は唯だ何となく世に處し、人に接し、世間の是非を聞き知らぬさまして、心には深く信仰を有つべし、諸宗諸派とも誹謗すべからず、諸神諸佛菩薩を輕しむべからず、守護地頭を疎略にすべからずと。彼れが平和の服粧を爲して心に劍戟を研ぐものに非りしは、辭氣平靜にして用語叮嚀なる彼れの書簡が明かに證する所也。人情は千古に存す。如何なる世に於ても人間は虎狼を拜む者に非ず。彼れの飛錫が北陸の野を風靡し、加越

の門徒が彼れに因りて鼓舞せられ、感激せられ、自ら禁ずる能はざりしものは、蓋し彼れの內に斯くの如き至誠、斯くの如き熱心、斯くの如き柔和ありたるが爲也。

然らば即ち富樫氏を亡ぼしたる門徒の暴起は誰れか之を促したりや。富樫記の記す所に因れば、先づ之に向つて導火となりしものは、專修寺派と本願寺派の衝突なるが如し。專修寺派の念佛宗が何時頃より加州に行はれたるやは吾人の未だ詳にせざる所なれども、當時の守護職たる富樫政親の妻は、專修寺派の巴蜀漢中たる伊勢の國熱田大宮司の女たるに因りて之を察すれば、專修寺派が早くより加州に勢力を有したるは疑ふべからず。而して蓮如の傳道は此際に向つて爲されたり。彼れが非凡なる人品は忽ち反響を加州の野に起せり。宗敎的狂熱の火は投ぜられたり。精神界は忽然として波瀾を擧げ來れり。專修寺派が之に對して反抗の態度を取りたるは蓋し自然の數なり。何となれば宗敎的

英雄の出づる處、宗教的狂熱の燃ゆる處、自然に精神界を二分し、敵と味方とを生ずるは、歴史に普通なる現象なれば也。

而して此事實は御文章の中に於ても覗ひ見るべからざるに非ず。平和の使者として福音の傳道師として書きたる此書簡も、悉しく其中を見れば、既に異端攻擊の分子なきに非ず。彼は成るべく其門徒をして紛爭を避けしめんと勉めたるものの如しと雖も、其祖師相傳の信仰を維持するに至つては熱心火の如きものありき。勿論其火たる炎なきの火也。彼が平和を愛するの情は、其火に灰を蒙らせ得たりと雖も、而かも一點の星火も亦林を焚くに足る。彼れの中に潜める信條護持の精神は、門徒の中に於て炎上して白熱を發する者とならざるを得ず。彼れは其書簡に於てたゞ「國の佛法の次第非義たる間正義に赴くべきこと」と曰ひたるに過ぎざりき。而も之を聽きたる門徒の間には、如何に異端憎疾の氣焔を高めたるべきぞ。彼れはたゞ、

十刧正覺のはじめより我等か往生を彌陀のさだめましく〱たまへることをわすれぬがすなはち信心のすがたなり、

と曰へる異端を破して其宿命論と信仰を混合せんとしたるを非とし、

たとひ彌陀に歸命すとも善智識なくばいたづらごとなり。このゆへにわれらにおいては善智識ばかりをたのむべし、

と曰へる僧侶檀權の說を破して、人の賴むべきは、唯阿彌陀一佛なるを論じたゞ分別もなく南無阿彌陀佛とばかりとなふれば極樂に往生す、

と曰へる說を排して、信心の必要を說きたるに過ぎざりき。然も之を聞きたる門徒は如何に宗敎的爭論の氣風を長じたるよ。斯の如くにして加州の野は正に宗派の分破に動けり。蓮如は飄然として去れり。而も彼れが殘したる宗敎的紛爭は愈よ劇甚となれり。而して是れ實に從來加州に存したる一種の黨派的騷動に好機會を與へたるものなりき。

之より先き加州には二黨ありて對抗せり。政親の父泰成死するや、政親の祖父泰高の一黨は管領右京大夫細川勝元に賴りて泰高をして再び守護職の地位に上らしめんとし、富樫家の老臣等は管領畠山持賴に因りて政親を守護職とせんとしたり。斯の如きの家督爭ひは當時に於て、珍しからざる事件なりき。而して勝利は老臣の黨派に歸して政親は守護職となれり。祖父と孫とは各一方に對立して國は二黨に分れたり。泰高の一黨が、本願寺派の門徒を使嗾したりや、專修寺の門徒が政親に勸めたりやは未だ明かならざれども、互ひの間に行はれたる不快、反抗、隱謀は自然に泰高をして本願寺派を援けしめ政親ををして專修寺派に加擔せしむるに至れり。是に於てか、宗派の爭は變じて黨派の爭となれり。而して本願寺派の勢力殊に大なりしかば政親の威令は殆んど行はれずなりぬ。

當時將軍義尙、六角高賴を追討せんとして鈎の里に在り。政親も亦之に從へ

り。彼れは此機會を利して本願寺派の跋扈を將軍に訴へ、一揆退治の敎書を乞ひ、近國の兵を招きて以て國政を統一せんとせり。將軍の敎書は土豪に傳はれり。政親は加州に歸り高尾の山城に據り、以て四隣の援兵を待てり。本願寺派は是に於てか、殺すか殺さるゝ乎の二の問題を決すべく迫られたり。彼等の運動は機敏なりき。福田、敷地の二地方に向へる一揆は越前口の防軍とし、倶利加羅、笠野、松根の諸城に據れる一揆は越中口の防軍として迅速に隣境の敵に備へ、富樫泰高を大將とし、鳥越、吉藤、若松、木越の坊主を參謀とし、久安、野安、伏見、山崎、淺野、山科、押野等に屯して靜かに高尾の城に押寄せ、六月十九日終に之を陷れたり。斯の如くにして門徒は將軍の敎令に抗して四境を防禦し、守護職を亡ぼして終に俗權を握りたり。しかりしより以來泰高は久しく富樫家の空名を維持したりしが、享保四年に至りて本願寺の臣下間筑前等の爲めに國を逐はれて淺倉氏に賴り、富樫氏は遂に亡びぬ。而して蓮如の骨は此

時朽ちて既に久しかりし也。

東關紀行、光行海道記を讀む

鎌倉時代は日本の一大史期也。國司すらも海賊の追跡を免れざりし土佐日記時代より干戈紛々たる保元平治物語時代に至り平家物語時代より忽ち生じたる久しき泰平は、抑も奇異なる現象には非ざる乎。稍もすれば動搖し易き土豪割據の地盤の上に、枝も鳴らさぬ平和を維持したる施治者の手腕は頗る驚異すべきには非ざる乎。京都より鎌倉まで數百里の行程を一個の孤客が飄然として安らかに往來し得る程の天下は如何にして生じたるか、一言にして曰へば鎌倉時代は頼朝、康時等の統治的天才が充分に其光輝を發揮したるもの也。世界に向つて日本人種も亦政治的本能を有するを以て誇り得べきもの也。もし平安朝の半ば以下を以て詩、歌、感情に於ける審美的の日本を代表したるものなり

とせば、鎌倉時代は執法、統治に於ける實行的の日本を代表したるものなりとせざるべからず。而して零細なる此二書に因るも亦其消息を解せられざるに非ず。

蓋し、鎌倉政府の最大特色は武力に在り。「命令の背後には必らず之を行はしむべき腕力を有す」。是れ鎌倉政府が頼んで以て平和を維持すべき最後の手段としたる所也海道記に曰く、

抑相摸國鎌倉の郡は下界の鹿澁苑、天朝の筑渦州也。武將の下に林をなす、萬榮の花萬にひらけ、勇士道に榮えたり、百步の柳百たびあたり、弓は曉月に似たり、一張そばたちて胸をたちし、劒は秋の霜の如し、三尺たれて腰すゞし、勝鬪の一陣には、瓜を楯にして仇を雌伏し、猛豪手にしたかへて直に雄講す。干戈威をたくましくして梟鳥あへてかけらず。誅戮にきびしくして虎おそれをまし、四海の波の音は東日に照されて浪をすませり。

見るべし其武力の極めて盛んなりしとを。力なき言語は空しく香へる花の如し。藤原氏は斯の如くにして衰へたり。平氏は斯の如くにして亡びたり。日本の中原は斯くの如くにして其主權を東人に移したり。是れ頼朝の看取したる所にして、併せて東人が深く認識せし所也。

斯の如くにして日本の國民は微弱なる政治より强硬なる政治に移されたり。意志なき政治より意志ある政治に移されたり。而して長き泰平は來りぬ。久しく中原の人民より夷狄として輕蔑せられたる東人は、政治的天才に於て遙かに前朝に超えたることを自證したり。鎌倉の民政に於て更に著るしき他の特色は其執法の極めて簡單なりしとに在り。淨土眞宗は此時代に於て榮えたり。日蓮宗も亦此時代に於て榮えたり。禪宗も亦此時代に於て榮えたり。而して鎌倉政府は諸宗が互に相訴ふるまでは、一も新思想を抑ふるの處置を取らざりし也。蓋し此の如く執法の簡單なりしは、政府の武力充實して自から信ずるの念極め

て厚かりしかば、些細なる民事に干渉する必要を感ぜざりし也。かくて人民は各其自然の發達を遂げにき。

鎌倉政府の事實を尊び空文を卑しみたる精神は、其用心が常に人民の生活に効力を及ぼすべき實行的施設に注がれたるに因りて愈よ明白也。寛喜元年天下大に饑へしとき、泰時は自から米を京、鎌倉等の富豪に借りて之を飢民に貸し、更に政府の資を以て其利を拂へり。彼れは斯る時に於ても猶ほ人民の權利を重んじ、政府の威令を以て直ちに米を徴收することをせず、相當の利を添へて富豪の穀を借りし也。彼れは又人民往來の便に供せんとして、所々の街道に柳を植えたりき東關紀行の記者が、

植置きしぬしなき跡の柳原、猶その陰を人やたのまん

と歌ひたるは、かゝる惠政が、國民の心胸に徹したる反響に過ぎざる也。此の如き政治の下に、國民は如何なる生活を爲しつゝありや、二書の寫す所に

因りて之を記述し聊か當時の物質的進歩を尋ねん。

（一）交通　伊勢物語に見えたる糧食を携へて旅行するの風は既に過去の物とな
れり。街道を聯絡する宿驛は旅客の爲めに相當の便益を供したり。而も其邊鄙な
る所に至りては、萱屋の下に休み、萱ごもの上に伏さゞるを得ず。且往々にし
て道の寂しき處に於て盜賊の埋伏するに遇ふことなきに非ず。所謂「白楡のか
げにあらはれて、綠林の人をしきる所」と云ふもの是也。日本の脊髓たる本州
の中央を貫ける大山脈より南北に流るゝ幾多の溪流は久しき間往來の障害たり
しが、當時既に唐艣なるものあり、舟を行るの便に供したれば、頗る此障害を
除くことを得たり。然れども富士川の如きは猶甚だ危險なるを免かれざりき。か
ゝる時に於ては舟人は先づ老馬をして舟に乘らしめ、其行き背んずる時は行き、
其行き背んぜざるときは行くことをせざりき。是れ獸類の本能は善く水の危險
を豫知し得ればなり。處々の旅泊に土娼あるは甚だ近世に異ならず。「所謂窓にう

たふ遊女は客をとゞめて夫とする」者也。當時遠江の橋本の宿にて或る遊女の夜もすがら床の下に晴天を見ると、忍びやかに詠じたる記事あるを見れば、彼等が朗詠を解し、今樣を解し、艶めきたる聲して冶郎の腸を斷ちし情察し難からず。日本人種の好色なるは由來久しとぞ覺ゆる。

（二）農民の生活　日本の社會に於て最も少き變化を經たるものは農民の生活也。彼等は殆んど千年の間同じ狀態に止住しつゝありしが如し。竹の編戸そともの小川には。川ぞひ柳に風たちて。鷺のみの毛うちなびき。山時鳥なく。の垣根には。卯の花咲きすさびて、山時鳥なく。

是れ鎌倉時代に於ける初夏の田家を寫したるものなれども、移して以て今日の農家を形容するに足れり。「農夫並びに立ちてあら田を打つ聲は行雁のなき渡るが如し」「蓬頭なる女、簀にむかひて蠶養をいとなむ」今も猶此の如し。其山畔に遊戲する小兒を歌ひて、

山田うつ卯月になれば豆引のいとけなき子もあしひちにけりと云ふに至りては、狀態睹るが如きを覺ふ。八百年前の農夫猶ほ斯の如し。農民の生活は千年の間少しも變化せず、少しも進步せざりきと概言するも可也。是れ二書が寫し出したる鎌倉時代也。鎌倉文學の斷片が自から說明する鎌倉時代なり。

柴野栗山を論ず

（柴野彥助上書に據る）

賴襄嘗て柴野栗山を評して曰く、柴公高而俊なりと。蓋し其人と爲り尋常の儒生に類せず、俊爽の氣象自から眉宇に顯はれし也。

彼れは固より宋學復舊の時代を代表したるものにして、古賀精里、尾藤二州、賴春水、赤崎玄禮、辛島鹽井等を包轄する上方派の領袖たり。而も其專ら心を

用ふるは寧ろ經世實用の學に在りて理學に在らず。當時の宋學復興に伴ひたる學究的の習癖に至りては、彼の多く有せざりし所也。

彼れ嘗て山陽か年少にして詩文を善くするを聞きしや、將に薩摩に歸らんとする玄禮をして言を廣島の春水に傳へしめて曰く、千秋子あり、之れを敎へて實才を成さしめず、乃ち詞人と爲さんと欲する乎、宜しく史を讀んで古今の事を知らしむべし、而して史は綱目より始めよと。彼れは浮詞空文の英才を懶敎するとを深慨せし也。而して山陽が十八にして始めて東上し、彼れの家を訪ひしや、彼れは問ひき。綱目を讀みしや否や。山陽の答へは善く其性癖を現はせるものなりき。曰く盡く讀む能はず、唯大意を領するのみと。彼れは曰ひき可なり。余昔し某侯に此を讀まんことを勸めしに、侯後要路に當り職劇しかりき。嘗て我に謂て曰く、吾れ昔し綱目に熟し、其書法發明も亦暗記して失はざりき。今即ち忘れたりと。余答へて佳忘なりと曰ひきと。彼れは學者をして空しき議論に

勞せしむるを非とせし也。

彼れが徂徠學に反對したるは、其經世實用を重んずる點に於て反對したるに非ず、其餘りに重きを文學に置きしが爲めに、花を束ねて花輪を作るが如き純文的技術にのみ走りしに反對したる也。彼れの眼より見れば、宋學の性理を講ずるは、徂徠の文辭を講ずるよりも多く人生の眞實に達すべきものなりとしたるが爲めに、彼れは宋學に加擔したりし也。而して他の宋學を唱ふるもの多く空靈抽象の思想を弄して、經世實用の學に於ては、却つて闕如す。蓋し彼れの志に非る也。

『柴野彥助上書』と題する一冊は、即ち此儒服せる英雄の時事に對する經綸を示したるものにして、彼れの人と爲りを見るべく、彼れの時代を見るべきもの也。

吾人をして先づ此書に顯はれたる時代を說き、更に彼れの人と爲りと彼れの

經綸とに說き及ぼさしめよ。蓋し彼れが其時代を讀むの眼光は、即ち彼れが人と爲りを表はすものなり。人の住む世界は其眼光の達する世界にして、其の眼光の達する世界の大小は即ち其人物の大小を示すものなり。彼れにして若し其時代を讀み得て精到ならば、彼れの人物評は既に定まれる也。

(一)此書に現はれたる時代。

彼れは如何に其時代を讀みし乎。吾人をして其要を摘ましめよ。

彼れは德川中興の名主、八世將軍吉宗の所謂有德院殿の感化が漸く衰微して、世が再び奢侈放逸に陷りたる時代に生れたり。而して善く其時代の性質を解したり。

先づ著るしく彼れが眼に映じたるは(一)君側に忠言なきこと。(二)民政の腐敗したること。(三)封建制度の動搖せんとしつゝあることなりき。

(一)君側に忠言なきことに就て彼れは曰ひき、

御役（閣老、參政、奉行等を云ふ）を御初幷側近く御奉公申上候面々は生れながら富貴に育たち申候故、下々のうい難儀は一向不奉存、假令其中下の事を存候者御座候而も、何卒して今日目前御上の御機嫌の好樣にと奉存候へば、たとへ御上は下の事を被思召候而御尋被遊候ても、御前への役目に懸り合候者は不申及、其外の者も先は御機嫌の損じ不申候樣に奉存、又は役人にも當り障りを相考誰人も皆下は豐にくらし候て上の御恩を難有かり候とならでは御返答不申上候。

是れ實に世々の將軍をして愚ならしめたる所以也。而して其言路の壅塞に至りては極めて驚くべきものあり。彼れ之を記して曰く。

御當代程言路の塞り申候事は無御座候。只今寄合小普請御番衆等の者は如何なる才智御座候而も一向御上へ物を申出候道筋無御座候。訴訟箱（吉宗之を置く）は御座候而申上候も畢竟是は町人百姓共手前の難義を奉訴候爲の道具

にて急度致候侍を御あしらひ被成候道具にては無御座候間、人柄を嗜み候者いかに申上度事御座候共訴訟箱へ入候事は恥辱に仕申候間、是へは不申上候。扨又御役人衆も御役目に掛り合不申候事は申上候事相成不申者御役目外の事を申上候へば、不調法に相成候。手前の職分にても無之候を御上を不憚不作法に申上候なとゝ御呵を蒙り、又浪人共杯は猶以上には遠、別而申上候事相成り不申候故、器量才覺御座候て御上を御大切に奉存、餘り殘念に存候者は折々訴訟箱へも申上候へば、勿論御慈悲とは申ながら氣違の者、馬鹿者と相成、御仕置被仰付候間、只今にも天下に天か例の事（非常の事の意なるべし原文のまゝ）目の先へふらつき候ても、命かけ身體かけにて無御座候事は相成不申候。

斯の如き時代に於て許多の腐敗、許多の惡弊、許多の寃枉、許多の强虐が行はれたるも亦宜也。政治機關は全く其神經を切斷せられたり。政治機關の各肢

體は全く其統一を失へり。

(二)此の如きの結果は民政の腐敗に於て顯はれたり。彼れは先づ民政の首腦たる官吏の無能力なるを看取したり。其漫りに威嚴を飾るの風につき記して曰く、

御役人衆は御上の御心に成替り、萬民の理非を明に立遣はし可申役に御座候間隨分下之者の申出しよき樣に致へき筈に御座候處、近來威高權高にて少の事も六ヶ敷被成、長々隙とらせ、下よりは命がけ、身體がけにて無御座候而は物の申されぬ樣に仕かけ申候、御役人衆の風儀に相成申候。

彼れは此に至りし所以を推究して、畢竟官吏たるもの、自から事に當るの精神に乏しく、唯目前を善くし、一時を苟且にすれば足れりとするの心術を有するに在りとなし、深く德川政府の弱點たる官吏任用法の不完全に切込みたり。曰く、

畢竟左樣に御座候も役人衆其節々に不鍛錬にて公事訴訟も多御座候而事繁

く、手前々々の仕落も出來可申かと面々身構を仕候而御奉公に踏込不申候故にて御座候。

又曰く、

御勘定奉行町奉行杯は生れ立より江戸にてそたち田舍へは足踏も不仕候者ゆへ、遠方田舍の事は平生委敷呑込居不申、其上彼所の願爰の訴訟と、方々より持懸られ殊の外取込申候上に彼の例の仕落の無様に、御申譯の立様にと被存候卑怯心にて、名主五人組縁者なと訴人大勢相集め、一往にて埒明候吟味も五度も三度も懸り詮議に隙取裁斷も埒明不申候。

江戸官吏の弱點は「面々身構」「仕落の無様申譯の立様にとの卑怯心」の文字に於て之を盡せり。彼等は唯其役人たる日を過すを以て唯一の目的としたるのみ。

殊に民政に直接なる代官に至りては、其優柔不能論するに堪へざるものあり。

百戰の間に生れたる德川政府は、其治下に在りし平民をば輜重部の如く見做したりき。而して牧民の官たるべき代官は實に兵糧役の發達したるものなりき。蓋し天下兵戈を執て相競ふに當りては有爲の才は悉く矢石の間に奔走し、唯比較的に無能力なるものゝみ、民政の事に從ひたりしかば、代官は其實政府を代表する郡守知縣の類たるに拘らず、腰扳役として卑まれ、其俸祿も亦極めて低くかりき。而して總ての事に於て保守的なる德川政府は、幾多の策士が代官改良の議を爲せしにも拘はらず、依然として當時の狀態に安んじたり。

彼れは先づ代官の極めて輕賤に過ぐるを記して曰く、

只今御代官と申物殊外輕く御座候て唯十萬石十七八萬石の所を漸五六百俵の御旗本へ御預被成被差置候而御年貢の取納計が御役目に相成、自親裁判仕候事相成不申候故、少々の事も皆江戸へ願出、御勘定奉行町奉行へ訴出申候。

牧民の官にして其品流の賤しく、其權限の狹隘なること此の如し。その自然の

結果は先づ太甚しき收斂として現はれたり。

只今の御代官は只御年貢を取納め申候計りを御役目の樣に覺居申候、其譯は御年貢を一粒も餘計取立候はゞ働に相成候。御役替にも被仰付候。其外の風儀盜賊杯のことは一向御上にも御構無御座候故にて御座候。夫故御役を相勤候者、御年貢を一粒も澤山取立、勤の功に仕候て一日も早く立身可仕奉存候。前代の御代官十萬石の御藏入の所にて三四千石も餘計に取立申、夫が功に立候て御見出にも逢、立身も仕候へば其次の御代官は又其上に一二千石の餘計取上申候ては働の手際相見不申、又其次ぎは千石五百石もと段々增に增申候へば、御代官の十人も替り候內にて、十萬石の御場所より十四五萬石も納申樣に相成申候。

斯の如くにして政府と平民との關係は、唯取るものと取らるゝ者との關係となり果てたり。而して收斂を重ずるの弊は更に他の無數の弊害を喚び起せり。

其最も甚しきものを新田開發とす。彼れ之を記して曰く、
新田開發の事田地も多く相成、其下々潤に相成可申筈に候處、却て下の難儀に相成申候譯は、只今少々小才覺の山師共、金子の千兩も手に入申候へば其中にて五十兩も百兩も德用に相成候故、古川古沼等荒地を見立て、假令千石の場所にて御座候へば只今二千兩被下置候はゞ永々五兩（恐らく數字に誤あらん）相納申候樣に開發可仕など御願申上候へば御代官其外の御役人衆、何かな相働功に立可申と奉存候間、早速取持仕、御吟味の上にて被付候へ共、御吟味詰不申候故當分は宜樣御座候へ共、直に沙入水付に相成申候間如元荒地に相成申候。假令沙入水付に相成不申候ても新田と申物は五年や三年は五穀そたち不申物にて十年餘り耕しこなし申候て後、漸少々作物に有付申物にて御座候間百姓共も新田をいやがり候て作り不申候ゆゑ、大抵の處も直に元の如く荒地に罷成申候。扨荒地に成り候ても最早御公儀の御帳面に乘候て已

後は御役人衆御藏入の石高の減申候をいやに奉存候間、其荒地の御年貢皆一村一郡へ割付候て取立申候故一萬石の御場所に千石の新田荒地に御座候へば十石に一石つゝよぎ無く百姓共の御年貢增申候。

只管上官に喜ばれんと欲する官吏と、事を設けて利を射んとする冒險者相合して計畫したる新田開發は此の如くにして空名を帳簿にのみ存する土地を作り出し、更に平民の憂を重くせり。而して代宮は只空名に因りて一村を督促するのみ。帳簿に因りて政を爲す。是れ代官政を爲すに非ず故紙政を爲す也。

彼れ曰く、

古田の荒地、沙入水付に罷成、五穀一粒も出來不申てもやはり御帳面は乘居申候間荒地年貢と申候て一村一郡へもわり付に相成居申候。

昔しの王朝時代の國郡司か事實に遠き籍帳に因りて政治を爲したるの弊習は此處にも繰返へされたり。

加之德川政府の稅法たる「見取の法」も亦代官の收斂を恣にせしむべきものなりき。彼れ之を記して曰く、

只今御年貢の御取立は見取と申物にて御坐候間百姓共殊の外不出精に相成、五穀も不出來に御坐候。‥年々の出來色を御役人衆御見分被成候て年限々々に此田地は何石何斗、此田地は何程と御極被成候事に御坐候。夫故愚癡無智の土民共の了簡には出精仕候てよく作り申候ても出來色宜御坐候へば御上へも澤山御取被成候事なれば、畢竟汗水を流し出精仕候は骨折損に相心得、日増無精に罷成候故、出來色も年々惡成行申候。

年々の檢見は代官が百姓を惱すべき期節なりき。

民政に關する總ての官吏をして不能力たらしめ、代官をして唯收稅の吏たるに止まらしめたる結果は、德川氏の直轄地をして盜賊の藪窟たらしめたり。天下無賴の徒は盡く德川氏の直轄地に集りて、其官吏の無能力を祝福せり。彼れ之

を記して曰く、

先達て御仕置被仰付候、日本左衛門、楯之進杯申類の强盜、只今に田舍には所々に御坐候て平生手下の者へ恩澤を施し、金銀を遣し置候故、徒黨者大勢有之、互に其內にても義理を立合、命を捨て合申候て、一頭には五百人も七百人も御坐候由承及申候。箇樣の者は面向は一通り百性町人の樣に仕居申、手下の者を他所へ働に遣し其上米を取て夫にて渡世仕居申候由、其所の者は其譯を能存居申候。

又曰く、

盜賊頭共、農業も商賣も不仕、只人の金銀を掠取一生無事安穩に送り、何の御尤めも無御坐候者、所々御坐候由承り及申候、此者自親手を下し盜賊火付は不仕候へ共、其手下の者八方へ打散、人家の財寶をかすめ取、旅人をおびやかし、火付を仕、萬民を惱し申候へば畢竟自親手を下し、事を仕よりは其

惡逆百倍ましに御坐候。

是れ盜賊を以て公然たる營業とする者也。吾人は之に因りて彼と仝時代に書かれたる神稻水滸傳てふ小說の必しも誇張の作話に非りしを知る。而して之が源因たる要するに官吏の無能力に歸す。彼れが記したる一例に曰く、

上州邊御旗本衆の知行所にて百姓の家へ夜分盜賊一人蹈込金子を無心申掛け候處、折節近所の浪人者參り合せ居申直に引縛申候、御公儀に奉訴候へは過分物入も御坐候故、少々金子を遣し追放し可申候と申評議に仕候處、近所の者最早聞付候て大勢かけ付候間穩便に內證にて濟せ申事も相成不申、是非なく申出候處、入用七十兩餘り失却仕、夫にて百姓身代をつぶし申候也。

弱き政治は無政治也。德川氏の民政は殆んど無きが如き也。

平民を治むる政治の無能力なること斯の如し。然らば即ち武士を治むるの政治は如何。蓋し封建制度の解體するまでは、眞に國家を組織する要素と云ふべ

きものは武士なりき。されぱたとひ善く平民を治むる能はざるも、善く武士を治め得ば猶ほ泰平を維持するに足るべかりし也。而して當時の德川政府は此點に於ても亦大なる缺點を有しき。

德川政府が因つて以て其命脈を維持したる計畫の最も大なるものは、多く譜代大名を建て、之を外様の間に介在せしめ以て其抗傲不逞の氣を鎭したるに在り。故に譜代大名の盛衰は直ちに德川政府の盛衰なり。而して當時に於ける譜代大名の貧窮は極めて甚しかりき。彼れ之を記して曰く、

御譜代大名年々貧乏仕、家中の者も扶持知行を遣し候事も相成不申或は重代の家來に暇を遣し、又は家中の者欠落仕候而も其儘差出候樣なる仕合故、家中の人數の次第に減じ申候樣に成行申候、假令人數も前廉の通りに持候大名も或は知行半減仕候の又は只當分の扶持米を遣し置候のと申仕合故家中の者共も貧苦につめられ馬物具も相應に所持仕候事をも得不仕、漸一日々々と彼

所へは質を置、爰にては借金を仕、町人共の眼色を守りて暮候樣なる仕合にて渡世を仕り申候。

譜代大名の貧斯の如し。一旦緩急あらば何を以て之に應ずべき。封建制度は既に其根底より動搖しつゝありし也。熊澤蕃山が將軍綱吉の時に於て參勤の法を五年一度の制に改むべしと論じ、將軍吉宗が自から室鳩巢に諮問して、參勤の法を鎌倉時代の風に倣ふべきや否やにつき意見を呈せしめしが如き、皆大名の貧を救はんとしたる也。而も荏苒改めず、貧は愈よ貧にして、殆んど救ふべからざる狀態に陷りき。

大名をして貧ならしめたる原因は、古來の献策が此一點に集中したるが如く、參勤交代の法にありき。彼れ之を記して曰く、

只今にては十萬石の大名も、二十萬石の大名も召つれ候人數は大方同じ事に御座候故小身者致來りし人數を減じ申候は外聞惡く、又召連候家來も無御座、

或は嫡子罷出候へば親は召連候人數無御座、出勤不仕など申樣なる大名も有之候とやら承及申候。

其家臣の精力を擧げて參勤に費さんとす、其大名を困殺したること知るべき也。而も是れ外樣と譜代の全じく負ふ所の重荷なり。譜代大名は之に加ふるに徙封の屢ばなるを以てす。彼れ徙封の弊を論じて曰く、

人々の身代と申物はいつも同じ事がよきものにて御座候。元一萬石の大名、俄に二萬石の所を被下候へば、當分はよき樣に御座候へども、直ちに惡地へ所替被仰付候て元の一萬石に相成申候節、一度二萬石にて暮しつけ申候手癖直り不申又元の一萬石の身體に相應のくらし候樣には得取直し不申物にて夫より初て貧乏の端と相成申候。夫故當分の御慈悲の樣に御座候へども却て善地へ被遣候は始終身上の爲には不宜物御座候。其上所替の節家中の者共の難儀に申候は無計とに御座候。先第一失却と申候は家に無て叶不申簞笥長持鍋釜

の類も手重き物は道中駄賃に過分失却仕候間皆其所にて賣拂申候處町人共兎角賣拂不申ては叶不申物と申を見込、甚下直に直打を仕候故元調候直段五分一にも相成不申夫より又先の國へ參り候ては急に入用に御座候と申を町人共見込候と又過分高賣に賣付候間、一通りの家具計りも無益の失墜、出入に何程と申計りも無御坐候。其上に又家内の者引越も物入過有て又居馴不申土地へ參り候て風雲寒暑の氣候に當られ小兒老人などは或は病死仕候の、又は癈人に相成候のと申して其歎き悲しみ國替の御坐候跡先は誠に目も當られぬ次第に御坐候、又は主人々々には右の失却手當をも仕遣し申候へば假令一萬石の大名侍分の者二百騎も抱置候は其内に身上の高下によりて次第可有御坐候へ共、先ならし引越料一人前二十兩つゝ遣し候も物入四五十兩にて御坐候其上に足輕中間手代樣の者は又外に手當も仕遣し、又上の引越普請等にも六千兩も失却仕候へば只一度の引越一萬三千兩、目にも見え不申事に失却仕候、

一萬石二年の物成打込候ても足り不申候。

斯の如にして譜代大名は殊に窮乏を極めたり。而して泰平に伴へる奢侈の進歩は、彼れが一例を以て示したるが如く、昔しは大名も銅拵の大小差したるに、今は五十石百石の小身者も金銀象彫などの腰物を横ふるに至りたれば愈大名をして借金の淵に沈ましめたり。

加之當時の習慣たる賄賂の公行も亦大名の富を吸收せんとせり。

德川氏の初政は武士道の極盛時なりしかば、官吏皆廉耻を尙び、絶えて收賄の弊なかりき。されば當時に於ては優に循吏傳の典型たる人物に乏しからざりき。彼れ曰く、

酒井讃岐守忠勝御老中相勤候節、殊外潔白にて賄賂を少も取不申處何某と申御醫師何かな進物を致度存候て樣々工夫仕、讃岐守平生鶉を好み申候を存付、或時讃岐守へ申候は私去年より鶉をもらひ申候處、扨々常住鳴候がやかまし

くこまり申候、ねぢころし汁に仕、給可申と奉存候と咄申候へば讃岐守承り夫は不風雅なることとなり、左様なれば手前より雁を遣し申候て其鶉と取かへに可致と申候へば醫師申候は私に於ても大きに勝手にて御坐候とて直に鶉をもたせ遣し申候。其後其醫師兼て能鳴候鶉を撰び高金に相調遣し候と申候事讃岐守承り殊外後悔仕、扨々御役をも勤候者は、物好が無きがよき也。物好があれば夫より取入る事ぞと申して其後一生鶉の音を承り不申候なり。

松平伊豆守信綱、或時大猷院御前へ白き德利を持參仕申上候は私は昨日古今無類の名酒をもらひ申候、上覽に奉備へく奉存候、此れへ持參仕とて御疊の上へ打まけ申候へば悉く小粒金にて御坐候。大猷院樣御覽じ遊され扨て美敷事也、結構の酒をもらひたる物かな、扨其返禮は何をするぞと上意御坐候へば伊豆守申上候は、此返禮の仕り方は御上へ御願申上候より外無御坐候と申上候へば上意には知らぬと御坐候て御笑ひ被遊候へば、伊豆守も打笑ひ、左樣

御坐候はば返し可申とて又拾集め持下り申候となり。

德川氏の鼎猶盛んなる時に於て、官吏の淸廉此の如きものありき。而も時間の進みは總て光景を一變せり。賄賂は恰も通常の禮義の如くなれり。彼れ記して曰く。

何の御代の事に御坐候哉、何某と申者御老中を相勤候節、或大名へ重大重寶の印籠を所望いたし候所、其大名可遣と申候へば、家老共申候は是は御代々御傳來の御寶にて御坐候間御無用に奉存候、外に何にても被遣可然と申候へば、其大名申には老中は廻り持の事なれば我等老中被仰付候節は又此方へかへるなれば不苦とて遣しける。

「老中は廻り持」の一語。當時の弊習を穿ち得て妙なりと謂つべし。又曰く、

何の御代の事に御坐候哉、何の守と申大名、御老中御招請申候節御公儀御料理人に賂の仕樣、少なく御坐候處御料理人殊外立腹仕、料理物見分の節一つ

も役に立不申候とて、皆御料理人の指圖にて買直し申候處、鯰の間に仕候金柑計りが一つにつき金子七兩つゝに調申候となり。

御先々御代の事或大名何川と申川の普請御手傳蒙仰川堤二尺通り築上げ可申筈に御坐候處、殊外物入多く御坐候に付、御役人衆へ賄を仕候處、御役人衆の了簡にて古堤の上、二尺通りの芝を削り落し、新規に築上候氣色に取成し、夫にて相濟申候なり。

大名は斯の如くにして全く死者の如き無能力に陷れり。

大名の墮落斯の如し。然らば即ち旗下の士は如何。一の病は總ての肢躰に透れり。旗下の優柔は之を大名に比するに更に甚しきものあり。寶永年間に著はされたる世間御旗本容氣なるものに因るに、狐に魅せられし旗本あり、儒者役にして書を讀まざる旗本あり、小鳥を飼ふて内職とする旗本あり、醫道の家にして醫術を知らざる旗本あり、放蕩なるが爲めに貧に陷り、暗夜に人を脅して

金錢を强奪せし旗本あり、旗本の妻を姦せし旗本あり。武健を以て一世を風靡したる三河武士は今や猫にも劣りたるものと成り果てたり。彼れ曰く、

扨又近頃御旗本の面々皆遊興に耽り、武藝不嗜の家中段々相見へ候、末々小普請御番衆御徒士抔の類に至りては殊外風儀惡しく罷成、或は親を追出し、一類の中を違ひ、酒色に耽り、博奕を好み、家財を盡く打込候て妻子共寒中に單物一つにて鷹の上に暮し、甚き者は夜分町家へ押領に押入候か、又は人遠き野原にて追落しを仕候のと申樣なる風俗に相成、武藝名節は棚へ上げ氣に付不申候者多く相見え申候、世話に旗本八萬騎と申候が只今の樣なる懦弱不埒の風儀にては萬一の事御坐候ても一角御用に相違可申と見え申候は近頃私愚癡無智の者の過言に奉存候へども乍恐一萬騎とは御坐有間敷と奉存候。

彼等は既に規律なく、制裁なく、面目なき驕兒となれり。スパルタは其節制を失へり。彼等は猶天下の武士と平民とに對して「御直參」たるを誇りつゝあり

しかども、其驕惰にして力なきは、既に明白なる事實となれり。

斯の如くなりし所以は何ぞや、一の原因は祖宗の遺法たる軍隊的組織の漸く解體せんとしつゝありしにあり。蓋し德川氏の祖法は兵制を平和の世に寓するに在り。其諸侯に對し平民に對する武治の態度は旗下の士及び譜代の大名を一大軍團と見做し、之に因りて彼等を制せんとするにあり。されば平時にありても旗下の士は猶各其隊長に分屬し、以て不時の兵役を待つべかりし也。而も斯の如き制度は久しき平和の間に其意義を失へり。隊長と屬兵との關係は極めて冷淡無頓着のものとなれり。彼れ之を記して曰く、

只今頭分の者組子へ殊外疎遠にて只權高に顏に苦みをはしらし候而下より物の申出惡き樣に仕懸け候計を御役の樣に覺居申候。

幕府の旗下が之を統率し、之を誘導する者なかりしが爲めに、極端なる個人主義に陷りたるは當時に於て既に其傾向を示せり。

旗下の士が柔弱に陥りし他の原因は彼等が無職業なりしに在り。不生産的なる彼等の生活は彼等をして額に汗する者の受くべき天の恩惠より離れしめたり。彼れ曰く。

御旗本遊興に耽り、風儀不埒御座候と申候も畢竟は隙にて暮候故にて御座候。

彼等は武士の名が讀んで字の如くなる通り兵士なり。然れども波等は兵士たる技倆を試みらるゝことなくして兵士たりしものなり。彼等が兵籍に入るべき儀式たる番入てふものは殆んど遊戲に均しきものとなれり。彼等は双刀を帶ぶるの外は何の資格をも要せざるものとなれり。番入に關して彼れ曰く。

只今御番入被仰付候ふは篤と武藝の御見分も無御座候。一通の願に而、向だに宜御座候へば、藝術未熟の若輩者へも被仰付御吟味と申候而も唯一通り騎射を被仰付迄にて外鎗術等の御見分も無御座候故、御旗本の面々騎射たに達者に仕、鎗の振樣も不存候而も御番相勤居申者も御座候樣承及申候。

又曰く、

只今は備と申物の稽古不被付候間御旗本の面々、平生不心掛して、さらは御陣立と申時分は御番頭は何方に居申物やら御番衆何樣に致居申候物やら御目付御使番は前に居申物やら後に居申物やら、御弓御旗は左に居申物やら、右に居申物やら不存候。

兵制は全く破れたり。德川政府は沙の上に立てる城となりにき。

寶曆の末、天明の始の世は斯の如きものとして彼れの眼に映じたり。世が猶ほ泰平を謳歌しつゝありし時、江戶が時藏、慶子、團十郞の演劇に醉ひつゝありし時、彼れの眼には將さに解體せんとする無節制の社會を映ぜり。山の絕頂に住む者にして始めて山の全形を解すべし。彼れが善く其時代を解したるは、則ち彼れが常人を拔く數十等なりし所以也。

（五）彼れは如何なる人ぞや

然らば即ち斯の如く、當時を叱咤したる彼れは如何なる人ぞや。

彼れ農民の身代を語りて曰く、

百姓の身代と申物は隨分地の不宜田地五反も所持仕候而夏は日に背をさらし冬は霜雪に肌をやふり候事をもかまい不申、一身の油をしぼり、出精仕、水旱の難に逢不申候へば一年に米七石計り麥も七石計り出來候物にて御座候。扨其米を先づ年分の御年貢に取納殘の三石餘を賣拂ひ、一年の雜用に仕候。只今の直段に仕見申候へば漸金子三兩餘りと相成申候。其内にて村入用と申物を田地一反につき錢三百文程出候へば漸三兩計ならては殘り不申候。夫にて衣類の農具の世帶道具のと申物を拵へ法事弔ひ嫁取聟入の祝儀をも相調申候。扨一年中の飯米は麥を給申候。麥と申物は早く腹の透候物にて其上百姓は骨折の業を仕候間、一日には一人前一升も給不申候ては働相成不申に付家内の七人も暮候者は七石計の麥にては不足仕候間、或は芋頭の大根のと申物

を鹽にて煮申候而給候ヶ御座候。又はきんか粥と申候而もみに十分一も米を加へ粉に仕、夫を湯にてかため被下候處も御座候。

此數節以て彼れが人物を知るに足れり。彼れは事實を愛し、事實を語り、事實の上に立つもの也。彼れは世の儒生の如く文書の中、空論の中に生活するを以て滿足する者に非ず。直ちに事實の眞地盤に達せずんば止まざるなり。眞實を愛するは彼れが大なる所以也。彼れ嘗て浮華なる空學を嘲りて曰ひき。

唐人の眞似を被遊候の、詩文を御作り被遊候の、御自親講釋を被遊候のと申樣なるは隱居や樂人の屬に候。風雅樣の上氣學問と申物にて候。

浮誇は彼れの最も惡む所也。根底を事實の上に有せざるものは彼れの最も惡む所なりき。彼れ又曰く。

總じて歷々の大名高家と申物は、結構にそだち申物にて、疊さわり立振舞挨拶向見事に御座候故無骨なる卑賤の者に見くらべ申候へば誠に天地懸隔の

遠、才發に相見え申候へども實智と申物は必しも歷々の勝れて發明にて卑賤の者の馬鹿に御座候と申ものにても無御座候。其上歷々の左樣御尤の中にてそだち申候物は、多は人情にうとく、萬々氣のつき不申物、卑賤の者は艱難にそだちういめつらいめにも數ヶ度出合申候て、身をこなし、心をくだき申物故、古より卑賤の者に智者、賢者は多き物にて御座候。

彼れは衣粧を見ずして眞實を見、形を論ぜずして精神に達せんとするものなり。

斯の如き眞實を熱求するの心は、彼れをして當時學者の間に流行したる徂徠學に對して反抗の態度を取らしめたり。

徂徠一たび經書に於ける高等批評を唱へ、古文辭の學を唱道したりしより、世は之に反抗し、之を冷笑し、之に感化せられ、終には相率ゐて之に赴けり。弟子は常に師よりも極端に行く。宋儒の狹隘、獨斷に對して起りたる徂徠學者

は、浮華、散漫徒らに美文の末に走れるものとなれり。

徂徠は古文辭を以て道に達すべき唯一の梯楷となせり。然れども徂徠學者は直ちに古文辭を以て究竟の目的となせり。徂徠は性理學に代ふるに詩書禮樂の敎を以てせんとせり。而れども徂徠學者は唯性理學を破壞したるのみ。徂徠は古き信條を破りて新しき信條を建てんとせり。而れども徂徠學者は舊き信條を破るの外、何の把持する所もなかりき。

世は信條なく、把持なく、意義なき徂徠學者の浮華空文に飽きぬ。反動は是非とも來らざるを得ざりき。彼れは此の如くにして朱子學復興の驍將として現はれぬ。

彼れは君主の學術を撰ぶべきとを論じて曰く、

本道の御學文をだに被遊候へば一卷の書を御よみ被遊候ても、一言の咄を御聞被遊候とも、如何計天下の御爲に相成可申やも難計候事に御座候。人君の

本道の御學文と申は先有德院樣、水戸中納言源義公殿、保科肥後守正之殿、備前の松平新太郎光政樣の被遊候事にて御座候。

本道の御學問てふ一語こそ彼れが徂徠學者の浮華に對して、事實を尊び、經驗を重んじ、工夫を勉めたる朱子學者の位置を暗示したる者なり。然れども彼れは、齷齪として唯朱子學の信條を株守せんとするものに非りき。彼れ又曰く、

天下の學者は大勢御座候へども此筋をよく呑込み候者は餘り多くは無之者にて御座候。先新井筑後守、室新助、熊澤次郎八、山崎嘉右衛門、伊藤源助、仝源藏、中江與右衛門抔申樣の者にて御座候。

見るべし彼は朱子學を主張するよりは寧ろ徂徠學を破るに急なりしを。事實を主張し空文を排斥するは彼れが畢生の事業にして、徂徠學者は彼れが畢生の敵なりしと雖も、彼れが必しも頑固なる朱子學者に非りしは、其中江、熊澤、

伊藤等の異學者を列擧して、猶ほ君主の學術を資益すべきものとなしたるに因りて明白也。唯だ彼れが先づ新井、室の二人を擧げたるは彼れの學統が此に出てたるを示せる也。彼れの眼より見れば、日本文學の九十春光期とも曰ふべき元祿時代は取るに足らぬものなりき。彼れ曰く、

常憲院樣御學文御好み被爲遊候へ共、乍憚只上向御浮氣にて、御好み被爲遊候のみにて本道の學文を不被爲遊、其上下に本道の學文筋を可申上器量に相當り候人無御坐候故、左のみ御政道の御爲にも相成不申候。

彼れは元祿時代を以て日本の人心を毒すべき濁流の濫觴としたりし也。然らば即ち彼れが所謂「本道の學問」とは何ぞや。彼れは政治に恩威の二つを要することを說き、而して其恩威は要するに君主の心術に基くを論じて曰く。

恩と申て知行俸祿を被下置、御年貢納所を御免被遊事計にては無御座候。唯天下中の人民上は大名高家より下は乞食非人迄、誰彼との差別なく、利口の

ものも愚鈍のものも只一筋にむごや、可愛や、何卒して無事安樂にくらせかしと思召、御慈悲の御心にて御政道被遊候事に御座候。……王者は天下に敵なしと古の人申候は此事にて御座候。恩の内には自然と威は籠り申候。威の内には恩は籠り申さゞるものにて候。

彼れは孟子の所謂、天下の本は國に在り、國の本は家に在り、家の本は身に在りてふ議論を祖述するものにして、要するに人君一心の工夫を以て治國の源頭となせる者也。

（八）彼れの經綸

斯の如き人物を以て斯の如き時代に生る。彼れが經綸知るべきのみ。彼れは先づ政治の頭首たる君主をして常に其位置に協ふべき德を保たしめざるべからざるを見たり。而して之が第一の要件として言路を開くの議を提出したり。彼れ曰く。

民の波風の起り申候は、下情が塞り候故に御座候、夫故古より下情に通ずると申候事は天下を治め申候第一の事と存候。

人の得手〻〻見出し候は只ならべて座らせ置候ては百年しても相知不申。其者に申させて見申候へば馬の上手は馬の事を申、弓の得手は弓の事を申、學文好は學文の咄を仕、面々得手々々の事は是非口先へ出申物にて御座候、夫にて得手不得手を見わけ候て役目を申付候事に御座候。

何卒此已後大名旗本御役人寄合小普請御番衆御家人、陪臣浪人の差別なく御政道の事にても御上の御身持の事にても文武にかゝはらず、自分の役目、人の役目にかゝはらず、よしあし利害存付たる事御座候者は存意無殘可申出旨被仰出、御側衆の內にて一人、上書取次の人迄申出、上書取次より直に上覽に備へ奉り候樣に被仰付、御政務の御隙に御奧儒者になり共、又は文才御座候

御小姓衆になり共、御讀せ被成、御聞被遊候は丶大勢の申上候内には馬鹿々々敷、何の御用にも相達し不申御笑ひ種に相成可申事も可有御座候へ共、其中には御上の御益に相成候事も多可有御座候。

彼れは君主を敎育するの道は唯言路開放の一事に在るを知れり。

彼れが民政に於ける意見は、徂徠を祖述したるには非るべけれども、略ぼ徂徠に仝じ。蓋し英雄の見る所揆を一にす。哲學に對しては彼れは徂徠の敵なり。政治に對しては彼れは徂徠の味方なり。彼れが實見を尊び實效を重んずるの傾向は、彼をして其敵たるにも係らず徂徠の政治學を認識せざるを得ざらしめたる也。

余嘗て頼襄の通議が徂徠の政談餘錄等に取る所多かりしを見て、彼れは史論を白石に受け、且政論を徂徠に受けたる者なりとなしたりき。彼れが徂徠の政論を知りしは蓋し栗山の指摘に因らずんばあらず。

彼れは民政の骨子を以て訟獄に在りとなせり。曰く「人の難義と申内、理非の立不申候程、悲しき物は無御座候」と。蓋し人民が直接に政治の利害を感ずべきものは、唯自家の生命と財產とに關する政府の處置是のみ。此一事にして正當ならば總ての事に於て失敗するとも、政府は猶ほ其存在の基礎を有する也。語を切にして之を曰へば、政府の必要は唯此一事に存するなり。儒生が往々口にする「風を移し俗を易ふる」と云ふが如き高等なる政治は唯此基礎にのみ据ゑらるゝ也。

而して之を爲さんには先づ無能力なる代官を改めて有力なる者とせざるべからず。彼れ曰く、

何卒此已後御代官はせめて三千石以上の御旗本へ被仰下、其添役に只今の御代官位の者を三四人づゝも被仰下、其國へ引越居申候て公事訴訟其外盜賊檥の輕き事は皆其處々にて裁判仕、每年十二月に添役の者一兩人江戸へ指出し

一々申上、若又大事にて窺不奉候はては相濟申さぬ事は臨時に添役下役等指出し、奉窺樣に被仰付候はゞ御代官を相勤候者も常住其所に居馴申候て萬民の爲、不爲をも平生呑込居申、又百姓共の人物もよく、始終を存居申候て、公事訴訟等の節も理非善惡早くわかり申候て、下の者に欺かれ候事無御座、其上一國の人民を打渡し預置申候はゞ隨分自親踏込相勤、萬事心を碎き、天下の爲に相成可申、百姓共も豪强の者も御役人常住近所に居申候はゞ横領非道をも得仕間敷、律義の者も御訴訟御願申上候も江戸三界遠方罷越失却も無御座、如何計萬民の爲と相成、天下長久の基に相成候と奉存候。

徂徠も嘗て代官の地位を高くして三千石以上にすべしと論じたり。蓋し德川時代民政の弱點は官吏の無能力なるに在り。勘定奉行をして代官を支配せしめたる駿府時代の舊制を改めざるに在り。彼れは先づ此弱點より民政改革の手を着けんと欲したる也。

租税に關しても彼れは徂徠と同じく「見取の法」を改めて「定免」とせんと欲したり。彼れ曰く、

只今の御年貢の御取立は……是を常免と申物にも被仰付候はゞ百姓等も出精仕、五穀も能く出來可申と奉存候……常免と申は田地一反につき何程と常住定り居申事に御座候、左様御座候へば御年貢を相納申候餘りは皆百姓共の德分に相成申候故、一粒にても澤山出來申候樣にと心掛隨分出精可仕候間御年貢にも引負未進も不仕、下々潤澤に相暮候て御代官を相勤者も無法に百姓共を虐たけ下を難儀致させ候事も無御座候。萬民の潤に相成可申奉存候。

吾人は是に於て徂徠の愈よ及ぶべからざるを見る。彼れが道破せし所は當時に於ける唯一の救世策として、彼れの敵と雖も、亦認識せざるを得ざりし也。昔し司法仲達は孔明の陣迹を見て口に奇才々々の讃辭を絶たざりき。好漢好漢を知る。公論は却つて敵の中に在り。徂徠の栗山に於ける蓋し斯の如し。

將さに衰滅に赴かんとする德川氏の封建制度に就ては、彼れは譜代大名と旗本とを激勵して以て其武威を維持せんとせり。彼れは眞の威力は外粧に非ずして實力なることを見たり。たとひ天下をして我れを畏れしむるの形ありとも、我れを畏れしむるの實力なき時は、終に天下を維持すべからざるを見たり。彼れ曰く、

私儀方々遍歷仕萬民の存込候處も能く〱相考見申候に天下の人民御上の御事を難有と奉存候はんよりは奉恐候心多く候樣に被奉存候。扨又奉恐御威光候と申儀、唯權高に打叩仕候計りて正味の處滅じ申候樣に近頃私儀愚癡無智の者の不奉憚上、過言の至に奉存候へども乍恐奉存候。

彼れが所謂「正味の御威光」なる者は如何にして養はるべき乎。彼れは思へらく、譜代大名と旗本とは幕府の威嚴を維持すべき二個の素要なり。幕府をして重からしめんとせば先づ此二個を以て其長城とせざるべからずと。而して之が

手段として彼れは左の數策を提出せり。

（一）先づ大名の貧を救ふべし。

（二）之が手段として格式に差等を設け、小身の大名をして華美を大身と競ふとなく、各其節度を守らしむべし。

（三）參勤に附從する武士の數を減ずべし。

（四）老中となる大名は關東に徙封すると云ふが如き慣習を廢すべし。成るべく譜代大名の徙封を減ずべし。

（五）旗本の風儀を改むべし。

（六）之が手段として先づ文武の敎を獎ますべし。

（七）騎射のみを以て武術の試驗科目とするを廢して總ての武術を試むべし。

（八）番衆を改革すべし。

（九）番頭を訓錬すべし。

(一〇)儒者を精選して儒書の講釋を聞かしむべし。

大凡此の如し。彼れは譜代大名と旗本とを改造するは即ち德川政府を改造する所以なることを知れり。

* * * * * *

所謂寛政の改革として知られたる松平越州の政治は蓋し彼れの献策に待つ所多かりし也。斯の如くにして彼れは徂徠鳩巢以後に於ける儒流政論家の第一人なりき。

戰國武士を論ず

(主として荻生徂徠の鈐錄に因る)

(一)社會組織

日本は久しき間大地主の世なりき。彼等は各自己を圍める譜代の郎等を有し、

戰陣に臨むときは之を率ゐて進退を共にしたり。彼等は個人として戰はず一家として戰へり。當時の社會が大地主の各一家を以て其單位としたるが如く、當時の軍隊も亦大地主の各一家を以て其の單位としたり。蓋し社會の單位が取りも直さず軍隊の單位となるは、總ての社會に普通なる現象なるが如く然り。

此處に一個の武士ありて出陣したりと假定せよ。彼の鑓を持して從ふものは其譜代の家來なり。彼の草履を携へて從ふものは其譜代の家來の若年なる子弟なり。彼等は皆一鄕に生長し、其主人たる武士を仰ぎて主とも親ともする者なり。是れ戰國武士の狀態なり。されば當時は家老の子にして草履取りたりし奇觀もありき。

既にして各地主の間に生存の競爭漸く劇しきに及んで武力を集中するの必要を生じたり。土地を失へる武士は各其依賴せる大名の城下に集りて、其廩米を供せられ、之に因りて恢復を計らんとせり。大名も亦自ら進んで廩米を以て天

下の士を招けり。是に於てか武士は自から二つの階級に分れたり。所謂譜代衆、浪人衆是なり。たとへば奥州に於て田村氏の浪人衆は、其始相馬氏の譜代衆なりしが、其士地を失ひたるが爲めに皆田村氏に頼りたるものなりしが如し。織田氏に於ても丹羽、柴田の類は譜代衆にして明智の類は浪人衆なりき。而して城下集中の必要愈々急なるに及んで、譜代の武士も亦其士地を離れて城下に集るに至れり。彼等は猶知行所を有したりき。然れども彼等は知行所に歸り住む能はず。此の如くにして社會の組織は隔離的より集中的に一變せり。然れども其單位たる家の子郎黨の關係は猶ほ變ぜざりき。浪人衆にても譜代衆にても總ての武士は城下に集ると共に、其家の子、郎黨をも同じく城下に携へたり。

大名の浪人衆なる者は始より其家臣に非ず。或る者は一の大名の攻擊を恐れて隱家を他の大名の蔭に求めたるに過ぎず。或る者は殆んど攻守同盟に均しき契約を結んで與力同心したるに過ぎず。或る者は功名心の滿足を求むる爲めに

强き大名に依賴したるに過ぎざれば、君臣の關係を見ること恰も主客の如くし、一たび意に合はざることあれば直ちに袂を振つて去る者もありき。されど敵に克つべき實力は唯彼等を得ると否とに因りしかば、大名も亦競ふて彼等の心を攬らんとしたりき。かゝりしかば浪人は一個の階級となりて天下に横行し、其老功にして世に聞えたるものは萬石を以て之を招くも、辭を卑くし禮を厚くして之を招くも、猶來り肯せざる者あるに至れり。島左近の如き、後藤又兵衛の如きは善く當時の浪人氣質を代表せるものなり。

嘗て加藤清正が或る敵と戰はんが爲めに出陣したりし時、一個の浪人ありて彼に謁して曰ひき「御陣場を借りて見物いたしたし」と。清正は之を諾しぬ。翌日戰は始まれり。槍は交へらるべくして未だ交へらるべき機會を得ざりき。兩陣互に睨め合ひつゝ立てり。清正は躁ちて、早く槍を交へよと命じたり。而して槍は猶ほ交へられざりき。清正は愈躁ちたり。昨日の浪人は十人計りの一隊を

率ゐて山の横側に顯はれたり。喊聲は其一隊に因りて揚げられたり。敵の陣は動けり。槍は始めて合せられたり。敵は追崩されたり。浪人の一隊は敵の中に突入らず唯徐に一二町進みたりしのみ。彼等は淸正の凱歌を揚げて還へりし時、芝原に足投げ出して兵糧を食ひ居たり。淸正は馬より下りて彼等に禮したり。浪人は一隊の姓名を淸正に告げて曰へり「何れも浪人にて難儀なる體ゆえ御家を願とらせ度存じ是迄召連れたり、召抱られ賜はれ」と。彼れは斯の如く言ひし後、其一隊を離れ飄然として去りぬ。此の如きは當時の浪人が四方を浪遊して主人を求むるの狀態なりき。

當時の社會的組織に就て更に詳に研究せんと欲せば海道被官てふ當時の諺に含まれたる意義を知らざるべからず。當時の大地主たるものは其主人たる大名に於て固より確乎たる君子の誼あるに非ず。彼等は唯鋒先鋭き者に降服して其地主權を失はざらんことを欲したるのみ。たとへば奧州の二本松、四本松は何方

へも弓矢つよき方へたのみ、身を持ちたりしといふが如し。彼等は自己の生存の爲には主人を替ふることを辭せず。強き大將の兵を出す時は、其住來は盡く其被官となるなり。而も一たび兵を收めて歸るや、彼等は復び原の狀態に還る。上杉氏の關東を攻めし時、沿道の大小盡く之に伺候し、其去るや直に再び北條氏に付きしが如きは所謂海道被官の意義を實例にしたる者なり。

境遇は人を作る。斯の如き血臭き世に於て、個人的勇氣の極めて盛なりしは固よりなり。文祿慶長の役に於ける日本武士の擧動に關し、韓人の記す所に因るに曰く、天性勇悍、自好㆓戰伐㆒。又曰く、死㆑敵爲㆑榮。又曰く、手不㆑釋㆑劍、伺㆓人不意㆒、必中㆓其報㆒。又曰く、好戰倭之性、爭㆑死倭之業と。公平なる外人の觀察にして斯くの如し。其血に渴し死を喜ぶの態見るべし。殊に其婦人の勇氣を尙びしに至りては眞に驚嘆すべき者なり。當時或妙齡の女子は、其父の不在に乘じ數十人の窃盜押入りたるを怖ることなく、弓弦を鳴らして之を追ひ退けたり。

家康の妾七人、世に所謂七人衆は常に馬上にて陣中に從へり。天草陣の時までも城中の婦女塀より半身出し、大石を轉じ寄手を惱ましたりと云へり。戰國武士は此の如き母の胎内に育てられし也。

（二）彼等は如何にして戰ひし乎

戰爭も文章も均しく英才の製作なり。ミルトンの失樂園もクロンウエルの鐵騎も要するに大なる天才の發現たるに過ぎず。詩人は詞章に因りて自己の天才を發揮し、大將は陣伍に因りて自己の天才を運用す。

戰國武士の戰法は、日本人の好戰的天性が百花爛熳たるが如く咲き出てたるものなり。戰爭に於ける日本人の天才を明白に表示したるものなり。

明人當時の日本戰法を評して曰く「軍に法なく人々自ら戰を爲す」と。是れ朝鮮に於ける日本軍隊が統一なく、節制なく、各陣各獨立して之を統率すべき一個の中心なかりし弱點を看破したるものなり。加藤氏の遺老も亦當時の明軍を

評して曰ひき、「大明の備立は大軍を自由に取廻すこと恰も神變の如し、日本に於て終に見ざる所なり」と。是れ統一と節制とに於ては明軍の遙かに日本軍に勝れたりしを曰へるなり。而も日本軍の大に敗れず、明人の大に勝たざりし所以の者は何ぞや。日本人の戰法はたとひ大陸的の運用法に拙なるにもせよ、猶之を心に驗し手に得たる實地の工夫に出てし者にて、明人の空疎なる机上の議論と異りたれば也。之を譬ふれば當時の日本は定石を知らざる田舍の强き碁打の如し。彼等が最初の布置を見れば極めて拙なる者の如くなるも、一旦戰を交ふるに及んでは、機鋒泉の如く湧き、寸思遽に顯はれ、紛々擾々たるの間、自から敵手をして避易せしむるの技倆なくんばあらず。是れ久しく戰國に慣れたる日本人が自然に養ひ來りし實手段なり。されば明人が稱して軍に法なしと云へる者も其實は法なきに非ず、唯明人が法としたる所のものを有せざりしのみ。久しき經驗は日本人に戰爭の智慧を與へたり。其大に明兵に逞うする能はざり

しは、諸侯割據の國勢と島國的地勢とが日本人の戰法をして大陸的たる能はざらしめたるが爲めのみ。

加藤清正の侍大將たりし飯田覺兵衞は靑年なる武士に敎へて曰ひき、「總じて武士は國々の弓矢氣質を知るを肝要とす」と。所謂弓矢氣質なる者は當時の武士が各其習慣につれて自得したる固有の長技を失ふなり。蓋し戰爭は如何なる世に於ても一定の法則に支配せらるべきものなり。孫子の兵法より近世の「タクチックス」に至るまで戰爭に關する一定の法則は自から一科の學を爲すべきものなり。而も之を實地に運用するに至りては卽ち各の大將は各の手段なきを得ず。文法は科學なり、而も作文は技藝なり。兵法は科學なり、而も作戰は技藝なり。當時の所謂弓矢氣質なる者は名將が戰爭に於ける手練を云ふものなり。是固より其天才の大小に關する者なり。

信長は始に小銃を連發し、而る後更に機を見て長柄の槍を持てる一隊を進め

て敵を破るを常とせり。彼れは幾度も此法を用ゐて勝ちたりき。而して織田家の長槍の名は天下に鳴れり。大詩人と雖も其慣用の句法は三四に過ぎず。彼れは唯善く之を千變萬化して用ひたるのみ。信長の戰爭も亦善く各種の境遇に此長槍を用ゐるの法を運用したるのみ。彼れは唯其慣用の長技に因りて戰へり。是れ其の天下に雄たりし所以也。

蒲生氏郷が其臣下に命じて盡く一尺八寸の短かき刀を用ゐしめたるも亦其長技に因りて戰はんとしたる也。

學問は人をして圓滿なる智識を得せしめ、實際は人をして特種の技倆を發達せしむ。當時の名將が各其固有の長技を有したるは、彼等が實戰の中に長じたりしが爲め也。

且實戰は獨り大將をして固有の長技を發達せしめたるのみならず、侍大將以下の士をして亦各其慣用の手段あるに至らしめたり。たとへば加藤清正の侍大

將たる森本義太夫、蒲生氏の臣蒲生源左衞門等が先づ數騎を率ゐて自から敵陣に馳突し、其陣形の亂るゝを待ちて更に己れの本隊を進むるを以て常としたるが如き、小西行長の客將たりし南條玄宅が、敵の來るを聞くときは、常に單騎にして敵地に向ひ、從兵の驅せ來るを待ちて敵を境外に破りし如き、皆其經驗の間に自得したるものにして口舌の盡す能はざる秘訣を捉めるもの也。而して彼等は常に之を用ゐて成功せり。

吾人は此に於て總ての天才が一樣に發達を爲しつゝあることを見る。詩人にせよ、畫工にせよ、其慣用の手段として其手練に入りしものは二三の法則たるに過ぎず。彼等は善く之を各種の境遇に應用す、而して傍人見て以て變化百出せりと爲すのみ。天才の兵を用うる亦斯の如し。彼等の堅く捉む所も亦二三の法則に過ぎず、而して深く之を自得したるの結果、運用の妙、自然に人をして奇を呼ばしむる者ありし也。

當時の武士は兵學上の智識に於ては極めて淺かりき。家康の時に軍法者と曰はれたりし井伊氏の臣岡本半助の如きも、其の軍學に於ける智識は雲氣、まじない（まじない）の類を知りしに過ぎざりき。而も其善く戰ひし所以は之を實際の經驗に得たるが爲のみ。讀書は智識を生じ實際は智慧を生ずとは、たしかに戰國武士に應用すべき格言なり。

第三章

近世物質的の進歩

世界は常に進歩するものなり。優勝劣敗なる進化の大法は遍在なり。英雄は起ちて又倒れ、政府は榮へて又衰ふ、人物及制度は屢々變化するなり。されば若し近世封建制度の三世紀を以て、其の外形の單調なりしがために物質的、精神的に少しも變化なかりしものなりと憶斷するものあらばそは進歩の大法を信ぜざるものなり。花は雨中といへども開落す。進歩の勢は封建の制度と雖も全く牽掣する能はざる也。請ふ吾人をして其の物質的の進歩を觀察せしめよ。

外國交際の影響（一）

外國交際が近古三世紀の間、如何程本邦人の生活に進歩を與へしかを觀察す

れば、極端なる攘夷家と雖も、終に自家の非を悟るに至るべし。下に示すところの表は明治十七年七月刊行外務省編纂外交志稿年表に據りて、其物質的進歩に係はるもののみを抄錄せしものなり、

一五四一年(天文十年)吉田宗桂自明還、傳醫術。
一五四二年(天文十一年)葡人來薩摩、贈鳥銃。
一五五〇年(天文十九年)葡船來貢大砲、僧了西、入印度傳製革法。
一五五五年(弘治元年)葡人某來、置之人近江、傳習砲術。
一五五九年(永祿二年)明人漂到相模、傳醫法。
一五七六年(天正四年)信長造天主閣於安土。明人傳造瓦術。
一五八六年(天正十四年)秀吉命明工人、造方廣寺伽藍。
一五九一年(天正十九年)明職工來堺浦、織紋紗。
一五九九年(慶長四年)蘭人亞當斯來江戸、造洋式船。
一六〇〇年(慶長五年)朝鮮陶工十七氏、從島津義弘歸化。
一六〇五年(慶長十年)南蠻傳鷹種。

一六〇九年（慶長十四年）堺銃工鑄造大砲。

一六一四年（慶長十九年）京師織工、倣蘭製、始織兜羅綿。

一六二七年（寛永四年）小倉商船、至瓜哇、購伽羅。

一六三四年（寛永十一年）明僧如定來長崎傳造石橋法、攻玉法、造眼鏡法。

一六三四年（寛永二十一年）吉田安齋往媽港學醫術。栗崎道喜學醫於呂宋。和蘭貢砲學士。

一六四七年（正保四年）陶工東島某、從淸人受釉彩色法。

一六四八年（慶安元年）始擬造東京船。造安宅丸。設燈明臺於浦賀及三崎。

一六五〇年（慶安三年）命和蘭人、演習大砲。

一六六九年（寛文九年）命末次某擬造明船。

一七一八年（享保三年）將軍吉宗、手製測午儀。

一七一九年（享保四年）召西川如見、講究西洋書。

一七二一年（享保六年）試蘭人砲術。

一七二二年（享保七年）命和蘭人、報歐洲形勢貢各地物產。

一七二五年（享保十年）命桂川甫筑製西洋方藥品。和蘭貢波斯馬及呱哇馬、命齋藤某、傳習御術。

一七二六年（享保十一年）淸人傳製人參龍腦法傳淸國騎射法。

一七三〇年（享保十五年）試蘭人馬術。

近世物質的の進歩

一七三五年（享保二十年）將軍覽和蘭人御馬。長崎工人始傳淸製堆朱沈金色蒔繪、靑貝漆器法。

一七三九年（元文四年）命靑木昆陽等講究蘭書。

一七四五年（延享二年）靑木昆陽得蕃薯、植之東國諸島、長崎譯官乞讀西洋書。

一七五九年（寶曆九年）平賀源內、唱電氣學。

一七六四年（明和元年）對馬宋某獻朝鮮人參。植之日光山。

一七七一年（明和八年）杉田玄白、翻譯解體新書、翻譯始于此。

一七八九年（寬政元年）司馬江漢、始唱油畫及銅版術。

一七九九年（寬政十一年）取淸蘭苗藥植蝦夷地許王氏船、輸西洋貨物。

一八一六年（文化十三年）國友能當、倣蘭人、製造氣砲。

一八二六年（文政九年）靑地林宗、譯氣海觀瀾地學正宗。

一八二七年（文政十年）伊藤圭介、始唱物產學。

一八三〇年（天保元年）足立長春、首唱西洋產科。

一八三三年（天保四年）宇田川榕庵、著植學啓源。

一八三九年（天保十年）宇田川榕庵、著書唱化學。

一八四〇年（天保十一年）鈴木春山著書論西洋兵制。

一八四三年（天保十四年）片井京助創傍裝雷火銃。

一八四四年（弘化元年）箕作省吾。譯坤輿圖識。永井助吉著萬國輿地方圖。
一八四七年（弘化四年）川本幸民、著氣海觀瀾廣義
一八四八年（嘉永元年）佐久間啓鑄西式戰砲。
一八四九年（嘉永二年）和蘭人、始傳牛痘。

此表固より事實を盡したるものに非れば唯これのみにては未だ讀者をして如何程外國の交際が我國の物質界に變動を與へたるかを十分に悟らしむる能はざるべければ更に少しく說明を加ふべし。蓋し、我が日本人の日用品及食品に就て其重なるものが多くは近代に於て外國より來りしものたるの事實は著しきことなりとす。先づ衣服の原料として平民間に專用せらるゝ木綿の種子は實に文祿年間當時南蠻と稱せし葡牙人の九州に持來せし所なりとす。而して其れが漸く日本の全島に播がりし時は絹布、麻布の製造者に著しき衝動と變革とを與へたる時ならざるを得ず。舊記傳はらずして其の競爭の有樣を知るに足るべきものなしと雖も、桑圃忽に變じて綿圃となり、蠶女の綿花の紡績に轉業せし光景は

想像するに難からざるなり。延喜式に依れば、伊勢、三河、近江、美濃、但馬、美作、備前、備中、備後、安藝、紀伊、阿波、の十二國を上絲國とし、伊賀、尾張、遠江、若狹、越前、加賀、能登、越後、丹波、丹後、因幡、伯耆、出雲、播摩、長門、讃岐、伊豫、土佐、筑前、筑後、肥前、肥後、豐前、豐後、日向の二十五國を中絲國とし駿河、伊豆、甲斐、相摸、武藏、上總、下總、常陸、信濃、上野、下野、の十一國を麁絲國とす。六十餘州の日本に於て絹絲を貢する國實に四十八國亦盛んなりしといふべし爾來幾多の遷變りを經たりと雖も、幕府の中葉に於ては絹絲を出す國大に減じ纔かに近江、美濃、飛彈、信濃、上野、下野、陸奥、出羽、若狹、越前、加賀、武藏、甲斐、丹後、但馬の十六國に過ぎざるに至りしは木綿の競爭大に力ありしにあらざる歟。日本の平民が高價なる絹布若くは粗剛にして肌に可ならざる麻布を退けて價廉にして而も體に可なる綿布を歡迎せし時の情察するに堪へたり。昔し桓武天皇の延曆十八年に

崑崙國人が傳へたる草綿の種子は不幸にして衣笠内大臣に

敷島のやまとにはあらぬ唐人の

うへてしわたの種子はたへにき

と歌はれし如く我が平民の需用に供するに足らずして止みたりと雖も、天運循還して終に木綿の繁昌を見るに至れり。我が人民のこれに依りて凍死を免れたる者幾何ぞ、今や暖き衣服は茅屋の家庭をも蔽へり。後代の詩人をして喚取籃輿便換舟。浪華南去是平疇。西風吹白木綿國。一路穿花入紀州と歌はしめたる光景の知きは文祿以前の我國人が夢にだも想ふ能はざる所なりき。

讀者若し木綿と絹の競爭が我が平民の利害に關すること關ヶ原に於ける東西兩軍の戰爭よりも寧ろ甚しきものあることを察せば我が外國交際は我が平民に如何程の關係を有せしかを判斷し得べし。惜いかな我が日本に存在する歴史は武人と貴族の歴史にして人民の歴史に非らざりしかば、此等の事件は忽諸に附

せられしと雖も、若し日本人の狀態を畫くことが日本歷史家の務ならば此等の事情は必らず詳細に記述せざるべからざるものたるに非ずや。

寛永年間、德川家光が鎖國の政略を定めし以來、我國の輿論は漸く自尊自負に向ひたりき。其の門戸を閉して他人に接せざる個人が自ら一種高傲の氣を養成するが如く、外國と交際せざる國民が自尊排他の傾向を生ずるは訝しきことにあらず。されば夫の見識、代に卓越したる新井君美すらも猶ほ我國は萬事に於て滿足し毫も他國に供給を仰ぐの必要なしと信じたりき。彼曰く天地之主、五方物性。各自有與其人相宜。萬國之人。養性救死。豈必資之於彼川廣藥材耶と。彼は古し兼好法師が藥劑のみ外國に仰がざるべからずと說きしを駁して藥劑と雖も亦自國品にて足れりと論ぜしなり。然れども日本人民が斯く外國品を排斥しつゝありし間に、其實外國品は日本人民を益しつゝありしは亦奇ならずや。日本人民の食品を調和するに用ゐられたる砂糖は君美が世に有りし頃までは實に支那

より輸入せしものにして甘蔗を種へ自國の砂糖を製するに至りしは其後の事なりき。關東諸州にて飢饉を救ひたる甘薯は君美が老いて將に死なんとする頃に始めて世に顯れたるものにして、其の始め琉球より薩摩に輸入せられたるものなりき。明和年間甲州の代官中井淸太郎が馬鈴薯の繁殖を奬勵せしより信濃、飛彈、越後、上野、下野、武藏等に傳はり天保年間の大飢饉に飛彈の人民をして餓死を免れしめたる事實は君美が骨朽ちて後のことにして彼の知らざりし所なり。而て今や甘蔗は最も甘き食品として我が平民に用ゐられ、人間至る處に燒芋の存せざるなきに至り、馬鈴薯も亦屢々吾人の食卓に上ると思へば外國の移殖品が我平民に利益せしこと昭々として掩ふべからず。

外國交際の影響（二）

寛永鎖國以前外國の交際は單に我國に有益なる原料を給せしのみならず、併

せて我が國民に製造を敎へ土工を敎へ、割烹を敎へ、衣服の縫ひ方をさへ敎へたり。雲に聳ゆるが如き六十餘州の城郭は實に其の始め式を外國に取りたるものなり。此點に於て我國民は攻防の具共に外國より得たりといふべし。何んとなれば城を攻むるに屈強なる銃砲も亦外國より傳へたるものなればなり。鬼上官とて朝鮮にまで武名を轟かし、外粗にして內精なる加藤清正は其の臣に飯田覺兵衞といへる築城に巧みなる者を蓄へしを以て當時に世に名高かりき。吾人若し東海道を行きて樹梢の間に見えつ隱れつする名古屋城を望み、若くは九州に旅して熊本に至り賴襄が所謂銀杏揷レ天知二故國一丹樓扱レ地見二層城一の光景を目擊せば、必ず其の建築の宏壯なるに驚くべし。而して是れ皆加藤氏の案になりたるものなるを思へば更に清正を尊敬するの念を高からしむべし。

銃砲の我が國に入りしより以來、兵陣の方式全く一變せり。兵士は多少の熟練を要することとなり、混戰接戰の如き個人的の勇氣を要するものは漸く減じ

たり。源平盛衰記若しくは太平記に見るが如き大將自ら身を挺して戰闘し、家の子、郎黨其の主を圍みて同じ枕に打死するといふが如き戰況は最早見るべからざるに至れり。大將と兵士との關係は最早情誼の關係にあらずして規律の關係となれり。大將と兵士との關係が規律の關係となりしと共に大將と兵士との間隔は漸く隔たれり。兵士が熟練を要するに至りて兵士の數は減じ兵士の力は增せり。而して兵籍に連ならざる平民は最早兵陣には不能力となれり。之に加ふるに高城深池の固めあり諸侯は其の平民の起つて攻め來るを憂へざるなり。德川氏の封建政治は實に此情況の上に建てられたり。然らずんば家康の略を以てすと雖も三百年の泰平は決して維持し得からざりしなり。是によりて之を見れば德川氏の封建は城と銃砲とに依りて支へられたりといふも可なるものにして要するに封建も亦外交の結果なり。斯の如く外交は陸地に於て兵制を一變し城地の形狀を變じたるとともに我が海岸の人民は大風帆船を作りて海上に

往來するに至れり。

一四九二年コロンバスが太西洋を横ぎりて亞米利加を發見せしより僅かに百十四年にして慶長十五六年の交我京師の商人田中莊助は反對の方面より太西洋を横ぎりて墨其哥に達したり。一五二一年マゼランの船が太西洋より航して世界を一週し終りしより僅かに百一年、元和六年に伊達正宗の臣支倉六左衛門は支那海より航し始めて世界一週を畢れり。當時我が國民が如何計り海上に威權を有したるやは是を以て想像し得べし。吾人は彼の御朱印船なるものが、東西印度及爪哇の諸島に住來して貿易に從事したる當事の光景を察する度毎に未だ曾て肉の動くを覺へずんばあらざるなり。若し我が歷史家にして精細に、我が人民の生活に注意したらんには、今日と雖も猶當時外交に依りて生ぜし影響の痕跡を認むを得べし。新井君美の說く所に依れば吾人が雨を防ぐに用ゆる「カッパ」なるものは實に宣敎師の法服を模造したるものなりといへり。果して然らんに

は我國の風俗が外交の影響を受けたるは强ち明治年間の束髮女子に始らざるべし。而して今日所謂葱南蠻鴨南蠻の如きは其語が自證するが如く西人の食物調理法を傳へたるものならざるを得ず。思ふて此所に至れば外交の影響は微に入り細に入り、水の物を濡すが如く何れの處にも其の結果を表せりといふべし。

不幸にして德川氏の鎖國政略は此の滔々として入り來れる世界の大勢より、我國民を隔絕せんとせり。然れども文明の潮流は到底人爲の堤防もて防ぐべきものにあらず。長崎は靈犀一點脈々たる文明の潮流が我國に通ずるの管となれり。醫學も、天文學も若しくは理化學も兵法も皆此の管より入來れり。歷世政治の下に隱謀の行はるゝが如く鎖國政治の下には世界の文明は隱微なる動作を我國に爲すに過ぎざりしも冥徙暗遷自ら我が文物の進步を誘へり。

諸侯の富國策

趙翼王安石の青苗法を論じて曰く安石初知ニ鄞縣一時。貸レ穀與レ民。立レ息以償。俾ニ新陳ニ相易一。民甚便レ之。安石操履廉潔。親施ニ之於一縣一。民自有レ利而無レ害。と彼は天下を亂したる安石の青苗法も又これを一縣に施して利ありしを認めたり。而して斷案を下して曰く天下之事固有下一人行レ之能爲レ利、而天下行レ之則又爲レ害者上と。吾人は封建時代に於ける諸侯等が屢々干渉保護の制度に因りて成功せし事迹を見る毎に其の秘密は此に存するを知る。

德川時代の諸侯なるものは日本六十餘州を二百六十餘に分割して之を領せしものなり。其の生殺與奪の權を有せし點よりこれを見れば日本は恰も二百六十餘の王國を聯合し天皇の認識の下に德川氏を盟主と仰ぎたるが如き形狀なれども、其の地盤より云へば所謂三家及國主十八家（加賀の前田、陸奥の伊達、薩摩の島津、越前の松平、肥後の細川、安藝の淺野、長門の毛利、肥前の鍋島、因幡の池田、備前の池田、阿波の蜂須賀、土佐の山內、久留米の有馬、秋田の佐竹、

出雲の松平、米澤の上杉、（福岡の黑田、伊勢の藤堂）を除けば其の領する所大は數郡小は半郡に過ぎず。加之國主の大なるものすら其の領域纔かに二三國に跨れるのみ。されば封建諸侯はたとひ一方に於ては王者の如き權力を有せしものにもせよ他方よりこれを見れば一個の大地主に過ぎざりき。

是に於て吾人は封建制度の下に興起せし諸侯の富國策の何故に成功せしかを知るを得たり。彼等は他人の事に關渉せるに非ず自家の事を營めるなり。彼等が領地の民を奬勵し、皷舞し、指揮し、命令して、物產の繁殖を計りしは政府として人民の事に立ち入りしにはあらざるなり、大地主として小作人を指揮せしなり。彼等は今日の政府の如く唯法律と威權とを以て民業を進めんとせず、往々自ら資本主となりて其の事業に從へり。彼等は今日の政府の如く大綱を統べて細目を遺すが如くならず巨細となくこれを監督するの便を有せり。されば明君賢宰一たび出でて富國を計れば其の事業容易に上るを得しなり。

先哲叢談に土佐の家老野中傳右衞門の事を記して彼が江戸より蛤蜊一艘を齎し歸りて、之を高知城下の海中に投じ、終に土佐の名產となすに至れりと記したるは當時に於ては珍らしき事にあらず。多くの諸侯が競ふてせし所なり。彼の大日本史の編纂を以て、楠公の碑文を以て、磊落奇異の行を以て同時代の人を驚かしたる常陸の德川光圀の如きも、武藏より原種を得て領地涸沼浦に白魚を那珂郡平磯村地先に海參海螺を東茨城郡磯濱村地先に蚌蛤を放せしめ蛤を鹿島浦に放ちしかば今に至りて人其の惠に賴るといふ。此の如くにして封建諸侯若しくは其の人民に依りて各地に移殖されし產物の系統を調査したらんには極めて面白き表を作るを得べきなり。たとへば伊勢眞珠の如き、大村及薩州の眞珠の如き、其の系統を遡れば一に皆志摩の鳥羽に出づるが如き、其の分脈盛衰は必ず有益なる智慧を吾人に與ふるものあるべし。

諸侯をして其の領地に物產の蕃殖を圖らしめたる重なる動機は蓋四あり。

(一)財政の困難なりしこと。

徳川時代の高等貴族たる諸侯が屢々窮乏に陷りし者ありしは掩ふべからざる事實なりとす。彼等は參勤交代に少からぬ費用を要し、相互の交際に綺羅を競ひ、珍らしき器物なればとてこれを購ひ、稀代の刀劍なればとてこれを買ひ、他家より招かれて立派なる饗應を受けたればとて己れが邸にても立派なる饗應をなし、泰平の進むとともに奢侈も進み、如此して國財を費耗し非常なる憤發をなすにあらざるよりは亦如何ともすべからざるに至りしもの少からず。

(二)治化の競爭

封建の政治は白雨の如し、一封は晴天白日、他封は陰雲暗雨なりとは宿儒某の善く當時を形容せる語なれども、是れ唯だ諸侯が各一方に獨立して生殺與奪の權を專にするを云ひ顯したるものに過ぎず。若し仔細に觀察したらんには封建時代の政治と雖も斯の如くに區々たるものに非ずして時世の好尙と精神とは

自ら各藩の間に貫流するを見ん。されば一封に明君賢宰起ちて其の國政を釐革し德澤一時に振へば他封も亦必起ちて之と治化を競はんとするものあり。一個の善良なる藩制は諸藩の模型となりて天下に廣まるべし。唯郡縣制度の時の如く同時に同一の政を布く能はざりしのみ。

(三)儒敎主義の發達

若しも鎌倉時代を以て佛敎の政治と密接せし時なりとせば德川の時代は則ち儒敎と政治と密接せし時なりと曰はざるを得ず。元和偃武天下全く刀を斂めし以來、儒敎は武士道と漸く同化し、而て武門の政治は儒敎主義を以て其の根本となすに至れり。是に於て君主は民の父母なりてふ理想は漸く現實にせられ、諸侯たるものは民の耕耘を照顧し山林川澤の制を設けて濫伐盜伐を厲禁し民の衣食をして足らざることなからしめ、孝悌忠信の道を敎ふべきものなりとなされしかば有爲なる君主は皆此主義の實行を計らんとせり。

（四）領內に萬物を備へんとするの希望。

以上三個の動機の外に諸侯をして其の富國策に汲々たらしめし他の一大原因あり、則ち總ての必要品を其の領內より得んとするの希望是なり。是れ封建分立の時代にありては免るべからざるところなりき。當時泰平既に久しといへども割據の勢は猶依然たり。戰國時代に養ひ來りし迷妄は猶幽靈の古屋に呻吟して去らざるが如く去らざるなり。されば他國の廉價なるものを買ふよりは自國の高値なるものを買ふ方、國家經濟の上に於いて策の得たるものなりとの思想は猶諸侯と其の臣族とを支配せしかば、彼等はなるべく他國に名ある物品も其の領內にて製し、他國の物產も其の領內に移殖せんことを計れり。彼等は百方他國の富源を研究して之を我が領內に移さんとせり。

其他凶年飢歲は屢々安逸を貪る君臣を警戒し勸業貯蓄に心を用ゐしめ、若くは河水の汎濫し飛沙の沃土を荒すが如きは治者をして森林堤防の制に注意を怠

らざらしめたり。凡そ斯の如きの類、個別に若くは相合して諸侯に富國を策るの止むべからざるを覺らしめ、物質的の進歩に加勢せしめたり。

諸侯の富國策は如何なる種類の人に依りて施されしや。

（一）諸侯中心主義

勿論諸侯彼自身は其の中心たらざるを得ず諸侯の地盤は極めて狹かりしかば諸侯の個人的勢力は其の領地に布きて餘りありき。されば有爲なる諸侯、自其の事業の中心となりて民に臨めば民よくこれに馴れ服したりき。

昔し彦根領の士庶人衣服極めて華美を競ひし時井伊氏の祖先これを憂へ江戸より藩に歸るに其の一行をして悉く質素なる綿服を着せしめしかば絹布を着て道に迎へし藩士は且恥ぢ且恐れて國風頓かに改まりき。米澤の上杉治憲は其の家臣が手を以て積み上げし堤防を直に蹈むは無禮なりとて巡視の時自ら手を擧げてこれを頂きたりしかば士民はこれがために感泣せり。凡そ斯の如きの類皆

是れ個人的勢力を政治に應用したるものなり。此勢力の消長實に事業の成否に大關係ありき。

（一〇）當時の謀臣及び參畫顧問の人。

諸侯の政治は家老の手にあり、諸侯賢なりと雖も家老愚なれば其の事業支吾して成らず。されば富國の策は必ず君臣相待ちて成りしものゝ如し。月の地球に從つて廻れるが如く名君には必ず賢臣あり。熊本の細川重賢を助くるに堀勝名あり。備前の池田光政を助くるに熊澤了介あり。土佐の山内氏を助くるに野中兼山、小倉三省あり。信濃の眞田氏を助くるに恩田木工あり。上杉治憲に竹股當綱あり。君臣相得る魚水の如くして事業因つて成る。而して此等老臣の下に必ず參畫顧問に預る人あり。彼等或は田畝の間に在りて農事に老し或は市店の中に生長して商機に慣れ、凡そ興さんとする事業に於て皆善く實地に通曉す。此等の人若あらざれは有爲の君臣ありと雖其の功蓋し擧らざりしならん。

（三）用達

用達なるもの、當時社會上に占めし地位は頗る高きものなりき。武士を除き多く貴み平民を餘り多く賤めたる封建社會に在りても用達なる一階級は頗る尊敬を以て取扱はれたりき。士庶の分を嚴重にせし當時に於てすら用達は平民の身を以て双刀を帶し、苗字を名乘り、代官の格式に准せらるるが如きことありき。下等なる士族には公事の外面晤するを許さず、公事によりて面晤するも猶席を隔てて纔に應對するのみなる老臣と雖用達には膝を接して語りたりき。尋常の家臣には見ることを許されざる貴族の奧庭をも用達は時に縱覽するを許されき。されば時として用達は請托の機械として用ゐられしこともありき。

斯の如く用達の重んぜられし所以のもの知るべきのみ。則ち用達は諸侯の債主にして諸侯は用達の負債者なればなり。當時都府の發達商業の振興と共に富を有する市民の勢力は漸くあらはれ、封建諸侯も亦金を此の種の人に借らざる

を得ざるに至れり。是に於てか金力を有するものは諸侯の門に出入して其の用達となり、金を諸侯に貸すを其の營業となせり。其の形狀を譬へて云はば諸侯は大地主なり。用達はこれに金を貸す銀行なり、銀行なくんば大地主資本を得る所なく、用達なくんば事業を起すを得ざりしなり。

諸侯の富國策は如何なる方法に依りて行はれしや。

（一）消極的の方法

勤儉蓄財の主義を實行せんために諸侯は屢々命を下して其の臣民の生活に干涉したり。例へは桑名の松平定信が其の家老と雖外出の外は絹布を着くることを許さず、四民悉く綿布を着せしめしが如き。中國の一諸侯が家老の婦女は紺色の日傘を用ゐしめ、士人は紺緣の白張、庶民は惣白張を用ゐしめしが如き、皆これ儉約を以て其の政策となせしものなり。特に儲穀の一事は最も意を注ぎて實行せし所なりき。

（二）積極的の方法

（甲）地理に關するもの　則ち森林を植へて水源を涵養し、並木を作りて飛沙を防ぎ、橋梁を架し堤防を作り水路を通じ溜池を作り惡水を疏通するの類。

（乙）國産に關するもの　則ち他國の産物を移植し、若しくは他國の製造に倣ひ、自國産の濫造を禁止し其の精巧を奬勵し産業に功勞あるものを奬勵するの類、たとへば上杉治憲が漆桑及松の繁殖を其の領內に奬勵せしが如き、阿波藩廳が自ら藍の專賣をなしたるが如き、熊本藩が櫨樹の栽培に力を盡せしが如き、皆此の類なり。

大都會の發達

京都は王城の地、宗教の都なるのみならず、西國諸侯の東覲より、行商、巡禮、行脚僧、若くは遊歷の諸詩人に至るまで凡そ陸路をとるものは必ず經過せ

ざるを得ざるの地なりしかば、德川氏の時に至りても猶繁昌なる都會なりき。

然れどもこれを大阪に比すれは京都は云ふにも足らぬものなりき。大阪は元本願寺の居城なりしを豐臣秀吉、英雄の資を以て其の形勝を認識し、府を此處に遷せしより、俄然として發達し、其の海運の便を有するを以て、日本商業の中心となり、東西の貨物を此處に集めて此處に散し、優に天下の利權を握るに至れり。かかりしかは攝津の船は諸國の海岸を訪ひて商業を營み、兩替の如き手形の如き信用組織は早く此の中より胚胎して貨財の流通を便にせり。

江戶は大阪に對して固より後進生なり。其商人は其始め京、大阪、堺、伏見駿府、小田原等より移住せしものにて其海運の如きは正保年間始めて貨物廻船のことありしまでは概ね陸路に依れり。然れども爾來商業年と共に進み、市街漸く膨脹し昔は太田道灌をして「我庵は松原近く海遠く富士の高根を軒端にぞ見る」と歌はしめたる寂寞の鄕も享保八年に町數一、六七二、家數一二一八、五七

七、人口五六五、四八二、(武家僧侶を除く)の大熱閙場と變するに至れり。京、大阪は所謂上方を代表し、江戸は則ち關東を代表す。而して其の市民の風俗に於て大差あるを見る。享保三年九月刊行後のむかし物語に曰く。

京と江戸の違ひ

京都の人はうはべ和らかにて心ひすかしなど、さみす人多し、江戸ものゝ心持には、さ思ふべき道理もあれど、又江戸ものゝ及ばぬことも多し、おもふに物の流行、江戸は早く、京都は足おそし、十年後に京に上りて見たるに帶の幅のせまき笄の長き等、江戸にてむかし流行せしを、其まゝにてありしように思へり、主人と下女の髮は、是非おなじゆうせず、頭にものかむらぬは、道のものに紛るとてただうど(常人)は帽子をかむり町家の外は被を着るなり、尼も是非帽子かむりて頭をあらはさず、山下惣右衞門と云ふ男、京より始めて江戸に來り、其尼のかむらず、羽織着たるを見ては驚きたり、況や手拭をか

むりたる女などは曾てなきことなり是守の正敷所なり、道にて火皿を合せて煙草の火を貰ふときはこなたの煙草を一ふくひねりて、先の人にやり火を貰ふといふ、さほどにもあるまじけれどもこまかなるを賤しめていふ成るべし、されど全體の氣象は煙草一ふくたりとも、人に損をかけては本意にあらずといふ所なり、去によりて一二錢といへども算用を正し人にもやり人より取ることも速かにするなり、江戸のものは其の場によりては先より來る金ありても百疋はかりのことといふてもやられずなど損をも損にも思はず、向ふの人も深く心にもかけぬ故に、忘れても仕舞ふべし、京の人は百錢といへども、來るべきものゝ來ぬは義理を知らぬものゝやうに覺て催促すべし、一體の氣どりの合ぬゆゑなり。

他は暫く、論せず金錢上に於て江戸兒は磊落無頓着に、上方兒は愼密精細なる所以を推して其原因に溯れば、吾人はこれを上方兒か早くより平民的の訓練を

受け、江戸兒が貴族的の中に養成せられたるに歸せざるを得ず。江戸は眞に貴族的の都府なり。先づ其の市街の形について云へば街路甚だ錯雜し京、大阪の方正にして商業の市場に適するが如くならず。大阪の溝渠多きが如くならず。其の住民についていへば、三百の諸侯は各其の藩邸の中に許多の武士を住はしめ、登城の鹵薄嚴重にして人目を驚かす。雙刀を帶ぶるの士常に市中に往來す。江戸の商人は武家を得意先とし商法を營むものなり。其稍富めるものは今日に於て中流以上の士が其の女を女學校に通はすが如く武家の邸内に奉公せしめて禮儀作法を習はしめ而る後に之を嫁せしむ。斯の如き境遇に生まれ、經濟に疎き武家を相手とせし江戸兒が金錢に對し磊落無頓着なるは蓋し深く怪しむに足らざるなり。然れども上方兒は斯の如くなる能はざるなり、彼等は地方の實業家たる荷主を得意とせざる能はず。彼等は精細なる計算に依りて其の利を算せざる能はず。彼等は唯富をなすの道は微を積みて大となるを敎へられしのみ。是上

方兒の江戸兒と異る所以なり。實を云へは江戸兒は富をなす眞正の道を知ることに於て上方兒に幾籌を輸せしなり。生れなからの江戸兒は決して善き商人たる能はざりしなり。されば江戸は其の富に於て勿論大なる進歩をなしたれども純乎たる商業上の發達は常に大阪の背後を追はさるを得ざりき。

試みに三都を通じて有する商業の狀況を論せんか。封建の制度は何事にも其の影響を及ぼして都會の商業も亦實に專賣の形を取るもの多かりしは是非もなきことなりき。されは當時の問屋なる者は多くは貨物の集散を獨占し其下に仲買ありて皆數を限り、自由の賣買は多くは行はれざりき。蓋し荷主、問屋、仲買、小賣商の四者は當時貨物分配の四大要素にして而て問屋は多く都會に住し荷主は仲買に金を貸して其の資本に供し其報酬として必ず己に賣らしむべき契約を結び獨り買ひ獨り賣るの地位を占めたりき。されば當時の問屋なるものは勢力自ら大にして、平民社會の上級を占め、自ら尊び、世よりも尊ばれたりき。彼

等が往々にして專横に流れ荷主仲買との間に爭論を生ずるが如きは珍らしき事例にあらず。彼等は屢々仲買人と同席することさへも否みたりき。斯の如くにして天下の貨物は大都會に集り大都會の貨物は問屋に吸收せられたり。

問屋專賣の弊は極めて多かりき、たとへば彼等が荷主をして市場賣買の實況を知らしめず、從つて需用供給の定則に反したる產出物を出すが、如き若くは荷主をして極めて廉價に賣らしめんがために荷主の生產力を減するが如き結果を生じたる如きこれなり。然れども交通不便にして彼此の狀況相通せざる時に方り天下の通衢に座して貨財の消長を知れる問屋が貨物疏通の事に從ふは亦是れ有益なる方法なりき。況んや問屋は一種の興業銀行家なる如く荷主に其の資本を貸與するの便を有するをや。

而て幕府は此問屋より冥加金を收めて其問屋たる專賣權を保護し若くは民間の苦情を聽きて之を廢し再びこれを保護する等、時につれ勢に從ふて政略を殊

にせしかども到底保護に傾きたりき。是れ江戸商家の所謂株式なるもののよりて生じたる所以なり。

夫れ都會は獨り生存すること能はず必ず地方と經濟上の氣脈を通せざるを得ず。都會益す繁昌すれは經濟の機關愈々發達せざるを得ず。都會の膨脹に趣くは即商業系統の堅固なるものあれはなり。都會は地方に因りて榮え、地方は都會に因りて榮ふ。江戸大阪の駸々として富に向へるは則ち當時に於ける物質的の進歩の偉大なりしを示すものなり。

都會の內景

我等をして少しく都會の內景を觀察せしめよ。

江戸の町、極めて錯綜すと雖、大抵武家の邸と平民の住所とは自ら區別あり、管子の所謂四民者勿使雜處てふ主義は可成に行はれつゝありき。而て其の平民

の住所について云へは表通りに住む者は上なり、横町に住む者は中なり、裏店新通に住むものは下なり。裏店より横町、横町より表通りに赴くはこれ暗黒より光明に行くなり、貧窮より富裕に行くなり。殺風景より秩序に行くなり、表通りの店を閉ぢて横町に移るは墮落なり。横町より裏店に移るは更に大なる墮落なり。表通りに店を有する者には富豪多し。彼等の生活を按するに、大抵其家と宅地を並び有し宅地内に土藏を作り家財及商品を此處に貯ふ。宅若し廣ければ其外に隱居處をしつらひ、若くは茶室を設け家の老人が退隱を樂しみ或は主人の閑暇を消し、朋友を饗する所とするものあり。而して家には多くの男女を使役し以て家事と商業とを掌らしむ。店にありて商事を掌るものは番頭にして多くは年既に壯を過ぎし者なり。彼等は兒童の時より主人の家に使役せられ、誘惑多く、障碍多き青年の時期を大過なくして經過し、漸くにして主家の經濟を管理するの大任を負はしめらるゝに至りしものなり。されば主人の番頭を待つ決して疎

略ならず。家の男女皆番頭を敬ふを常とす。其妻を迎へ主家の近傍に住し朝夕主家に往來して其の店を監督するものを通ひ番頭といふ。是れ番頭中の長老にして主家に對する關係親戚の如きものあり。番頭の下に青年の男子使役せらる、是れ即ち手代若くは若衆と稱せらるるものなり。更に童子あり奔走に供す所謂丁稚なり。大抵の家、丁稚は先づこれを家事に用ゐ後に商事に用ゆ。青年の女子を用ゐて主人、主婦若しくは老人室中の使役に供せしむ所謂腰元なり。別に庖厨に使役せらるる女子あり、裁縫を主らしむる女子あり、總てこれを稱して女中といふ。其他庭を掃除し、米をつき、釜の下を焚やす等の勞役に用ゆる男子あり。家内の人數決して僅少にあらず。若し他國の史家をして之を觀察せしめば日本人の人を用ゆるに濫なるを驚嘆すべし。

而して此等の大商家を中心として惑星の太陽を廻るが如く附屬するものあり、所謂出入なるものこれなり、彼等は此大商家を得意先とし、若くは資本主

とし、若くは後楯とし、若くは自家の信用とす。按摩の如き、洗濯屋の如き、貸本屋の如き、車挽きの如き、其最下等なるものなり。主人の嗜好によりては力士俳優さへ其の家の出入と稱せらるゝものあり。而して出入中殊に欠くべからざるは醫師及び當時社會に於ける喧嘩口論の仲裁者たる頭と呼はるゝ大工若しくは仕事師の頭梁なり。番頭の主家を離れて家を爲し獨立して商業を營むもの、(通ひ番頭に非ず)皆主家に出入し主家の信用に依りて商業を營む。斯の如き輩は主家を本店と稱してこれを敬ふこと君主の如し。されば大商家の主人は社交上の地位甚だ高く、人皆これを尊敬す。唯士民の別あれば彼等も武士に對しては抗顏し得ざりしなり。大商人の隱居は前に言へるが如く、同じ地面内に隱居所を作り住む者も多けれど、時としては市内の繁華を避けて閑靜の地に隱宅を設くるものあり。多くは都門に近き田舍に住ひ、郭公、水鷄に夜を明し、茶の湯、俳諧、碁、活け花に閑日を消し、古香、書畫、珍器などを翫び、靜かに餘

年を送る。
彼は閑、此は忙なり、大商人の家、番頭たるものと雖も商事の外外泊を許されず、日々帳場に座して商業を監視す。其家に歸泊するを許さるるは一年唯兩度のみ。所謂二度の出番是也。丁稚の如きに至りては東奔西走、或は主人の外出に從ひ、雪天にも素足に草鞋はきて震へながら歩まざるべからず。平民的短歌の作家をして「我子なら供にもやらじ今日の雪」と其の同情の涙を揮はしめしもの故なきにあらず。唯其の間にありて優々然別に樂しき天地を有するものは大商家の子女なり。其の男子は固より膏粱の子弟、人生の艱苦を知らざる息子株なれば俳諧の附合、物見遊山に日をくらし時としては血氣の誘惑に抗する能はずして娼閣に流連するものあり。此所にも既に人生の不平を現せり。
更に飜つて裏店の境遇を察すれば人をして悚然たらしむ。貧乏の住むところは則ち無智の住む所なり。無智の棲む所は即罪惡の棲む所なり此所に住む者は

固より無禮講中の人なり。女子は帶なくして前垂ばかりしめたるを恥と思はず。男子は襤褸をまとひながら猶一合の德利酒を絕つ能はず。一人暮らしにして商賣なく、家產なく市中を往來し喧嘩をしかけて以つて人の錢を貪るものあり。其の家業を有するものも猿ひき、ほうづき賣り、煙管なほし、紙屑ひろひの類に過ぎず。戶板二枚を橫たへて鰯の附燒を賣るものあり。日々の生活に窮し嚴寒猶布團一枚にして母子を包むに足らず米は五合一合の桝買にして纔かに口を糊す、人間墮落の最も甚しきもの是を最暗黑の江戶なりとす。而れども最暗黑中の更に最暗黑なるものは別にあり、娼閣の在る所これなり。吾人はこれを序するに忍びず。

此の大都會の普通敎育は誰に依りてなされしや。手習の師匠これなり、「いろは」より敎へて「國盡し」「商賣往來」「千字文」等を學はしむ。呼んでお師匠さんといふ。大抵午前より午後二時まで兒童を集めて行儀作法を敎へ習字をなさし

む。女の手習師匠もあり。

當時教育の何ものたるを解するもの少ければ父母は唯だ其子を手習師匠にやるのみにて、絶えて其の教育の寛嚴に注意せず。されば手習師匠も亦唯兒童の心に適ふ樣にするを惟れ勉むるの風ありき。毎年三月櫻花咲く時、師匠は兒童を率ゐて花見に赴くを例とす。兒童等お花見と稱してこれを待ち望む。童子の中最卓れたるを一番弟子といひ、兒童間に於て尊敬せらる。年長して家にあり、時々師匠を訪ひて敎を請ふものを通ひ弟子といふ。弟子より師匠への謝儀は極めて薄し。天保の頃、大抵一月に二百文なり、然れども時々弟子の家より贈遺を受くるを以て、師は猶ほ生活に窮せざるを得しなり。都會教育の狀態斯の如きのみならず、市中の往來も今日の如く馬車、人力車を用ゆるの便なし、唯だ辻駕籠ありて、往來に便にせり。然れども大道の眞中に於て醉人に喧嘩しかけらるるが如きは珍らしきことにあらず。夜間通行の少き場所に於ては、屢々强盜の出沒

するが如きことあり。加之猶横町の如き陋巷には往々にして犬の糞など狼藉に散布し屢々行人を避易せしめたり。江戸の内景概ね此の如くなりき。

事業亦人を待つ

泰平の來ると共に物質的の進歩は來れり。而して其の業を以て著れし人物は又是れ史家の注目すべき所とす。京師の商人角倉了以は大堰川の溪間を開鑿し、保津より嵯峨までの水路を通し、富士川天龍川を疏して、甲斐駿河信濃の運漕を通ぜり。是れ實に慶長年間豊臣秀頼猶大阪に據れる時となす。正保より慶安の間永田茂右衞門水戸侯のために常陸辰の口の堰を作り、貞享元祿に至りて河村瑞軒の名著はる。彼は時の政府のために奥羽の米穀を江戸に輸漕する大設計を畫策し又大阪の水害を治めたり。元祿九年筑前の宮崎文大夫農業全書十卷を著す、中に製糖のことを論す、當時未だ甘蔗我が

國に植ゑられず、年々長崎に輸入する所四百二十二萬斤なり。元祿十一年四月箱根湖水を駿河駿東郡に疏するの工事成る駿東郡深良村の名主大庭源之丞の創意に出づ。時に奢侈漸く進み、工藝美術、疎より密に入り、淳朴より華麗に入る、貴族的物質的の文明殆んど其の頂上に達す。

八代將軍吉宗は一方に於て奢侈を抑へ一方に於て物產を奬勵し、白牛三頭を房州の野に放ちて牛酪を作らしめ、砂糖の製法を研究し、蔗苗を琉球より傳へ之を試作し、其の儒臣青木文藏は甘薯の繁殖を圖りしより、勸業興產の風習を養成し、寶曆明和安永の間平賀鳩溪物產學を唱ふ。上杉治憲が竹股美作の議に從つて國產所を開きしも實に此の氣運に乘ぜしものとす。文化より天保弘化の間佐藤信淵其歷世の專門なる農學を以て著はる。二宮尊德翁が匹夫を以て小田原侯のために宇津氏采邑の回復に着手せしは文政五年にして信淵年五十三の時なりとす。

文學史に詩人の名を沒すべからざるが如く物質的進歩の歴史を顧みれば其事業に大助を與へし英雄の名は星の如く輝きて拭ひ消す能はざるなり。彼等は皆時代の必要を知りて其の必要をなせしものなり。吾人は須らく彼等の名を忘れざるべきなり。

然れども光れる虫のみ夜飛び出すにあらず。其の名の青史に列せざる三家村裏の英雄も亦我が物質的進歩に大造なくんばあらず。彼等は資財を捨てて開墾に從事し、他國の物質を移植し、灌漑のために水路を通じ、凶年のために穀物を蓄へ、池を穿ちて水源を養ひ、更に餘力あれば文庫を作りて子弟を敎へき。

美しき風俗を有する鄕邑には必ず其の中心あり、其の模範あり。彼等は其の生時に於て辛酸を嘗めし報酬として往々死後を不朽にせらる。所謂何某新田といふものは是れ其の創開者の名を傳ふるなり。三叉の道、邑人の往返する所に彼等の事業を傳ふる一片石は植らるるなり。丘叢中の小祠内に彼等は神聖にせ

近世物質的の進歩

らるるなり。嗚呼三家村裡の英雄よ卿等門閥なかりしがために、文學なかりしがために、交通廣からざりしがために名は歴史に殘らされども事業は確かに天地間に存す。

珊瑚の虫、么微なりと雖も相集れば洲をなす、近世物質的の進歩は實に世に知られざる英雄の手になりしなり。日本の人民は必ず其の恩人を忘るることなかるべし。

不幸にして我詩人は彼等のために歌はず、我が文人は彼等のために書かざりしを以て、彼等はただ口碑の中に活くるのみなれども其傳記は蓋し吾人を感發せしむるものならざるを得ず。平民的の道德は彼等の中にあり忍耐、勤勉、節儉、自助の諸德は彼等の光榮たりしならん。

彼等は其鄉里の迷信を破るに努力せり。新しき施設を輸入すると共に舊き習慣と戰へり。たとへば從來神龍棲むと稱へられたる池沼に魚を放つが如き、水

利を疏せんがためそれを以て不利なりと信ずる兩岸の人民を開誘したるが如き若しくは食ふべからずと信じたるもの食ひ始むるが如き、皆これ容易なる事業にあらざる也。而て彼等はこれを爲さざるべからず。獨占と秘密を尊びし封建時代に於て他國の製法を看破するためには彼等は恰も敵地に入り込みし間者に似たる危險を犯さざるを得ず。他に分ち肯んせざるものを取得んには彼等は詐欺偸盜をも行はざるを得ず。彼等は勇氣あるを要し、時としては其の事業に殉するの決心あるを要したり。

吾人豈唯抽象的のみに之を言はんや。例へば豐後七島筵の如きは其の歷史は實に吾人をして感發せしむるに足るものなり。是れ實に寬文年間に於て大分の賈人某なるものが三百里の海上を越えて、暴風怒濤の間に萬死を出て、琉球より輸入せしものなり。彼は土人が種苗を傳ふるを拒みしを以て竹竿の中に繭苗を隱して還れり。而して其苗は採培法に熟せざりしがために枯れたり。彼は再

び琉球に航せり。終に其の志を遂げたり。而て七島筵は豊後の名産となれり。大凡斯の如きの類蓋し何處にも之あらん唯だ事迹の堙滅して傳ふるなきのみ。

角倉の水利に於ける、河村の運漕に於けるが如きは、是れ史冊に著るるもの。其の功固より沒すべからずと雖も彼等は都會の大商たりしが故に著れしのみ。天下固より百の河村あり、千の角倉あり。唯だ其の都會に住まはざりしがために不公平なる史家の捻出す所とならざりしなり。

第四章

德川時代の民政

沈默したる平民

余が嘗て見たる一書に百姓が代官の壓制を述べたる語あり、曰く「色々願指上候へども一向御取上無之、達而御願差上候へば御呵被成嚴敷願候へば入獄被仰付候」

故に百姓は沈默せり。

然れども彼等は沈默したるが故に苦痛なかりしに非ず。當時の社會の寫眞たる文學は、明かに彼等の情態を示せり。試に其一例を擧げんか、

近松氏の戯曲「伊達染手綱」に曰く、

「横田村の父樣、二石二斗の末進につまり、六十六で水牢、男にも娘にも、子

とては此身計りなり。しよさいこそ出女なれ、お大名へも知れた關の小まんが、父樣を水牢では殺されず、參宮するとて暇もらひ、女子の身で代官所を秋收め迄、請合ふて牢を出したれ共、何をあてにて何とせふ」。

是れ戯曲中の主人公たる、宿場の賣女關の小萬の述懷なり。此戯曲が公衆の前に演ぜられて「怪しまれざりし時代の性質知るべきのみ。此の一片の引證を以てするも猶且つ左の事實を示す。

（一）當時田舍の生活が甚だ困難なりし事。たとひ詩人は想像的の材料を眞の事實に塗りつけて天然に近く、人間に遠き山里の閑寂と幸福とを歌ひ「山里は物のさびしき事こそあれ、みのうきよりはすみよかりける」と歌ふとも、其實は遠慮なき政治家の誅求は猶ほ此閑寂の地をも訪ひつゝありしなり。

（二）都會の繁昌と田舍の衰頽とを示ること。見よ田舍には其の處女を賣て未進の年貢を調達せんとせしものあり。田舍女の節は都人士に蹂躪せられ、田舍の

富は都會に費さる。實に德川時代社會上の一大特質は城下と邊邑の利害を異にしたることとなり。城下は武士の富貴ならんことを欲し、武士の金を費さんことを欲し、武士の奢侈に流れんことを欲し、邊邑は武士の節儉ならんことを欲し、武士の金に窮して苛稅を徵求せざらんことを欲したり。武士は邊邑に取つて城下に費せしものなり。城下に借りて邊邑に償はしめしものなり。されば此時代の經世家は多くは百姓の都會に集りて、耕作に從事するものの減少することを歎じたりき。

（三）民政の疎略なりしことゝ、刑獄の殘酷なりしことを示す。其の女を賣りて娼妓とする程なる貧しき農夫をして、未進の高二石二斗の多きに到らしめたるが如き、及び斯の如く多額の逋租も其一女の請願によりて、秋收の日まで不問に付せられしが如き、以て民政の極めて疎濶なりしを見るべきに非ずや。而して六十六才の老人を罰するに水牢を以てしたるが如きは則ち其疎濶なる代りに極

めて殘酷なりしを示すものにあらずや。

論じて此に至る我等は坐ろに德川時代の民政を調査し、三百年間敢て政務に對して不平を言はず、敢て在上者に對して反抗の旗を上げず、沈默したる我平民の情況を知らんと欲するの情に堪へず。

當時の官制

德川氏の官制は明かに德川政府が民政に對する態度を示す

- 小普請組支配(三〇〇〇)
  - 小普請組支配組頭(二〇〇俵)【小普請世話取扱(持高)】
- 御作事奉行(二〇〇〇)
  - 御疊奉行(持高)
  - 御作事下奉行(一〇〇俵)
  - 御大工頭(二〇〇俵)
  - 京都御大工頭(五〇〇俵)
- 御普請奉行(二〇〇〇)
  - 御普請下奉行(一〇〇俵)
- 御旗奉行(二〇〇〇)
- 御鑓奉行(二〇〇〇)
  - 千人頭(二〇〇俵)
- 留守番(一〇〇〇)
- 駿府城代(持高役知二〇〇〇)
  - 駿河勤番與頭(五〇〇俵)
  - 駿府勤番(三〇〇俵)
  - 駿府御武具奉行(持高)
- 伏見奉行(持高役知三〇〇〇)
- 甲府勤番支配(持高役知一〇〇〇)
  - 甲府勤番支配組頭(二〇〇俵)
  - 甲府勤番(二〇〇俵)
- 長崎奉行(一〇〇〇)
- 京都町奉行(一五〇〇)
- 大阪町奉行(一五〇〇)
- 駿府町奉行(一〇〇〇)
- 禁裡付(一〇〇〇)
- 仙洞付(持高)
- 山田奉行(一〇〇〇)
- 日光奉行(二〇〇〇)
  - 日光奉行支配組頭(三〇〇俵)
  - 日光奉行支配吟味役(一〇〇俵)
- 奈良奉行(一〇〇〇)
- 堺奉行(一〇〇〇)

- 西國美濃飛驒郡代(四〇〇俵)
- 大津代官(二〇〇俵)
- 御金奉行(二〇〇俵)
- 代官(一五〇俵)
- 御藏奉行(持高)
- 二條御藏奉行(三〇〇俵)
- 大阪御藏奉行(二〇〇俵)
- 御林奉行(持高)
- 油漆奉行(持高)
- 大阪御倉奉行(二〇〇俵)
- 御勘定吟味方改役(一五〇俵)

- 御幕奉行(持高)
- 御具足奉行(持高)
- 御切手頭(四〇〇俵)
- 玉藥奉行(持高)

- 駿府町奉行(一〇〇〇)
- 佐渡奉行(一〇〇〇)—佐渡奉行支配組頭(持高)
- 浦賀奉行(一〇〇〇)
- 小普請組支配(三〇〇〇)
- 御勘定吟味役(五〇〇俵)

若年寄支配

- 西丸御留主居(一〇〇〇)
- 林大學頭(三五〇〇)—學問所勤番組頭(一五〇俵)
  - 學問詰番(五〇俵)
- 御書院番頭(四〇〇〇)—御書院番與頭(一〇〇〇)
  - 御書院番【三〇〇俵ヨリ(二八〇〇)】
- 儒者(持高)
- 御小性組番頭(四〇〇〇)—御小性組與頭(一〇〇〇)
  - 御小性組【三〇〇俵ヨリ(二八〇〇)】
- 百人組頭(三〇〇〇)
- 新御番頭(二〇〇〇)新御番與頭(六〇〇俵)
  - 新御番(二五〇俵)

- 御弓矢槍奉行(持高)
- 御たんす奉行(持高)
- 御天主番頭(四〇〇俵)
- 富士見御寶藏番頭(四〇〇俵)
- 大筒役(二〇〇俵)

- 御徒頭(一〇〇〇)—御徒組頭(一五〇俵)
- 御船手(七〇〇俵)
- 大阪御船手(持高)
- 御納戸番頭(七〇〇俵)—御納戸組頭(四〇〇俵)
  - 御納戸(二五〇俵)
- 御腰物奉行(七〇〇俵)—御腰物方(二〇〇俵)
- 御數寄屋頭(一五〇俵)
- 天文方(二〇〇俵)
- 御書物奉行(二〇〇俵)
- 寄場奉行(二〇〇俵)
- 御膳奏行(持高)
- 御賄奉行(二〇〇俵)

一小普請奉行（二〇〇〇）一小普請方（持高）一
　一小普請方改役（一〇〇俵）
一御小性衆（五〇〇）
一中奥御小性（持高）
一御納戸（五〇〇）
一御弓取頭（一五〇〇）
一御持筒頭（一五〇〇）
一御鐵砲方（持高）
一御先手弓頭（一五〇〇）
一西丸御裏門番頭（七〇〇俵）
一御先手鐵砲頭（一五〇〇）
一奥御祐筆組頭（四〇〇俵）一奥御祐筆（二〇〇俵）
一表御祐筆組頭（三〇〇俵）一表御祐筆（二〇〇俵）
一二丸御留守居（七〇〇俵）
一御見付（一〇〇〇）一御徒目付組頭（二〇〇俵）
一御使番（一〇〇〇）
一小十人頭（一〇〇〇）一小十人組與頭（三〇〇俵）一
　一小十人組（一〇〇俵）

一御細工頭（二〇〇俵）
一御材木石奉行（持高）
一御鳥目組頭（二〇〇俵）
一法眼法印奥醫師（持高役料三百俵）
一小石川樂園（一五〇俵）
一吹上奉行（三〇〇俵）一吹上筆頭役（五〇俵）
一吹上係奉行（一〇〇俵）
一御膳臺所頭（三〇〇俵）一御臺所組頭（一〇〇俵）一
　一御臺所改役（四〇俵）
一中奥御番（三〇〇俵）
一濱手奉行（二〇〇俵）
一御同朋頭（二〇〇俵）一御同朋（一〇〇俵）
一御馬頭（二〇〇俵）
御休息御庭之者支配（一〇〇俵）
一馬醫（二〇〇俵）
一濱御殿奉行（四〇〇俵）
一御番醫師（持高）
一寄合醫師（持高）

┣鷹匠頭（一〇〇〇）┳御鷹匠組頭（三五〇俵）┫
　　　　　　　　　┗御鷹匠（一〇〇俵）

天保八年出版殿居袋に因り、御目見え以上を記す、數字のみを記せるは役高なり、社寺奉行、京都奉行所司代大阪城代に屬するものは之を除き且役扶持を記す。

是に因つて之れを見れば、徳川氏の時代に於ては直ちに人民に接する代官の地位は布衣以下にして役高百五十俵に過ぎず。王朝の盛時に國司より屢々公卿に進み、天下の大機に膺るものあり、親王すらも猶ほ任國あり、陸奧にては郡領さへも從五位下を授けられしに比して、位置甚だ賤くなれりと謂つべし。然る所以は何ぞや。

試みに前表を取つて一讀せよ（一）吾人は直ちに幕府の官制が戰陣中より發達し來れるものなる事を發見せん。何となれば千石以上の大祿を受くるものは町奉行の類を除けば過半は軍人なりければなり。即ち大番頭の如きは、將軍の先

鋒を督すべきものなり。御小性組番頭の如きは將軍の親兵を督すべきものなり留守居、若くは城代、城番の如きは留後若くは鎮臺の任なり。彼等は固より泰平の世に育ち自ら其の職掌の何たるを忘れたり。而れども彼等が坐して大俸を食みつゝありしものは彼等が將校たるが故なり。(一一)次に吾人は幕府の官制は寧ろ一家の經營を重しとするものにして國家てふ觀念に乏しきを見る。見よいかに德川氏一家に關する官職の多きよ。若年寄支配に屬するものの多分は皆將軍の庖厨、營第、文庫等に屬する事務を取扱ひしものにあらずや。

斯の如きは怪しむに足らず。幕府は實に戰陣の間に生れて、休戰の中に始終したるものなれはなり。幕府は强者の權を以て、天下を取りしが故に、いつにても天下の矛を揚げて襲ひ來るを待設けさるべからず。是を以て老中を方面の大將に擬し、彦根に井伊氏、伊勢に藤堂氏を置きて以て西國の諸大名を壓し、越前に親藩を封して北國を抑へ、會津の保科氏をして東北に備へしめ、自ら關東

形勢の地を擁して天下に虎視せり。其の政略は天下の安全生民の幸福よりも寧ろ自家の成存を目的とす。焉ぞ武職に重くして文官に輕からざるを得んや。是故に代官の如きは牧民の要路に當れるものなれども、幕府は唯だ之を輜重部の如く見しのみ。兵糧の支給方として見しのみ。故に有爲の士は之に就くを厭ひ呼んで「腰拔役」と爲したりき。是れ其職古の國司の如くにして、祿は即ち三百石に上らず、直ちに老中に隷せずして、勘定奉行に屬せし所以なり。

同じ事情は同じ結果を生せり。代官の輕きは獨り幕府のみならす。諸藩も亦多くは代官職を重んぜず、薄祿の士をして之れに當らしめたり。則ち民政は殆んど蔑視せられつゝありしものなり。

租稅の事（上）

德川時代の租稅は之れを租稅と云はんよりは寧ろ小作人より地主に拂ふ小作

米の如きものなりき。平安朝の紀綱頽廢してより後、日本は大地主專横の時代となれり。所謂大名小名は其始め私墾田の地主たる名稱なりしかども鎌倉政府の時に於ては既に日本社會を構成する要素となりて、世々其所領を世襲し、其嚮背は實に中央政府の運命を支配するに足りたりき。されば天下ば幾たびか治者を易へ六波羅は亡び、室町は起ち、公家は衰へて武家は盛んなりしと雖も、大名小名は依然として、社會の要素たるを失はず、彼等は常に自己の存在を有し、自己の主張を有したりき。たとへ南北朝の分裂、太平記記者等の畫きたる六十年間の血戰は如何程大なる事件なりしにもせよ。之れが爲めに日本は其社會を構成すべき大小名の地盤を破壞せらるゝこと無かりしのみならず。其實は日本の大名小名は自己の存在に利ありとして武家を助け、自己の存在に不利なりとして王家に背きしのみ。歷史上の主位は常に大名小名に在りて武家公家に在らざりき。是れ足利氏の末世までに馴致せし天下の大勢なり。既にして辛ふし

て天下を統一せる武家も亦其力を失ひしかば、大小名は各自由なる生存競爭に從事するに至れり。是れ所謂戰國の時代なり。此時に於てこそ日本は始めて眞革命と稱すべき革命を見たり。新井君美之れを論して曰く。

至㆓室町氏之末葉㆒郡司莊司之胄、遙々承襲、不㆑至㆑不㆑祀爲㆑多也。織田氏、豐臣氏、崛起㆓草莽㆒、以㆓攻代㆒爲㆓禮義㆒以㆓干戈㆒爲㆓仁義㆒不㆑論㆓數年㆒刷蕩。功業尊㆓速成㆒夷滅不㆑避㆓舊家㆒。

と。其改革が社會の地盤たる大名小名に及び呑噬、兼併太だ盛んにして、其領域の小にして多數なる大小名は漸く其領域の大にして小數なるものと變じ來りしの勢以て察すべきに非ずや。加㆑之銃砲の用漸く多く、築城の法次第に精しかりしかば、大地主の位置は漸く平民と遠かり行き、こゝに近世の意味に於ける諸侯なるものを生じ來れり。斯の如く多くの諸侯は既に大地主の地位を離れ、施治者たるの地位にまで進みたりと雖も（誰れか島津、毛利、前田の如き大封

を有する君主を以て單純なる大地主なりしと言ひ得るや）彼等も實は大地主たる昔しの歷史を有し若くは他人の大地主たる權利を繼承せしものたるに外ならざれば、形勢の變ずると共に直ちに慣習を變することと能はず、民に取ることと猶ほ大地主たる時の如くなしたりき。是れ德川時代の租稅が小作米の如き形迹を有したる所以也。

人或は曰ふ。大寶令は田稻百束につき四束四把を以て租額とす、是れ二十にして一を稅するよりも輕き也。之れを幕府時代の四公六民に比すれば何ぞ彼れの甚だ輕くして此れの甚だ重きやと。然れども怪しむてと勿れ、一は租稅也、一は小作料也。

德川氏の時に方りて人民は未だ嘗て租稅の重きを訴へざりき。そは彼等は小作米を領主に納め來りたる久しき慣習を有したるが爲めにして四公六民の比例は小作料としては寧ろ寛なるものなりければなり。

且記臆せよ當時の百性は多くは田地の所有者なり、彼等は小さき田地を以て子孫相傳のものとなし、一生懸命の地として、漫りに之を賣拂はざりき。されば彼等の多くは二重の小作料（年貢及び地主への小作料）を拂ふの必要なかりき。

四公六民の田租が其實は小作料に過ぎざるの證據は左の計算法に因りて益明なり。

田一反歩
此分米一石五斗、此取六斗（四公六民の割なり）
此籾三石
内籾一斗、一反の種
同七升五合、一反に人足三十人掛り一人に付籾二合五勺扶持
同四斗二升五合、こやし代其外農具代共
〆籾六斗

右一反歩の籾三石の内より諸入用六斗を取り餘り二石四斗を五分摺にして米一石二斗を得、是を五

分〱の取しにて米六升を得る、則ち一反歩の年貢なり、一反歩の米一石五斗の内六斗年貢に取る故年貢四分、百性六分に當る、是を四公六民取と云ふ。

此れ四公六民の因つて出る所なり。見るべし十分の二は種籾、勞力、肥料、農具等小作人必須の資本に引き去り殘り十分の八を地主小作にて折半するの意なるを。

勿論四公六民は德川時代に於て一般に平均せる税率なり。或は百分の三十五を以て税率とする者あり。或は五公五民を以て税率とする者あり、必しも一ならざりし也。且夫れ此比例も其實は決して精密なる者に非ず、何となれば其計算の方法及び之れを計算する人物に因つて多少の損益あるべければ也。請ふ吾人をして少しく此錯綜せる問題を研究せしめよ。

（一）石高の事、一村の高を計るに王朝にては戸數を以てし口分田を計りて租税を定め、鎌倉の末より一坪に苗一把、百坪に百把を産するものとし之れを百目

とし千坪の村を壹貫の村とし、貫高を以て村を計る。是は六貫にて軍役一騎を出す當時の兵制に從ひしものなり。而して貫高を以て地を計るの法は西國には戰國の頃まで行はれたりといふの類なり。而して關東には早くより永樂錢行はれたれば是を以て年貢の標準を定むるの慣習を生じ、永高を以て地を計るものありき。毛利元就藝州吉田にて三千貫を領すといふの類なり。既にして形勢一變し、地を計るに石高を以てするに至れり。

荻生徂徠の鈐錄は石高の因て來る所を論せり曰く、

俸祿を石高に改めたることは、其起り浪人衆より出たり、浪人衆と云は本領を離れて他國に在る者を云ふ、當時無祿の人を云類にはあらず、甲州の浪人衆、名和無理之助が類是なり。昔は本領安堵を士の本意とする習しなり。故に其國を切取、手に入後本領安堵すべしと云て廩米を與ふ。是れよりして士の祿に石高を定むること起れり。信長秀吉の頃に至りては、日本國中の人皆本領

を離れて家々に散亂したる故一向に石高になりたるなり。
斯くの如くして豊臣秀吉は、天正文祿の間天下の田を丈量して、始めて、石高の制を一定せり、所謂文祿の檢地なる者是也、德川氏は之れに則りて稍之れを潤色せしに過ぎざる也。

租稅の事（下）

石高及租額を定むる「標準」。

封建の制度には虛隙多し。郡村の石高は必しも其の實數に非ず。而して四公六民の制度も亦必しも租額の眞の比例に非ず。蓋し當時の平民がもし郡縣文密の世に行ひたらんには、決して堪へ難かるべく見ゆる多額の租稅に堪ゆるを得たる所以のものは職として此にあり。封建制度に虛隙多き證據は其石高及び租額を定むる標準の區々なるに因つて著はれたり。諸侯の領國は暫く論せず、單に德川

氏に就て見るに德川領(所謂天領)は決して畫一の制度が行はれたる所に非ず。後世の法治國に於て見る單一なる「オーソリチイ」が萬事を管理したる所に非ず。未だ事實となるが如き整然たる統一はたとひ數は策士の夢に入りしにもせよ、未だ事實となる能はざりき。されば石高反租額を定むる方法も亦一定の標準に從ふ能はず、種々なる「オーソリチイ」ありて甚だ區々たるものありき。

吾人をして其の最もなるものを論ぜしめよ。

遺法　德川氏は生存競爭の結果として、多くの大名を徙封し、若くは其れを亡ぼして其土地を併せたり、而れども大名を亡ぼしたるが爲に必しも大名の遺法を亡ぼさず、民情の歸する所を見て、往々前代の遺法に從へるものあり。されば前代の遺法なりとし云へば自ら一種の「オーソリチイ」となりて代官等も容易に之を變ずるを得ず、又成るべく之を變せざるを以て政府の方針となせり。甲斐に信玄の遺法あり。(所謂大切小切の類なり)。永高の行はれたる地方に永高の

遺法あり。隱岐佐渡等には平安朝時代の遺法さへ殘りて、畑に租稅を課せざるものありしが如し。

慣習　必しも前代の遺法なるや否やを明かにせされども、唯何となく仕來り久しき慣習あり、所謂其所の申傳へなる者なり。是れも亦一種の「オーソリチイ」なりき。舊きを崇ぶ封建社會の傾向は古き慣習を慢る能はざりき。古老さへも既に其理由を忘れたる、舊き仕來りの唯其古きが爲めに理由を問ふことなくして行はれしものあり。

法令　世々の德川政府が發布したる租稅に關する法律は、固より代官が循奉すべきものなり。然れども是れ唯だ情況に因つて臨時に發布せられたる法令にして完備せる法典に非ず。其慶長五年前に屬するものは發布の時日すら分明ならぬものあり。吉宗の時に至つて總ての法典を集めて令條集を編纂せりと雖も是のみにには勵行して民政の總てを斷すべからず。何となれば是れ「オーソリチ

イ」の一部にして、其全部にあらざればなり。

諸帳簿　檢地帳、名寄帳の如き諸帳簿も亦因つて以て紛爭を定むべき「オーソリチイ」の一なりき。檢地帳は田畝の上中下、石盛、田畝縱橫の間數、持主の名等、租税に關する一切を記載せる者にして東鑑の所謂田文なるものなり。之れを水帳と稱するは蓋し御圖帳の音訛なりと云ふ、檢地は數ばする者に非ず。文祿以前の檢地に因るものあり。文祿以後のものに比して之れを古檢の地と曰ふ。同じ理由にて享保以前の檢地に係る者を享保以後の檢地に係るものに比して古檢の地と云ふ。斯の如く檢地の時異なるに從て石高及租税にも亦響影せざるを得ず。文祿以前には六尺三寸四方を以て一歩となし、慶長以後は六尺四方を以て一歩とす。古今の檢地粗密の度自ら異なり。而して檢地帳は其始めて作られたる年度に因つて此差異を保存する者なり。

官吏の手心　たとへは新田割渡の時に於て故らに間尺を延ばし六尺五寸四方

を以て一歩と算するが如き、地廣の地にして租税を寛ふするの必要なる地をば特に三百六十歩を一反と數ふるが如き、臨機の處置は法文不完全なる時代に於ては官吏の常識に因つて爲すを得る所なりき「理窟取にては百性甚儀難なり」「租税に一定の算方なし」といへるが如き格言は民政の衝に當る者の心得べき原則として存したりき。されは民政に志ある代官の如きは往々自己の手心に因つて寛大なる治を爲すを得たりき。今に至つて各所の祠宇に善き代官を祭る者を見るは之れが爲なり。

算法　租税の算法も税率の過酷を和げたり。今の租税が地價百分の何と稱すれども其の實は地價及び米價の騰貴と共に之れよりも少なき比例となり了れるが如く、四公六民の制度も算法の寛なるに因つて多くは其實よりも輕きものとなれり。關東は半分金納の制なり而して其金額を定めし當時の永相場に比して、後には錢の相場甚だ下落せるを以て當時の算法を後代に適用するは則ち農民を

利する者たるに外ならず。

學者の著述　不文の世は學者の說が「オーソリチイ」となり易き世なり。たとひ封建政治は慣習の重ぜられたる時代なりとは云へ、遺漏多き慣習は何物かの補助を待たざるを得ざりき。是れ儒教の政治書が諸侯の爲めに一の典範となりし所以なり。而して又民政の局に當れる當時の官吏中志あるものが往々にして地方問答書、草廬雜說、日本分形圖、勸農固本錄、地方算法前後集、地方一様記、地方鉅等の書を參考して政務を助けざるを得ざりし所以なり。此等の書は勿論法典に非ず。法典の效力を有する者に非ず。然れども其代官等の參考書として有力なりしは疑ふべきに非ず。是亦一種の「オーソリチイ」たるに庶幾からずや。

朱印及證文　寺社の如きは朱印及び證文の類を以て租稅を免れたり。法律に時日の制限なき時代には鎌倉及び室町將軍の御敎書すら、猶生きたる效力を有するものとして扱はれしものあり。況んや當家の將軍より發したる朱印證文の如

きは恰も法律と同じき効力を有したりき。見るべし、石高及び租額を定むに「オーソリチイ」の太だ多きことを、而して其各種の「オーソリチイ」が錯雜して石高及び租額を一統する能はざる所以は實に沈默せる平民の肩を弛むる一條の虚隙なりき。

租稅の種類

租稅
- 年貢
  - 田畝年貢
  - 口米、口永の類
  - 出目米
- 小物成（小年貢トモ云フ）
  - 小物成（狹義）山年貢、山小物成、山役、山手永米、野年貢、野役米、野手永米、草年貢、草役米、草代、茶年貢、茶役、漆年貢、櫨年貢、杉山藪林年貢、葭年貢、萱野錢、林下草錢、河岸役、池役、池魚役、網役、網代役、鳥取役、紙船役等の名あり、
  - 浮役、酒株、鹽役、分一金、市賣分一金　淸山分一金、臨時物、水車運上、市場運上、小獵運上、簗運上、廻船運上、醬油屋冥加永、砥石山運上、金、銀、銅、

銀、鉛山、明礬、硫黃山運上、帆別運上、川船役、小船役、空屋役、炭山役、大工役、桶屋役、石屋役、紺屋役等、

- 高掛り物（風、水、旱、虫免ず）（私領になし）
  - 國役
  - 傳馬宿入用（五海道、問屋本陣給米其他宿方入用）
  - 六尺給米（人夫を出す代りに給扶持を出すなり）
  - 藏前入用（米藏の諸入用なり）
- 夫米夫金（私領にのみあり）
- 糠藁代（私領にのみあり）
  此二つ高掛り物の代りなり。

租税の比例

田畝年貢は四公六民、若くは三分五厘公、六分五厘民、口米は上方本租一石に付三升、關東一俵に付一升、口米は上方關東とも一貫文につき三十文。

狹義の小物成は一定の額あり、

浮役は定額一ならず。

國役は一定の額なし。國の大事に要する費用を課するもの、朱印寺社領除地、公家、門跡にも課す。

傳馬宿入用は、　高百石に付六升。

六尺給米　高百石に付米二斗。

藏前入用は　高百石に付銀拾五匁。關東は永貳百五拾匁。

夫　米　高百石に付貳斗六升。

檢地の方法

○名稱　繩入、竿入等の名あり均しく檢地と曰ふなり。

○檢地すべき時。地廣、地狹、落地、二重打、位違ひ、川缺、山崩、切隱等地形上の變化、若くは訴訟ある時に限る。

檢地官の爲すべき事。田畝の廣狹を計り、等級を定む、

田畝の種類（等級を定むべき標準）

田――藺田、麥田、麻田、見付田、砂田、悪地下々田、山田、沼田、谷川田、野地田、澤田、棚田、洞田、流作田、苗代田、

畝――桑畑、松畑、茶畑、麻畑、見附畑、砂畑、悪地下々畑、山畑、野畑、鹿野畑、焼畑、雑畑、薙切畑、林畑、萱畑、荻畑、葭畑、流畑、

有租地及び無租地

有租地――田畝、山林。

無租地――朱印地、寺社、證文ある地、穢多屋敷、牢屋敷、藏屋敷、堂宮、墓所、死馬捨場。

見取場――潮入、池の端等、

定免及び色見。　年々田の豐凶を撿して租額の比例を定むるを色見と曰ふ。豫しめ定額を定むるを定免とを曰ふ互に利害あり。而して德川時代を通じて色見は忌まれ、定免は喜ばれたり。何となれば官吏巡檢の弊甚しきもきものありた

ればなり。

自治體

徳川時代の民政に於て最も著しきは町村の自治體なりき。兵馬倥偬の間より發達し來りし武斷政治は勢ひ民間の細務に立入るを得ざりき。何となれば攻戰に急がはしき武士は兵糧を徴收し、城砦を警備する外、未だ嘗て、民政に立入るべき餘暇を有せざりしのみならず、時太平なるに及んでは則ち參勤交代の制ありて、諸侯を江戸に集め、武士を城下に集めたるを以て、彼等は自然に民間に遠ざかりたれば也。是れ代官の卑しき職として輕んぜらるゝと共に町村の事務は總て其自治に一任せられし所以なり。町村の事務を掌るものを總稱して町役人若くは村役人と曰ひき。而して其名稱は區々なりき、關東にては組頭と曰ひ、上方にては庄屋、年寄と曰ひ九州にては別當と曰ひし所もありき。是れ皆古來因

習の名稱にして名主職、莊官の稱呼は鎌倉時代より既に存在せり。

町役人の數は一定せざりき。名主庄屋の如きも必しも一人に限らざりき。而して彼等は多く門閥ありて一定の家格より世襲したりき。彼等は連帶して責任を負ひ、町村の行政事務を管し、代官、勘定所等の上官に對し町村を代表したりき。

平民は彼等より左の利益を受けたりき。

一、彼等は家格ある農民なるが故に酷薄ならざりき。

二、彼等は世々同じ町村に住せしが故に町村に對する同情厚かりき。

三、彼等は官吏らしき威嚴を帶びず親しみ易かりき。

四、彼等は一村の長老なるを以て道德的に服從し易かりき。

五、彼等は嫉妬競爭の少き地位に立つを以て功を喜ふが如き風なかりき。

六、彼等は官吏よりも人民に近きを以て、事ある時は多くは平民の味方となりき。

德川時代を通じて平民の保障となり、武斷專制の間に於て少しく平民の肩を弛ふるを得せしめたる者は實に此自治體の制度なり。

村役人の外に百姓代なる者數名あり、彼等は一村を代表し、村役人の執務を監督するの地位に立ちたりき。即ち租稅及び村入用に至るまでの會計を撿查し、其偏私なきを保證するは彼等の任なりき。

自治制の中に於て、五人組の組織は注意すべきものなりき。町にては家並數軒を一組とし、村にては最寄數軒を一組とし、組頭を置き、若し、疾病等に因りて農事に從事すること能はざる者あれば組中より之を助け、「五人組帳」なるものを作りて法命を記載し、組中連帶して之を準守すべきを誓ひたりき。

或る地方にて大庄屋、割元、十箇村又は二十箇村總代と稱し、各町村を聯合して代官、勘定所に町村の意志を代表し、代官勘定所の命令を、町村に傳ふる者ありき。或は功勞あるか爲めに、庄屋肝煎の榮職を命ぜらるゝものもありき。

町村の弊事

町村の弊事も亦少からざりき、其屢ば起るものにして殆んど普通の事體となれるもの左の如し。

一、大庄屋、總代の類、町村の訴願にして自己の意志に適せざるものは、故らに之を上官に申告せざる事。

二、町村役人等訴訟等に托して金錢を浪費し、若くは金錢を私して町村費を多くする事。

三、撿見の官吏に佞せんとて、家屋を修繕し、華美なる什器を備へ飲食に奢侈を盡くし、總て之を町村費用に課する事。

四、大庄屋、總代等が、代官手代と結び私利を謀ること。

五、代官手代等が百姓宿（訴訟の爲村役人等の止宿する所、江戸馬喰町百姓宿の類也）と結び私利を計る事。

六、上官に贈る賄賂（即ち音信、禮物の類）を町村に割當る事。
七、百姓の訴訟を庄屋（名主の類）の取り押へて上官に申告せざる事。
八、町村役人等自ら町村費を出さずして、役人ならざるものにのみ町村費を課する事。
九、町村役人多くして町村費の夥しきに堪ざる事。

平民の準守すべき法律

德川政府は一定の法典を有せず、世々の布令も重復、錯雜して、一樣ならず。多く年所を經たる者は遺忘せられしよものもあり、廢弛して行はれざるものもあり。今世々の布令に就きて重なるものを擧ぐれば

甲　風紀に關するもの

一、庄屋總百姓とも身分に應ぜざる家作すべからず。
二、衣類は庄屋は妻子ともに絹、細布、木綿服、百姓は布木綿たるべし。

三、庄屋總百姓共に衣類は、紫、紅梅に染むべからず。

四、百姓の食物は雜穀を用べし、米を猥に食ふべからず。

五、市町に出でてむざと酒呑むべからず。

六、名主、總百姓とも乘物を用ふべからず。

七、佛寺祭禮に奢侈を盡すべからず。

八、江戸總構の中にては馬に乘るべからず。

九、婚禮の時、石打の如き惡戯を爲すべからず。

十、金銀金具を用ふべからず。

十一、結構なる菓子類を食ふべからず。

十二、大なる石碑を建て、院號居士號等附すべからず。

十三、博奕を禁ず。

十四、喧嘩口論を禁ず。

十五、人賣買を禁ず、年季は十ヶ年を限るべし。
十六、諸職人申合せ手間賃等高値にすべからず。
十七、新たに神祠、佛寺を建つべからず。
十八、遊藝を習ふべからず。
十九、素人角力に木戸錢を取るべからず。
二十、若者仲間を作り、突合を除く等の事を爲すべからず。
廿一、新規の諸商賣を停止す。

乙　田野及び經濟界に關するもの

一、入組の草苅場に堺を立て草苅を留むべからず。
二、堤と川除の間に牛馬を放飼ふべからず。
三、道の外猥に通るべからず。
四、植木差木にさわるべからず。

五、田畝ともに草生せざる樣取立つべし。
六、獨身の百姓、疾病其他事故ありて耕作する能はざる時は一村互に助合ふべし。
七、官林ともに竹木猥に伐採るべからず。
八、官民孰れの所管に屬するも堤防の小破を見れは直ちに普請すべし。
九、新田を作るには古田のさわりとならざる樣にすべし。
十、凶年の手當に雜穀を蓄へ置くべし。
十一、地面二町より少なき田地持は子孫親戚等に田地を分配するを得ず。
十二、田畑永代の賣買を禁す。
十四、惡水路を常に掃除すべし。

丙　保安に關するもの
一、他所より來り、身元明かならず、耕作に從事せざるものは村中に置くべ

からず。

二、毒藥並併せ藥種等賣買すべからず。

三、錢座の外新錢を造るべからず。

四、徒黨誓約を禁ず。

五、大花火を禁ず。

六、火の元を謹むべし。

七、浪人を留置き武藝を學ぶべからず。

八、鐵砲を擊つべからず。

九、新作、慥かならざる書物を賣買すべからず。

十、刀、差すべからず。

十一、通り者、子分、長脇差等と稱し民間に横行するを禁ず。

丁　耶蘇敎を嚴禁す。

社會の眞相

徳川時代の社會は一箇の主權が總てを統割し主權の命令、直ちに是れ法律也と曰ふが如き、畫一にして整備したるものに非ず。其實は社會の各系統は各自己の意志を有し、自己の慣習を有し、自己の制裁を有し、徳川氏てふ一大威力の下に調和されたるもの也。されば徳川時代の社會は契約的也。而して徳川政府の爲す所は調和的也、消極的なり。

徳川氏の關ヶ原に勝ち、戰勝の威を以て天下に臨むや、社會は既に徳川政府よりも舊き各種の系統を有したりき。即ち

一、大名及武士。

二、佛敎の各宗、本寺、末寺。

三、神道諸派。

四、商賈。
五、工匠。
六、農民。
七、漁夫。
八、穢多。
九、非人。

彼等は盡く德川政府の下に蹲踞したりしかども、猶ほ彼等自己の存在を失はざりき。德川政府は秦皇が六國を滅して、社會の舊形を破壞し盡したるが如く根本的の改革を行ふ能はざりき。

家康、家光も此意味に於ては寧ろ保守家なりき。彼等は根本的改革を主としたる政治家に非ずして寧ろ舊物をして各其所を得せしめ、互に衝突することなからしめんと勉めたる溫和なる政治家なりき。

歷史的に曰へは德川政府は盟主也。獨り諸侯の盟主たるのみならず、社會各系統の盟主也、德川氏の朝廷は恰も春秋の諸國の晋楚に朝せしが如く、社會各要素の其所に朝したるを見る、獨り諸侯之れに朝したるのみならず、高貴なる僧侶も之れに朝し、禰道者も之れに朝し、大なる商人も之れに朝し、穢多非人の頭領も之れに朝したり。然れども彼等一度其系統の中に還れば、諸侯は其武士に君臨し、高貴なる僧侶は宗制に從つて其部下の僧侶を統割し、大商人は自己の信用組織に從つて商業を營み、穢多非人の頭領は穢多非人を管理し、各自ら自己の規律に從つて運動し、絕へて檢束せらるゝことなかりき。是れ猶晋楚に朝せし諸國の君が、還り來れは即ち獨立の政治を爲し得たるが如し。

思ふに此の如く社會各系統の自治に一任し、政府は其大綱を統ぶるを以て足れりとせしは德川氏の早く天下を平治するを得たる秘訣にして又其堂々たる無數の武士を有し、逸を以て天下の勞を待ち、二百六十一年の間依然として社會

を制馭したる家法なり。

徳川氏時代社會の眞相斯の如し、其一定の法典を有せさる所以、其の町村の政治の自治に任かせられたる所以、其法律の錯雜して往々衝突する者なる所以察すべきのみ。

其結果

故に當時の人民は國民として準奉すべき法典あるを知らず、平民の從ふべき法律として與へられたる幕府の命令よりも彼等は寧ろ其階級に固有なる慣習に違はんを恐れたりき。武士は武士の準奉すべき慣習あり。武士の受くべき制裁あり。穢多、非人は其の準奉すべき慣習あり。其の受くべき制裁あり。各系統は其固有なる慣習と制裁とに因て支配せらるゝが故に彼等は寧ろ之に違ふを以て大なる事となし而して一般の從ふべき國法なる者あるを知らざりき。否幕府、

雖も普通なる法典を以て國民一般を治めんとは思はざりき。

斯の如く幕府は社會各系統の自治を許したりしかば、平民は此「自治律」に從はざるを得ざりき。彼等若し身を漁夫となさんか、漁村の慣習に從つて、網主の管理を受けざるべからず。何となれは當時の漁村は大抵網主なる大家あり、漁戸を統御し、妄りに他人の自由なる營業を許さゞれは也。彼等若し去つて商とならんか、彼れは問屋、仲間の慣習に從はざるべからず。何となれは當時の商業は慣習の信用組織ありて、此仲間に入らざれば容易に商業に從ふ能はざれば也。彼等更らに去つて僧たらんとする乎。此所には更に六つかしき寺法あり。踰越すべからざる門閥あり、煩雜なる制裁あり、身を下して穢多たらんとする乎。穢多の首領彈左衞門は彼等を拒むべし。何となれは穢多は又穢多の血統と法律を有すれはなり。

斯の如くして、人は自己の身分を離れて、他のものたること甚だ難きを覺ふ。

封建社會が有爲の氣象を消磨すといふは斯の如きを曰ふ也。

第五章　平民的短歌の發達

駿河の國に旅せしことある人は其の安倍郡丸子驛の西端より横に折るれば、丘陵に夾まれたる泉ヶ谷といへる一區ありて、吐月峯と稱する勝境のあるを聞くこと往々にしてあるべし。若し其所に鍬の働きを止めて旅人に昔話をなす親切なる老農あらんには、彼は必らず連歌師宗長の舊事を樸吶なる脣より聞くを得しならん。宗長の骨の冷かなりしより歳は走り月は馳せて、今茲明治二十五年まで三百六十回の春秋は過ぎたれども、彼は猶ほ田舍人の心の中に活き、彼の昔し吟賞したりける峰頭の月は、今も猶其の面影を變えずして、雲の折々之を妨ぐる外は常に其淸き光を溪流に泛ぶ。

彼は東山殿とて歴史に一種の名を流したる足利義政が將軍職に就きし時の一

年前に生れて、義尙、義植、義澄、義晴四將軍の世を見、義晴の享祿五年に死にき。されば日本の歷史に双びなき應仁の亂は彼が猶桃色の瞼もてる頃にてありき。而して世の中漸く亂れ行きて室町の運長かるまじと危まれ、今や大混亂大分裂は眼前に迫りぬと天外より何者か號ぶ頃に彼は眠りき。

然れども彼は亂世に生れながら猶幸福なるものなりし。其頃畿內は麻の如く亂れて、室町の鼎は輕くなりしかども、地方の國司領主は猶ほ其の領地の威權ある君主にして、此君主の下に地方人民は往々泰平を樂しみき。されば都に時めける公卿、學匠の類は泣く〳〵も住なれし繁華の衢を去りて田舍の豪族に賴り、畏途遇ニ樂境一吾意方一喜の感を懷きしものも多かりしに、彼は始より駿河の住人なりしのみならず、國司今川氏にも知遇を得しものなりしかば、永正元年に今川氏、部下の豪族齊藤安元に招かれて泉ヶ谷に移り柴屋軒を結びて靜かに其死までの二十九年を過しぬ。

彼が生涯は唯だ風雅三昧に始終したるものに過ぎざりしも彼は終に今日に至るまで里人に忘れられざるなり。彼は人民の爲めに戰ひしこともなく、政柄を握れる官人に對して笠を着て雨に耕す平民の苦痛を訴へしこともなく、水なき原に溝を通せしこともなく、渡るすべなき流に橋を架したることもなきに、無情なる世も彼には有情に、祖父の忌日さへ忘れ勝なる農民の記憶にさへ、彼の名の殘れるは如何なる秘密あるに因る乎。他なし彼が常人に解し易き美文則ち連歌の宗匠にして、善く常人の感情を代表したればなり。勿論連歌そのものは貴族の翫びとなりしこともあるべし。されども連歌は凡そ日本の文學中、最も常人に解し易きものなり。即ち平民の手に最も容易に達する所にあるものなるが故に、吾は之を平民的短歌と名づけたり。

花には鶯ありて棲み、藻には蛙ありて鳴く。國民の品性は其の天然の光景に因りて、多く支配せらるゝなり。吾等もし久しく天長く地濶くロッキーの山脈

此天と彼の天とを劃り、ミスシッピーの河に烟霧靆びき、平野の千里星と接して際限なき合衆國の田舍に住みし後、卒然として「日本島」に還り來れば果して如何の感を爲すべき。其時「日本島」は吾等の眼に一個の遊園として映ぜざる乎。千秋に秀づる不二の嶺も、花時の櫻、雲の如き吉野の山も、浪平にして時に比叡山おろしに皺のよる琵琶の湖も、若し之を大陸諸國の光景に比すれば盆山盆池の如きのみ。實に我國の自然は四周を廻れる大洋を除きては極めてうつくしく、極めてやさしきものなり。若し自然を人間に譬へ得べくんば、我國の自然は之を美くして而も威嚴の人を凌ぐものなく、其一たび媚の笑をもらす時は壯士をして、恍惚低徊去る能はざらしむる妙齡の處女に譬へ得べし。斯る好風光に取り卷れ、其中に生長する日本人民が自然に一種の詩情を有するは訝かしきことにはあらず。

日本人は古よりうつくしく、やさしき自然に育てられてうつくしく、やさし

き詩人たるべく養はれたりき。世々の撰集は帝王公卿若くは武將の作をのみ主と掲げたれば、日本の平民は恰も此美しき自然に對して瘖てありしかの如く思はるべけれども、それらの中にすら日本平民の詩藻は恰も雨夜の星の如く稀れにかゝやき出でしてことありき。然れども和歌は其歷史を有するに從ひて專門の業となりしかば、都人士ならざる日本の平民は之を以て其詩藻を發露するの具とする機會を得ることゝ稀なりしに連歌てふ俗體起りしかば、今迄欝積せる治者階級以外の日本人民の詩藻は、此管を通して迸り出ることゝはなれり。而して始めて連歌として行はれしが後には其最初の三句即ち發句のみ獨立の短歌として行はるゝに至り終に、德川時代の所謂發句となりて其盛を極む。

時代を以て之を分てば和歌は上中古の文學にして發句は近世の文學なり。其作者の階級に因て之を分てば和歌は貴族の文學にして發句は常人の文學なり、其の語學の性質に因て之を分てば和歌は古典にして發句は活語なり。斯の如く

其種類に於ては大なる差別あれども、吾人若し此の二種の文學に因りて現はれたる作者の思想を觀察すれば、殆んど同型に歸するは蓋し注意すべき事實なりとす。昔し和歌に現れし日本人の思想と感情と調子とは、衣を粧換えて發句に表れ、昔し天子公卿を感動せしめたる日本の自然は同じ結果を以て近代に於ける發句の作者則ち俳諧者流を感動せしめたり。我等は和歌の日本人が其思想に於ては發句の日本人と異ならざるを見て、日本人は多くの階級を有すれども詩人としては同じ特性のものたるを知り、近世と古代との日本人が其衣粧に於て、其言語に於て、其の政治に於て種々の變化を經たれども其詩人たる性質に至りては古今を通じて同一なるを見、日本人種が日本の自然に深く調和せるを認めずんばあらず。

塵塚に咲きしが爲めに梅は其百花の魁たる性を失はず。昔し雲上人を諮嗟詠歎せしめたる日本の自然は今や、僧侶、神職、武士、農民、商賈、工人をして、

十七字の詩を歌はしむるに至りたれども其彼等を動かしたる美は古今となく一なり。

和歌と發句とは之を姉妹にたとへ得べし。姉なる和歌は貴族の奥御殿に養はれたれば、自らに貴女らしき品格を有し、妹なる發句は賤しき民に嫁したれば自らに「世話女房」たる態度を備へたり。然れども彼等は同じく日本の自然を父とし大和民族の特質を母として生れ出でたるものなれば其美しき風情には多くの類似を有するなり。

和歌にも發句にも均しく缺けたりと覺ゆる性質の一は英語に所謂「サブリミテイ」（崇高の美）なり、和歌と發句の詩人は自然の美を知れり。彼等は花に狂ふ胡蝶の如く、若しくは美しき藻の間にひら〳〵泳ぐ小鯛の如く、面白げに自然の美をめてつゝあり。春の花、秋の月、朝の露、夕の雁、屹てる山、流るゝ川、凡そ自然の、態度と變化とに因りて人心に生ずる漣波の如き感情を樂しま

しむる代りに、崇敬の念を起さしむる「サブリミテイ」なるものを自然に對して感ずること少かりしなり。吾人は和歌と發句の詩人の普通に取扱ひたる自然はなつかしく、親しく、樂しむべく、愛すべきものにして、畏るべく、敬すべく人をして深き思に沈ましむべきものならざりしを知る。

且和歌にも發句にも共に人物を題目とせしもの少きは著しき事實なりとす。勿論和歌者流、俳諧者流中にも支那の詠史の如く史中の人物を詠したるものなきにあらねど、こは稀有の例にして彼等は重もに自然と戀とを題目としたり。戀を題目とすることは、和歌に多くして發句に少なし。こは別に觀察を要するものなれば次に言ふべし。

而して多くの戀歌は唯だ詩人が戀情のやるせなきを泄らしたるものか、若くは題を假りて詩藻を衒ふものに過ぎずして、戀人の品性などに詠じ及ぼせしものなければ戀歌は人物を題目としたるものと言ふべからず。斯く和歌も發句も

人物を題目とすることなければ、襁褓の中に在る里の子の稚き記憶に、古英雄の事績を刻み付る催眠歌となることを得ざりしのみならず、之を誦すれば自然に英雄崇拜の念を長し、尊王護國の感を深からしむべしなど思ふは全く和歌と發句とを買かぶりたるものと云ふべし。和歌と發句の詩人は唯だ自然の懐に在る小兒にして、彼等は唯自然を歌ひしのみ。彼等の眼には人間の有する獨自一己の強き意思なるものを映せず、英雄豪傑の歴史を作り、輿論を踏破りたる行爲を映せず、戰場に奮闘する勇士、廟堂に立ちて政治の大機を繰縦する政治家、樂しき家の天使たる妻女の如きも、彼等には深き興感を與へざりしが如し。

發句に戀を讀みしものなしとは曰ふべからず、されど和歌の如く多からざるは注意すべき事實なり。夫れ人情の最も切なるもの、最も美しきもの、最も詩詠的なるものは戀愛なり。されば貧の盜み、戀の歌とは俗人の口にさへ古りたる諺にして、戀人は自ら詩人なり、詩人ならざるを得ざる運命あるなり。され

ど世々の選集が戀歌をして、殆んど其全體の半ばを占めたるは寧ろ其權衡を失ひて戀愛の一方に偏したるものなり。戀愛は人事の總てを包轄すべき題目にあらず。況んや自然の大なるに比ぶれは其詩に入るべき興趣の頗る狹きものたるをや。

然るに和歌の時代に於て戀歌のみ殊に發達せしは其作者たる詩人の時代が男女自由に相擇んで夫婦となり、而して其相挑むや常に艶書を以てしたるに依るものにして、且其詩人が多くは女らしく多感にして、情にもろく、涙に富める都の貴族なりしがためなり。斯くの如くにして都の貴族は餘り多く戀歌の興味を知り、世々の選集も餘りに戀歌に偏し、都は唯だ多情なるやさ男の群となりしかば、遂に兵馬の權を武士に奪はれたり。戀歌果して都の貴族を弱くせしや都の貴族弱くなりて戀歌の世となりしや、其原因と結果とはしばらく論ぜず、吾人は唯だ德川時代の儒生が和歌は人間の訓となすべきものに非ずと息卷ける

ことのあながち無理ならぬを認むるなり。幸にして發句は主として武士の時代に發達し、平民に翫ばれたりしかば戀に偏することなかりき。

和歌と發句とが同しく有する他の缺點の一は其の道義の觀念に乏しきことなり。基督教の熱心家が其發心の始めに感ずるが如き良心の大苦痛、罪と懺悔との重荷を負ふたる眞正の悲哀及び煩悶に類する道義感情の痛苦は、和歌も發句も之を言現はせしことなし。和歌と發句の詩人は未だ甞て熄へざる火の中に哀しみつゝ、其罪障を痛悔する地獄の聲を聞きしことなく、暗黑の未來の恐ろしきを觀せしことなし。彼等と雖も時としては良心の微音を其耳底に聞くことなきに非ざりしなるべけれども彼等は深く之に意を止めざりしなり。彼等は眞面目に倫理の敎を聞くことを厭へり。彼等は唯だ暗夜に梅の香を臭ぐ如く、幽かに之を味へり。彼等は嚴重なる意味にての善惡を辨へ知らざりき。

和歌も發句も共に厭世的の傾向あるは是亦注意すべき事實なりとす。近頃の

歴史家某氏は鎌倉時代の文學を以て厭世主義なりとし、德川時代の文學を以て樂天主義なりと説きたれども、こは更らに一層精密なる觀察を要することなり。凡そ厭世主義は必ず二種の方角に顯はる。一は即ち世を棄てゝ寂寞の鄕、虛無の境を求むるもの是なり。二は即ちパウロが言ひし如く、「吾飮食するに如かず」てふ心より虛樂を追求するもの則ち是なり。一は月下に寺門を叩く僧侶の境界に走り、他は跙踼被髮、牛飮馬食する放埒家の境界に奔る。其赴く所同しからずと雖も均しく是れ厭世主義の一端を示すものなり。果して斯言にして違はずんば、發句の詩人が樂天主義に見ゆるものは是れ實に厭世主義の變體に非ざる乎。況んや發句の作者と雖も、時には直ちに厭世主義を喝破するものありしをや。枯枝に鳥のとまる秋の暮は何故に彼等の好題目となりしや。牛呵る聲に鴫たつ夕景色は何故に彼等の詩料となりしや。彼等は寂寞の中に一種の快感を感ぜり。彼等は無念無想の中にしばらく己を藏さんとせり。是豈變形れしたる厭世

主義に非ずして何ぞや。

和歌と發句とは美を題目として「サブリミチイ」を忘れ、自然を詠して人物を遺せしことゝに於て一致せるは日本の「自然」が深く日本の人心に調和して自ら一定の國性を造りたればなり。

二のもの共に道義の觀念に淡くして厭世の情を高むるに與りて力ありしは半ば我が自然の光景が人をして人間よりも自然に親しからしめたるに因り、半ば佛敎の感化に因りて養成せられたるものなり。されば和歌と發句が多くの類似を有するは重もに「自然」の勢力に因れりと斷定するも不可ならじ。

然れども吾人の既に說きしが如く、和歌は貴女なる姉なり、發句は妹なる常人の妻なり。彼等は同じ種なれども蒔かれたる畑を異にしたるを以て其發達も亦異ならざるを得ず。和歌と發句とは大なる所に於て全く一致すれども、小なる所に於て頗る異なれり。如何なる點に於て異なるや。吾人をして少しく之を

論せしめよ。

（一）其題目の廣狹に於て異れり。和歌は貴族の手に成れるが故に其題目は頗る狹し、發句は多く貴族以外の階級の手に成れるが故に其題目は太だ廣し。昔し莊子は東郭子の問に答へて、道は螻蟻に在り稊稗に在り、瓦甓に在りと言ひ、終に屎溺に在りと言ひて東郭子をして惑然たらしめたりき。吾人若し和歌の詩人と發句の詩人とを比較して論ぜんには、猶ほ東郭子の道と莊子の道の如き歟。和歌の詩人は詩題を限りある範圍の外に求めざれども發句の詩人は、乞食の家にも亦詩題あることを知れり。丈艸が詩歌俳諧辨に言へり、

俳諧の形ちたるや蓑笠竹杖草鞋しめつけて朝立したるがごとし。京田舍去嫌ひせず。一所にあなまとひせず。雪の市中に押れ、陽炎の芝原にこけたり。あるは山寺の小料理になぐさみ。土亭に逗留をあかれたるも一段の笑ひなるをや。月ほとゝきすの曉を木の根、岩ばなに寢覺めて又た見ぬ方に、歩をす

ゝむ。はてかぎりなき津々浦々、薩摩潟、蝦夷が千島の門背戸までも、さらばいへ、殘す物あるかは。是吾道の廣みにして、我あそび所といふべし。氣のむく處目の及ぶたけ、風ぜよや〳〵云々。

其萬象を殘さずして悉く詩題となせしことは發句の詩人、遙かに和歌の詩人に勝れり。されば野を行く巡禮、唄ひ舞ふ萬歳、月見の團子、雪の合羽、奉納の燈籠、川に浮ぶ屋形船、何れか其詩材たらざる。之を名所は必ず吉野の櫻、更科の月に限るが如き和歌に比ぶれば、其天地太だ寛なりといふべし。

（二）發句の詩人は機智に富む和歌の詩人は品格を崇ぶ。こは作者の人物に關するなり。和歌の作者は貴卿なるを以て其生活は比較的單調にして所謂世の風波に當ること少し。故に其の和歌に現るゝものも自らなだらかにして、巧慧の處少なし。發句の詩人は武士の階級、平人の階級に多かりしを以て彼等は固より人情世故に習熟せり。故に一言にして、人の肺腑を貫くが如き驚句往々有り。

和歌に於ても其作者の天才は掩ひ得べからざりしかども、而も和歌の作者は、其の其天才を韜晦するを以て主とし發句の作者は寧ろ之を發露するを以て主としたるに似たり。

（三）　發句は和歌よりも更に懷疑的なり。發句は懷疑の時代に生れたるが故に著るしく懷疑の性質を帶べり。和歌の詩人はよし厭世的にもせよ、猶ほ一個の宗敎を有したり。彼等は人生の電光石火よりも敢果なきものなることを知れり。彼等の或る者は深く阿彌陀佛の功德を信ぜり。されば大西祝君の所謂「和歌に宗敎なしてふ」斷定は頗る首肯し難きものとす。然れども發句の詩人は概して宗敎に冷淡なり。勿論彼等と雖も神佛を其詩題とせざるには非ず。されど彼等に取りては神佛も彼等の詩興を催すべき一種の景物たるに過ぎず。宗敎の信仰に於ては、彼等は蹌々浪々として定りなき線上を歩むものなり。俳諧中興の祖と呼ばれたる芭蕉翁は西行法師の人と爲りを慕ひ、其の山家集をば彼が理想の

模範としたれども、彼は唯だ詩人たる西行に私淑せるのみ、宗教家たる西行に倣はんとせしには非りしなり。

發句は平民に解し易く、作り易きものなりしかば、其流布は極めて速かに、極めて廣かりし。如何なる山里と雖も必ず二三の作者ありき。されば鎮守の祭禮には一村の小詩人等は各其心をこらして燈籠に彼等の詞藻を競ひたりき。都會に於ては、家業を子息に讓り渡せる老人の如き、若くは未だ家業を受取らざる富商の子の如き皆此道に遊びたりき。

發句を作ることの斯の如く流布せしと共に、專門の詩人即ち世に曰ふ俳諧師なるものの多く起りたり。彼等は多く都會に住し、批評と點删とに因りて報酬を得、因て以て其生活を營みたり。所謂點料とは彼等が他人の發句に批評を加ふるときに得る報酬の名にして多くは一定の額あり。其他門人と稱するものより四季若くは二季の謝禮を受けき。此道に於て秀でたるものは斯くの如くにして

以てその生計を營み、往々にして富を爲すものすらありき。彼等が斯の如くなるを得し所以は其の平民的の詩人にして門人を得易かりしを以てなり。されば單純に小説家たることを以ては未だ生計を營む能はざりし時代に於ても俳諧師は立派に門戸を張り得たるものなきにあらざりき。

然れども是は唯其大家たる人の境界にして、俳諧師と稱する者の多數は斯の如き獨立の生計を保つ能はずして、一種の幇間たる生活を送り富豪權貴に諂はざるを得ざりしは亦是非もなき次第なりき。彼等は屢ば富める遊冶郎を取巻きて遊廓に誘ひき。彼等は屢々大名の邸內に出入して愚かなる殿樣を笑はせ奉りき。彼等は豪商の隱居に招かれて終日其機嫌を取りき。吾人は豐富なる詩才を有するものにして生活の爲めに斯の如く一種の奴隸たらざるを得さりしを思ふ時は文學の爲めに泣かざるを得ず。然れとも是れ實に止むるを得さるの勢なりき。

俳諧師の境遇斯の如し。其人品の餘りに尊からざりしは自然の勢なり。されば世になすあらんとの高尙なる希望を有するものは俳諧師たるを肯んぜず、世人は俳諧師を庸醫若くば俗僧と一樣に見たりき。かゝる勢ありしを以て志ある俳諧師ゝ自ら方外の人を以て居り、故らに磊落奇異の行を爲し、以て自ら其不平を遣りしゝものも少からざりき。かの其角が放逸にして俗事に拘らず、常に酒を飮んで醒むることなかりしが如き則ち是れにして、吾人は此大詩人の爲めに其境遇を悲しまさるを得ず。凡そ當時に於て俳人の奇行と云ふもの、皆彼等が如何に社會より輕蔑せられたるかを反映するものにして、要するに天才の其用ふべき處を得ずして畸形の發達を爲せしものたるに過ぎず。

世間が俳諧師を遇する斯の如くなりしかば節操もなく見識もなき小俳諧師も鵜を學ぶ烏の如く僞りて風雅を粧へり。吾人は嘗て式亭三馬が其精細の眼を以て寫したる雅人の虛といへる一篇を讀んで絕倒せざる能はざりき。

三馬の記したる僞の雅人は、其友と共に霏々たる雪の天に墨田川の堤を歩みぬ。彼等は吹雪の爲めに屢々倒れんとせり。彼等は寒風の肌を犯すに堪えずして唇の色を蒼くせり。彼等は酒樓の上に聞ゆる絃聲に耳を撃たれて羨ましげなる瞥見を投げたり。彼等の一人は不覺嗚呼寒しと叫びしが他の一人が奇絶々々と稱する聲に獎まされて、止むを得ず奇絶々々と叫び返へせり。彼等は風流家を粧はんが爲めに殆んど凍死せんとせり。

斯の如きは思ふに必しも此の二人に限らざりしなるべし。斯くの如くにして俳諧師は故らに超俗の擧を爲すべしと心得、演劇的に奇異の行を爲すものの極めて多かりしや想ふべきなり。

專門の發句詩人は斯の如き狀態に在りしかども、專門ならざる發句詩人即ち一定の產業を有し、閑暇の時に於て其詩情を漏すを以て滿足したる詩人は頗る品格よきものなりし。彼等は鄕黨の物知りにして其の敬ふ所なりき。彼等は其

鄕黨の婚姻を爲すものあれば之を祝し、鄕黨に死ぬるものあれば之を痛み、かくて鄕黨の同感を其詞藻に顯はせり。彼等は鄕黨の教育者にして靑年子弟に文學の趣味を分てり。蓋し田舍に於ける幕府時代の平民が全くの無學ならざりしは實に此の小詩人のありしが爲めなり。

別項に揭げたる俳諧の傳統(略之)に因りて之を見れは、幕府時代の俳諧は大凡三派ありて、三の時期を經過したるものなることを察すべし。一は松永貞德を中心として其門流を酌むものなり。是れ第一期にして京都及び其附近に行はれき。二は西山宗因を中心とし大阪に崛起したるものにして第二期に屬し、所謂談林風なるものなり。三は松尾桃靑を中心として江戸に起りたるものにして第三期に屬し所謂正風なるものなり。是を其の大較となす。

蓋し此三派が自ら其風體に差別あるは疑ふべからずと雖も吾人は旣に其大同の點に於て觀察したれば其小異を論ずるは之を專門家に一任すべし。但し此に

一言したきは渾て斯る流派を生ずるは全く反動の勢に因れることと是なり。試に所謂談林體を以て之を正風體に比較せよ。一は滑稽にして一は淸楚なり。一は字句を用ふるに巧を競ひ、一は意義に重きを置けり。一は奇を儆り、他は平を愛するものの如し。唐彪曰へり文章風氣。倏忽改移。未レ有下十年不レ變者上。又曰へり淸空之至。勢必反二乎重厚一。幽刻之至。勢必反二乎平淺一。必然之理也と蓋し何にても凡ての人事は直線に進まずして左右に振動しつゝ進むものなれば、或は正風を歡迎し、或は談林を重んじ、時代に依り、人に因りて若しくば地方に因りて、互に盛衰を爲すべけれども、史家の眼孔より之を觀察すれば彼も此も大差なくして小異同あるに過ぎず。必しも細說を要せざるべき也。

然れとも桃靑の人品に就ては少しく言はざるべからざるものあり。何となれば彼は俳諧者流の泰山北斗にして、其人物も亦我歷史中に一位置を占むべきものなばれなり。たとひ彼に對する世評は區々にして、俳諧を以て子弟を遊惰に

導くものとする或る儒者には恰も罪惡の魁なる如く攻擊せられしにもせよ、若くは俗語を以て詩を作ることを陋しとする和學者より輕侮せられしにもせよ、彼れはたしかに當時の水平に超絕したる人物なりき。

吾人が殊に驚異するは彼が善く詩人の意味を解したることなり。彼は常に大隱は市に在りと稱したりき。此一語こそ實に發句の詩人が或る點に於て和歌の詩人、若くは漢詩の詩人に勝れる風俗の源泉を爲す所以を解すべきものなり。何となれば若し詩を以て風俗敎化の源となさんとせば、詩人は須らく都會に住むべき筈なればなり。

俗了し易き都門の生涯をして興味あらしめんとせば、詩人ありて之を歌ふを要す。彼が平民的大詩人たるの眞骨頭は實に其市隱たるに在り。

而して吾人をして更に彼に對する敬畏の念を深からしめたるものは彼が人心を得る厚きことなり。彼が多くの秀才を其門下に集めて皆其の器を成さしめし

ことなり。彼の弟子が彼に從ふを見るに恰も宗教の祖師に其弟子が隨ふの有樣に異ならざりき。彼等の師に於けるは恰も大能を有する異人に從ひしものゝ如く、何事も彼の規誡に從ひき。彼の門人たるものは往々にして十餘年若くは二十餘年の間從遊し遂に彼の棺を覆ふまで相從へり。彼の死するや弟子は彼の木主を作りて神の如くに其前に跪けり。眇々たる一詩人を以てして斯の如く生前は尊はれ死後に痛まれたるもの日本史中殆んど無し。

彼の門人は其角、嵐雪、許六、支考の如き皆一種の容易に駕御し難き特性を有するものなれども、彼は之を包羅して異言あらしめざりき。彼れが眞情の人慈愛を以て人を繫くの人たりしのみならず統御の智を有し、監識の才を有したるを知るべきなり。俳諧は幸運にも此の如き人を得て天才を啓發し、天才を訓練するを得たりしかば頗る其地步を高めたり。今に至りて俳諧を說く者の必ず桃靑を稱するは遇然にあらず。

之を要するに發句は舊日本に相應する平民の詩なりき。其の中には自由平等の爲めに爭ふの元氣もなく、功名を靑史に殘さんとする有爲の精神なかりしと雖も、封建政治の下に安らひたる平民の感情、理想、自然を愛するの傾向、宗敎に對する冷淡、慾望の淡薄、無事を喜ぶの情、總て微温的にしてやさしく、小さく、美しき心性は其儘に顯れ出でたり。舊日本人民の下級を流るゝ平民の思潮は此管を通して流れつゝありき。（明治二十九年稿）

第六章　天草騒動

一

天草騒動とて名高き宗門一揆につきては史家の誤解頗る多く、德川家の征伐を受けたるは當然の誅罰なりと思ふ人多し。そは日本の天主敎徒が幕府より迫害を受けたるは、元來宗門の力を假りて幕府を顚覆せんとしたる陰謀の露顯せしに依れり。此陰謀ある上は幕府が日本の中に一人の天主敎徒だも殘さじと決心したるは當然なり。されば天主敎徒の迫害せられたるは自業自得にして、天草騒動も畢竟此迫害の結果に外ならざれば、敢て同情を寄するに足らずと云ふ

に在り。然るに天主教徒に幕府顚覆の陰謀ありしと云ふことが元來雲を捉むが如き夢物語なるが如し。西史に依るに慶長十六年(一六一一年)葡萄牙の船一隻日本よりリスボンに航海する途中、喜望峰の近海にて和蘭船に捕獲せられたり、然るに其船中にて葡國の船長モロ(Mollo)が長崎より葡王に贈る密書數通を得たり。其書の大意は九州其他に於て天主教に歸依せるもの丶葡人と力を合せ、家康を殺して幕府を顚覆せんとする企あるを以て、船舶と兵隊とを葡國より送らんことを請ふに在りて、書中に主謀者の姓名あり。大久保石見守の名も其列に在り。此陰謀成就の爲めに羅馬法王は祈禱すべきことを天主教徒に約したりとの文句もあり。蘭人より此趣を幕府に訴へしのみならず、其頃平戶侯は日本の天主教徒より澳門の葡國政廳に寄する書を得たり、此書に依れば陰謀の證跡益々明白なりしかば平戶侯より長崎奉行に贈り、モロは遂に幕府の爲めに捕縛せられ、糺問の上反逆の罪を以て死刑に處せられたりと云ふ。然るに是れは西

人の間の傳説にて日本の史書に其事實を證すべきものなし。但し幕府が天主敎徒に對する迫害の度を特に强めたるは此頃を始とすればかゝる風説も起りしならん。されどそれには他の原因あり。天主敎徒に陰謀ありとの事實は無證據なり。殊に大久保石見守の名が主謀者の列に在りと云ふが如きは抱腹絶倒すべき作話なり。大久保石見守の死去したるは慶長十九年(一六一四年)にして耶蘇敎迫害の著しく進歩したるは慶長十六年(一六一一年)よりなり。耶蘇敎迫害の原因が大久保等の陰謀に基きしならんには、大久保の首は三年前に早く飛び居るべき筈に非ずや。尤も大久保の死後、年頃の贓罪顯はれ、其年七月九日其子供等切腹申付られ其家は亡びたれば、天主敎徒と共に陰謀ありし故なりなどゝの風説もありしならん。されど其罪狀は明白にして天主敎徒に關するものならぬは言ふまでもなし。連累も流罪、御役御免、きつと叱り置く位の處にて其數も少く、反逆の陰謀に加擔したるものゝ刑と見ゆる程のものはなし。次に平戸侯云

前）を江戸に召し天主敎の正邪を諮問せしに平戸侯は嘗て千千石某と云ふ家臣を南蠻に遣りて彼地の敎會に入らしめ、其内情を探り置きたることゝあれば、天主敎の邪敎に相違なき由を陳べたることとあり。それが風説となりてかゝる架空の物語を作り出したりと見ゆ。德川家にては代々祖先の事蹟を研究する志あり官私の史書も多く出でたることとなれば、眞に天主敎徒に左樣の陰謀ありしならば關係の書類も殘り居るべく、かゝる書類の殘り居りたらんには、さなきだに邪敎を惡む史家の癖なれば得たり賢しとて其事實を記すべき筈なるに其事なかりしは、耶蘇敎徒陰謀の事は畢竟架空の談なりしが爲めならん。新井白石は天主敎の事を渡來の羅馬人に尋問ふべき幕命を蒙り、幕府秘府の書類をも自由に閱覽するの機會を得たる人なるが、其研究の結果は天主敎徒陰謀の事は虛說なりと云ふに歸したり。されば幕府顚覆云々の話は先づは根もなき夢物語なりと斷

ずべき歟。

二

さりながら幕府が慶長十六年（一六一一年）頃より天主教徒に對する迫害の度を强めたるは事實なり。それには仔細ありと見えたり。元來其頃の天主敎徒は異端を惡むこと甚しく、異端征伐を以て神聖なる事業と心得、太閤時代までは天主敎を信仰したる大名は、領分の神社佛閣を破毀し經論を燒棄て其臣民に迫りて强て洗禮を受けしめたり。大友宗麟、小西行長何れも其通なり。高山右近なども領分の神主、坊主を迫害し寺社を毀ちたり。太閤之を憤りて禁令を下したる後は左様の風も追々減じたれども、長崎などにては此風猶ほ存し、天主敎大迫害の始まりし慶長十六年（一六一一年）の前年にさへ、長崎にては肥前唐津の人菅公の祠を建てゝ之を祭らんとしたるに、天主敎の徒日夜瓦石を擲ちて建

築の邪魔をなし、其祠遂に成らずして止みしことあり。斯様に排他守一にして執着深き宗門は幕府の深く恐るゝ所なり。そは宗門一揆は足利の末世より信長の世を終るまで時の政治家の苦しみたる所にて、百姓にても宗門を深く信じ其法を固く守るときは、死を以て身の悦びとし、百千の衆期せずして必死の勇士となり、武士もかなはぬ程の武力となるものなればなり。加賀の富樫氏を亡ぼしたる一向門徒、信長を惱ましたる伊勢の長島、本願寺の大阪の城、いづれも其例なり。家康自身も若き時三河の一向門徒に苦しめられたれば充分の經驗あり。今天主敎徒の風を見るに其凝り方は一向門徒よりも更に劇烈なり。かゝるものを其儘に致し置かば、是れ二葉にして切らざれば斧を用ゐるの恐あると云ふものなり。今の内に退治し置かざるべからずとは幕府の廟算既に定まりし所ならん。是れ一。天主敎徒が俗世の君主より政權を强奪し敎門を以て政治を爲すことあるは、加賀、大阪の一向門徒と同じきは長崎に其例あり。長崎は天

正六年（一五七三年）より天正十五年（一五八七年）まで十五年間全く天主敎僧の俗權に支配せられ、其年太閤の激怒に因りて始めて土地を日本政府の手に奪回したり。是は德川家も傍觀して其委曲を悉くしたる所ならん。太閤は又慶長六年（一五九六年）土佐に漂着したる呂宋船より世界の地圖を得、西班牙の領土廣大なるに驚き、其領土擴張の手段を訊問して天主敎の傳道と土地の掠奪との並行するを知り、天主敎傳道は他國を奪ふ手段にして、天主敎僧は政治家の手足たるに過ぎずと疑猜したり。是は太閤の誤解に非ず。其頃の西班牙、葡萄牙の人氣にては他國を征服して天主敎を信仰せしむるは、天主敎徒たるものゝ神聖なる義務なりと考へたる位なれば、太閤の左樣に思ひしも道理あることなり。此段も德川家は傍觀して其事情を知れり。扨其後德川家に於て自ら政務の當局者となりて詳かに其事情を探ぐるに、天主敎の傳道と土地の侵掠との並行することと愈々明白となりたれば、此敎を厭ひ惡むの念深かりき。是れ二。さりなが

ら是は疑察までにて確證なきことなれば、德川氏は猶迫害に着手せず。加之當時目前急を要する政務多かりしかば天主敎の事も先は其儘になし置きたるに、慶長十五年（一六一〇年）の末に至りて和蘭國王の書を得たり。和蘭は此少し前より平戶に來り貿易を營みしが、此時始めて國王より書を幕府に與へしなり。其書には和蘭が支那と貿易を營まんと欲したるに葡萄牙に妨害せられたることを陳べ、葡萄牙人は和蘭の日本に通ぜんとするをも必ず妨害すべしとの趣を記し、葡萄牙人がかく日蘭の交通を嫌ふ所以は、原來葡萄牙人は大千世界を次第々々に我儘になさんと思ふものにて、伴天連の心は日本の者を我宗になし、國を奪はんとする巧ある故、和蘭の如き他宗のものゝ貴國に交通するを欲せざるなりと書きたり。是は和蘭國王の書にて大切のものなれば、幕府にても重き事に思ひたるならん。

是より先き慶長五年（一五九九年）江戶に來り其儘滯在し外事に關して德川家

の顧問に使用せられたる和蘭人ヤンヨース(Yan Yoos)と云ふものよりも、南蠻人宗門を以て諸國を掠奪したる趣なども時々申出てたれば、旁々扨は愈々棄て置かれずとありて、遂に大迫害を加ふるの政策を決し、翌年より着手したることならん。其頃長崎邊にては肥後八代吉利支丹寺の僧、葡萄牙國王の伴天連に宗門を廣めさする底意は國を奪ふ爲なり、呂宋、儂毗須番を取りしも此謀に依ることなりと江戸にて白狀し、それより迫害始まりたりなどゝ唱へしなり。何れにしても日本の天主敎徒が幕府顚覆の陰謀を企てたりと云ふ直接の事實は無けれども、天主敎の性質、傳道の模樣などより、將來必ず國の禍を爲すべきものなりとの見込の幕府の側にては十分立ちたる積なれば、扨こそ如何なる手段を用ゐても、此宗門を破毀せざるべからずと決心の臍を堅めたるものと見えたり。

三

幕府が此政策を取りたるは政治家として聰明なる手段なりしや否や、是は別問題なれば暫らく論ぜず。單に當時の天主敎徒たる立場より云へば、甘んじて此政策に服し直ちに其宗門を擲ち得べきものたるや否や。しか爲すことが果して天下後世より賞讃し得べき擧動なりや否や。幕府は國家を代表し其威力は即ち國家の威力なり。國家の威力なりとて良心の自由を枉げ、直ちに其宗旨を變じ得べきや否や。しかするは日本人民の光榮なりや否や。

此に至りては我等は史學よりも更に深き問題に接觸したるものなり。此問題に關して天主敎徒の爲めに先づ辯ずべきは、日本の天主敎徒に叛逆の心なかりしことなり。所謂葡人の陰謀も其實は疑察に止まりて根據なきものなることは前に述ぶるが如し。たとへ葡人に陰謀ありとも、日本の總ての敎徒も亦之と同

罪なりとは云ふべからず。尤も浮田秀家、小西行長は天主教信者にして、石田無二の大將なりき。明石掃部も熱心なる天主教徒にして大阪城に籠りて德川氏を敵としたりき。德川旗下の士小笠原權之丞は宗門吟味の時、一旦天主教を棄つべしと公言して死刑を免れしが、主家を怨む心やありけん、大阪に籠城して戰死したりき。天主教徒が當路の政治家を惡むこと斯の如しとて、强て天主教に罪を被せんとする論もあるべけれども、關原の戰役に於て德川氏に抗したるもの獨り天主教徒のみならず、大阪籠城も同樣なれば、是れは天主教徒に政治上の陰謀ありと云ふ證據になるべきものに非ず。畢竟天主教徒は幕府の猜疑に基きたる殘忍なる迫害を受けしに過ぎず。且其頃の日本人天主教徒は、外國宣教師を主君の如く尊敬し、其言ふことは一も二も無く聞きたりと思ふも誤解なり。人種の自負心は其頃もありしと見え、日本人の天主教徒中には伴天連の日本人を人と思はざる擧動あるを見て內々之を憤りしものもあり。其行狀の長

短さへ窃かに之を議するものありしは、猶ほ今の日本の基督信者が白人宣敎師に對するが如し。(破提宇子に依る)。日本人は道理を辨へたる人間なり。敎徒なりとて伴天連に盲從して國を賣るべしと豫察すべき理由もなく、又かゝる謀ありけりとの證據も無し。無證據の猜疑によりて汝の信仰を棄てよと命ぜられし時、さらば仰の通りに仕らんとて信仰を棄つるは果して人間の爲し得べき所なる乎。かゝる薄志弱行の人民は果して國家が其健全なる要素として要求するものなる乎。論じて此に至れば、我等は史學よりも更に深く政治學よりも更に高き問題に達したるを覺ゆ。

四

四夫四婦も其志を奪ふべからず。茅屋に住する一平民の良心と雖も國家の威力にては壓服は出來ぬものなり。當人に謀叛の罪あれば其謀叛の廉を責めて國

の典刑を正すことは當然の事なれども、單に猜凝若くは推測に依りて人間の良心を枉げしめんとするは畢竟不可能の事なり。若し强て之を爲さんとせば必ず無益の血を流すに至るべき乎。天主敎の信者は日本國に寇するものなりとは幕府の疑猜に過ぎず。勿論幕府の立場より云へば根據なき疑猜に非れども、根據ある疑猜は直に政治上の壓迫を加ふる理由となるべきものに非ず。たとへばカルビンの議論は宿命論に近し、宿命論は人をして自暴自棄ならしめ易し、是れ人間の德行を害し、國家の風敎を賊するものなりとて禁止するを得べき乎。孟子には放伐論あり、放伐論は危險なる革命主義なり、故に孟子を尊信するものは亂臣賊子の卵なり、惡鳥は卵の時に殺さゞるべからずとて孟子を讀む者を迫害するを得べき乎。其疑猜は前提にも結論にも論理學上の誤謬なければ根據なきものに非ず。さりとて我等は左樣の迫害を好政略なりとは認め難し。天主敎の諸國は宗敎を餌にして人の國を取りたり。天主敎の大本山羅馬法王は世界を一

宗に丸め込むの志あり。天主教徒は其教に執着すること甚し、されば天主教徒の國の安全と平和に取りては畏るべきものなりと云ふは當然の疑猜也。さりながら此疑猜すべき廉あるを理由として日本の天主教徒も必ず國の禍を惹起すべきものなりとて、直ちに迫害を加へたるは餘りに慌て過ぎたる行方なり。人間は左樣に單純の物に非ず。我等の學ぶ所に依れば其頃名高き天主教徒の內に未だ嘗て一人だも特別なる非愛國的の擧動ありしものなきに似たり、其の上天主教徒幷に天主教の傳道に從事したる日本人の中には、內心伴天連の日本信者日本傳道者を輕蔑する態度あるに不平なりしこと、猶今日の日本耶蘇教信者、日本耶蘇教傳道者が、外國宣教師の唯我獨尊を惡むが如くなりしは前にも述べたり。伴天連が宗教にて日本の人心を統一し大仕掛の一揆を起すことあるべしと云ふことは唯だ想像の上にのみ存在すべきこと也。又西洋より兵船を出し日本の信者を助けたらば大事に及ぶべしなど云ふも、時世を辨へぬ空想なり。其

頃西洋より日本への航路は喜望峯を廻りたるものにて、印度に行くに半年歸るに半年と云ふ諺ありき。實際其通の事にて日本まで來るには慥かに一年はかゝるなり。されば西班牙より日本に來りし伴天連などは此航路よりも寧ろ太西洋を横ぎり、一旦ノバスパン（新西班牙即ち今の墨其哥地方）に上陸し同所より再び船を發して呂宋に着き、呂宋より日本に渡るを便としたるものゝ如し。此航路も無論長時間を要することとなり。扨又今は眼と鼻の間なる日本呂宋間の航路を見るも今日の世界一週よりは難事也。其頃の航路を記したる文に五月下旬呂宋より出て六月下旬日本平戸に着したりと云ふものあり。七月二日長崎に赴かんとて呂宋を出發し、同月二十二日臺灣の北方に達したりと云ふものあれば、中を取りて平均するに先は一月はかゝるなり。即ち今の世界一週の倍もかゝるのみに非ず、日本近海は世界にても難所の一なれば動もすれば破船の患なきに非ず。斯樣の海上を押切つて兵船を送るなどゝ云ふ事は月の世界と交通す

る程の難事也。或は其辯解は尤もなれども、然らば呹瓜呂宋を始め西南洋の諸島並に臥亞等が西洋人に取られたるは如何と問ふ人もあるべし。さりながら是れは西洋人と土人との智識に大懸隔あり、其上此等の諸島は人種も入交りて統一せず、中には支那人既に其地を占めて土人を服從せしめたる所へ西洋人の乘込みたるもあり、其事情は國々島々に依りて異なれども、西洋人に取りては無人の地を行くが如くなりし故、甘く其掠奪の目的を達したり。然るに日本は左樣の國柄に非ず、應仁以來天下麻の如く亂れたれども、一姓の天子上に在まし人種は一、風俗は一、言語は一、國民としての硬度は世界無比と云ふべきのみにあらず、智識技藝に至りても西洋人に劣りたることとなし。餘事は論ぜず、唯だ武器船舶の上に於てのみ云ふも、天文十二年(一五四三年)大隅國多彌島にて始めて葡萄牙人の小銃を得しより、間もなく日本人は小銃の製作を工夫し、後には日本全國の武士銃らの用を知らざることなかりしは、參州長篠の戰(銃砲渡

來の年を去ること三十二年)に織田氏に三千の銃ありしを以て分明なり。船の事も敢て西洋人に讓らず、呂宋より長崎に來りし宣敎師を載たる船の船長は日本人たりしこともあり。慶長十四年の記に、池田輝政の紀州にて作りし船は長さ百六十七間に近く、寛永三年京都の角倉氏が作りし船は長さ五十間餘あり、同十二年幕府にて作りし大船は長さ三十尋、銅を以て之を包み、三重の櫓を設け恰も城廓の如き形なり、二百挺の櫓を備へ一挺毎に水夫二人之を操縦し、法螺大鼓を以て之を進退したりと云ふ。造船術の彼れに劣らざることを知るべし。銃砲來れば直ちに其製法の秘を看破して之を作り、大船來れば間もなく其術を移して大船を作る。彼れの智術も我には用ゐる所なからん歟。さればこそ呂宋の大守などは深く日本人の來寇を恐れたり。當時西南洋の諸島が日本と云へば之を恐怖したること甚しかりし證據は今日にも存す。地理を云へば遼遠にして天險なり、人種を云へば聰明にして勇武絶倫なり、國を云へば一姓の天子を戴

きたる一人種にして其人口は千萬を以て數ふべし。左様の國をマラッカ呂宋同様に取り得べしとは、西洋人の固より夢想せざりし所ならん。野心と云ふものは始めより力の及ばぬことに對しては起らぬものなり。我等は當時の情態を見て西洋人の日本に對して野心あるべからざるを信ぜざるを得ず。然らば即ち幕府の天主教徒に加へたる壓迫は單純なる疑猜に基くものなり。單純なる疑猜の爲めに汝の信仰を易へよと云ふ。信仰は帽子を易ふるが如く易へ得べきものに非ず是に於て乎、國家の威力と良心の自由とは、勢ひ衝突せざることを得ず。

五

此頃の日本人が天主教を信仰したるは、英人、獨逸人が始めて此宗門を信仰したる時と全く狀態を異にす。此段は日本の天主教歷史を學ぶ者の特に注意すべ

き所なり。歐羅巴に宗門の廣がりし有樣を見るに、所謂北方の蠻夷に傳道したるものにして、精神的に云へば無人の地を行くが如くなりしに、日本に於ては然らず。耶蘇敎の來る前に神佛の敎あり、貴族の間には宗敎上の素養比較的に普及す。應仁以後の日本を歐州の中世と同視し、暗黑時代なりと云ふは誤解にして、日本には貴族が文學を讀まず姓名も書けぬなど云ふ時代は殆んど無し。戰國の最中にも日本の武士は歌もよみ、連歌もなし、兵書も講じ、參禪をもしいつも心の鍛錬を怠りたることなし。大久保彥左衞門は參州の田舍者にして武骨一偏の士なれども、其遺書を見れば猶ほ宗門の素養自ら紙表に現はれたり。かゝる人民に對して傳道するは其用心なきことを得ず。さればこそ日本の天主敎僧は其傳道の始めに方りて先づ異端の排斥に從事したり。中にも佛敎の攻擊に其鉾先を集めたり。釋迦と申すは中印度淨飯王の子にして人間なり。人間は人間を救ふ力あるべからず。釋迦に五百の大願ありしと云ふ。願には願ふ人と

願はるゝ主なくては協はぬことなり。能願の人が釋迦ならんには、所願の主は神にあらずして誰れをか指すべき、或は阿彌陀は即ち天主敎の神に同じなど云ふ說もあるべけれども、無量壽經に昔し國王あり、國を棄て王位を去り、沙門となりて法藏比丘と云ふ、此法藏比丘が修業を積みて阿彌陀となりたるものなれば、阿彌陀も人間にして神に非ず。人間なれば人間を救ふ力のあるべき筈はなし。元來佛敎の極意はつまらぬものにして、一切の法は皆な無なりと說くものゝみ。天地萬物を無きものと見做したりとて、人心に滿足を與ふべきものに非ず。それよりは篤くデウス（天主）を信ずるに如かずとは、其頃「バテレン」の說き廻りたる所なり。是れは佛敎家に云はせたらば相應の辯解あることにて、それだけにて佛敎が天主敎の爲めに論破せられたりと云ふべきにあらざるは勿論ながら、斯樣に天主敎が從來の宗敎に對して辯難攻擊を加へたる其事だけは人心に新鮮なる感覺を與へ、再び根本より宗敎問題の研究を始むる刺激となりた

り。豐臣氏の末より惺窩、羅山等の豪傑起りて宋學を唱へたる動機に溯れば、是亦天主敎が起したる思想の波瀾中より生じたるものなりと謂つべきに似たり。仔細は宋學の開發に力あるの人多くは天主敎に觸れたる人なり。薩摩の僧南浦は宋學を日本に紹介したる豪傑の一人にして、其人が天主敎の敎理を聞きたることありしは其文集に顯然たり。林羅山が青年の時、雨を避けて切支丹寺に入り外國宣敎師と天地創業の事など討論したるは自記の文あり。諸君は天主敎を信じたるには非りしかども、天主敎が起したる思想の波瀾には諸君も間接に其影響を蒙り、性命道德の理を講究して遂に宋學に於て其安心立命の地を得たるものなるべき歟。世に本佐錄とて家康の參謀本多佐州の作なりと云ふものあり。眞僞詳ならざれども之を讀むに天主敎の有神論にかぶれたりと思はるゝ點なきにしもあらず。何れにするも天主敎の渡來が日本國民の宗敎道德に對する態度に新鮮なる方向を與へたるは疑ふべからずと雖も、不幸にして史家の注意する

所とならざりき。

六

其頃の天主敎とても今日の天主敎と說法の趣意は同樣、先づ有神論より說き始め、天地萬象を以て能造の主あることを知り、四時轉變の時を違へざるを以て主宰あることを知るべし。たとへば一宇の殿閣を見れば其巧匠あることを知り、家內に壁書あつて其旨に從つて家中治まる時は又主人のあることを知るに同じ。其能造の主をデウス(Deus)と云ふ。始なく、終なく、色彩なく、形なく能はざる所なく、知らざる所なく、智慧の源、慈悲の源、憲法の源、萬德の主自在の身なり。之を名づけてスリヒツの體と云ふ。此段は今にても耶蘇敎會にて敎ふる所に殊ならず。扨此「デウス」へ、ヒイヤツアレと云ふ一聲を發したるに世界は其詞の下にふつと出現したり。天地世界萬象畢竟ヒイヤツアレの一聲の下

に現出したるものにして、天主が能生の念を生じたる時、萬物は出生したりと説く。是れ即ち天地創造論なり。世界が出來上りたる上は更に人間を作らねばならず。天主是に於てタマセイナの清淨土を取りて先づ男子を造りアダンと名付け、アダンを三時計り睡らせ、右の脇の一骨を取りて地臺となし女人を作りてエワと名づけ此二人を夫婦となし、ハライソ、テレアル(地上の極樂世界)に置き一戒を授けたり。即ち諸木諸草の實をば食ふとも、マサンと云ふ果實を食ふべからずとなり。然るに此處にアンジヨ(天使)と云ふものあり。天主の人間を作り給ひし前に造られたるものにて、常に天主の左右に給仕せしが、其アンジヨの首長にルシヘルといふものあり。萬徳を具へて自由を得たること天主と一般なりしかば、己の德に誇りて我は是れデウスなり、我を拜せよと勸めしかばアンジヨの内三分一はルシヘルに同意したり。天主即ちルシヘルをインヘルノ(地獄)に墮せしめ給ふ。アンジヨは高慢の罪に依りてチヤポ(天狗)になりたり

此天狗となりしアンジョの長ルシヘル、人間の女の先祖エワを誘ひしかば、エワ天主の戒を破てマサンを食ひ、夫にも勸めて食はしめしかば、天主の怒に觸れてハライソ、テレアルを追出され、子孫に死苦病苦あり。インヘルノへ墮さる丶身とはなりたり。元來天地の間には三つのアニマ即ち精あり。草木の精をアニマ、ベゼタチイワと云ふ。此世に生じて此世に枯れ、唯生死ありて感覺なきものなり。禽獸の精をマニア、センシチイワと云ふ。苦樂の感覺あるものなり。以上二の精は生死を限りとして散じ亡ぶるものなり。人間の精をアニマ、ラショナルと云ふ。色身に附屬せず、色身と共に滅びず、後世に生殘りて現世の業に從つて永劫不退の苦樂に預る。善人の行く所をハライソといふ。天堂なり。惡人の行く所をインヘルノといふ。地獄なり。別にフルカリトヤといふ所あり。此宗門に歸しても修行滿足せず、天主の許可を得ざるものは先づフルカリトヤに行き、輕微なる苦痛を受け、劫數を經たる後、其業因を盡くして始め

てハライソに生る。是即ち人祖及び其墜落、靈魂及び未來說の大要なり。人祖既に天狗の首長ルシヘルの爲めに欺かれ子孫に死苦病苦あり、いづれも地獄へ落つることとなりたれば、大慈大悲の源たるデウスは自らハライソの主、無始無終の尊、天地を作り萬物を生じ給ひし御身を以てジョゼイフを父とし、サンタ、マリヤを母として人骸を受給ひ、御出世ありて人間の科送りを成就したまふ。此教門の本尊ゼズ、キリシトとは即ち是なり。ゼズ、キリシト自ら我れ是れデウスの化身にして、衆生の後生を救はんが爲めに假りに世間に生れたり。我教に隨つて一に天主を賴む者は、縱へば罪山の如くなるも、即ち消滅して天主より天堂の樂を與へらるべしと說給ひき。サンタ、マリヤもジョゼイフもビルジンとて一生婚嫁の儀なく、男女の語らひを爲せしとなし。ゼズ、キリシト御誕生の次第は、サンタ、マリヤに黃昏アンジョ來現し、長跪合掌してアベカラシヤ、ベナレタウミヌステクンと申さる。デウスの愛相滿々たまふマリヤに御禮

を爲し奉る、御身と共に在すとの義なり。サンタ、マリヤ是より懷姙、セイザルと號する帝王の御宇ジユデア國のベレンに夜半深更廐の內にキリシトは御誕生あり。其時アンジヨ降りて音樂を奏し、異香四方に散滿す。御在世三十三年衆生濟世に御餘念なかりしが、ジユデア國ゼルザレンの京にて說法の時、此宗門に入るもの雲霞の如し。ジユダスと云ふ弟子惡心を懷き、ゼルサレンに行き守護代ピラアトスにキリシト、邪法を說き萬民を惑亂すと訴へしかば、守護代即ち軍兵を遣はしキリシトを捕へカルワリヨ山に於てはたものに掛けたるに、キリシトは我は衆生の後生を救はんが爲めに甘心して身を棄て十字架に懸け、衆生に代りて若惱を受けて其罪を贖ひぬと申されたり。其後三日目に蘇生し、四十日を經て上天し給へり。是れ則ち基督論なり。キリシトは天に上りて再び此世に來り給はざるに非ず末世に天地滅盡の時あり。名づけてジユツゼラルといふ。昔日の義なり。此時天主の指揮に依りて天地世界を燒却し、有情非情を

滅盡し、而る後墓に眠りたる諸人一日に復活して本形となる。ハライソに生るべき人は身先づ自ら光を發しインヘルノに墮つべき人は皮骨漣立す。然る後にジユデア國の或る處に集會す、此時キリシト降下し、善人を引きて右の坐に安んぜしめ、惡人を引きて左の坐に安んぜしめ、善惡を分ち輕重を定め、惡人は永くインヘルノに墮ちて苦患を受け、善人は天主に從つてハライソに生れて快樂を享く。是れ末世基督再來審判の說なり。當時の文書に依りて其口眞似をすれば、當時の天主教といふ者の其說敎の筋書荒增此通なり。日本に來りし天主敎僧の中には心理學者もあり、拉丁文學に通曉したるものもあり。其時代の泰西文明は日本天主敎の背景を作るべき美粧ならざるに非りしかども、大體より言へば其頃にても日本の學者にはかゝる敎理は餘り淺薄に見えたる樣子にて、佛僧の書きたる天主敎難詰の文を見れば隨分急所を突きし者あり。先は冷笑の態度を以て迎へられたりといふべし。さりながらたとへば天主敎徒の信仰箇條は埒もなき

ものにても、天主敎徒の熱心に至りては即ち侮るべからず。日本にて先づ人々の注意を喚起したるは天主敎の敎理其物よりも寧ろ天主敎徒の宗門に對する熱心なりしが如し。就中日本人民をして最も驚かしめたるものは、天主敎徒の排他的精神なり。日本の宗門は南都の六宗が平安朝の八宗となり、平安朝の八宗が鎌倉時代の十宗になり、佛敎が神道と雜居し、神道が儒道と軒を並べてさまで六づかしき付合に非ず。尤も足利の末世より門徒一揆、法華一揆など云ふことも起り、英雄豪傑或は一國一宗の制を取り、宗旨の力にて人心を堅めんとしたるもののなきに非れども大抵は宗旨を以て未來の事となし、此世にては君主に從ひ、敢て宗門に執着して君主と楯突く如きことを好まざりし其次第は、三河の武士が一旦宗門に惑ひて主人と戰ひたれども、暫時にして再び主人に降參し、果は君臣の和氣を以て宗門の嫌疑を去り、國内一致して復た亂れざりし樣子にても察せらるゝなり。然るに天主敎徒に至りては決して此の如く淡泊ならず。異端排斥の

熱心火の如くにして到る處に神社佛閣を破壞し、毫も舊信仰の迹を止むることを欲せず日本最初の宣敎師、名高きザヒエールにても信者に神殿と偶像とを壞つべきことを命じたり。されば大友宗麟も兩豐二筑の宗敎的建築物を破壞して毫も惜しむ所なく、長崎の信者は天火と稱して神宮寺に火をかけたり。基督敎徒とて左樣に惡る堅まりに堅まりたるものゝみなるまじきに、斯樣に一途に異端を排斥すること、是れしかしながら西班牙、葡萄牙の病氣が宣敎師に傳染し、宣敎師の病氣が日本に傳染したるものなり。故に史家は西班牙の歷史は即ち十字軍の歷史なりといひたる位なり。西班牙、葡萄牙は殆んど八百年間異敎民に對して戰鬪し、難義といふ難義、辛勞と云ふ辛勞を積みたり。それ故西班牙、葡萄牙に於ては異敎は惡魔と同義にして、異敎を排斥するは即ち惡魔を退治する所以なりとも云ふべき形勢なり。かゝる形勢は情の熱し易く、血の沸き易きラテン人種の特性

に合して此處に異端排擊病を作り、此病氣が宣敎師にも付きまとひて日本にも來りしものなり。されぱザビエールなども此點より云へば西班牙流儀たるを免れざりし譯なり。

七

次に當時の天主敎徒に特異なる點は宣敎師、殉敎者並に殉敎者の遺物遺骨などが、信心の德にて奇特の働を現はすことありとのことを確信したること是なり。舊幕の末までも民間にては耶蘇宗門は不思議多きものにして色々の魔法を使ふものなりとの迷信ありしは、今にても老人の記憶には殘るべし。斯樣に耶蘇宗は即ち魔法なりと信ずるもの多かりし仔細は、耶蘇の傳に奇蹟と云ふことあり、其噂が一轉して宣敎師自身奇蹟を行ひしもの丶如く評判され、扨は耶蘇敎は魔法なりなど云はれたらんとのことにて我等なども始は左樣に存じたるに、

近頃當時の歴史を調ぶれば是には更に直接の理由あるが如し。則ち當時の宣教師自身も信仰の功德に依ては奇蹟を行ひ得べしと信じ居りしこと是なり。たとへば日本最初の宣教師サビエールなどは死にたる小女を活かし、未だ嘗て學びたることなき日本語を忽然として流暢に語り得たりなどゝ言はれ、左樣なるとを眞面目に信仰する外國宣教師もありしなり。又或外國宣教師は祈禱懺悔斷食の德に依りては舟なくして安然に水上を渡り得べしと信じ、自ら之を試みて殆んど溺死せんとしたりと其頃平戶に在りし和蘭人は記したり。其外獄中にて黑き飯が天の奇蹟に依り忽ち白き飯となり、辛き鹽漬鰯が忽ち甘く味ある肴になれりとか、殉教者が火刑に逢ひしとき、天の火ありて刑場へ下りたりとか、或は微雲天より殉教者の上に降り、日光を蔽ひ冷風を吹き起し、苦痛を凌ぎ易からしめたりとか、殉教者自ら火刑の柱を離れ宙に止りたりとか云ふが如き信仰も行はれ、敎師も信者も正に左樣なる次第もあるべしと思ひて敢て疑ふことなか

りき。されば元和の初なりけん、長崎にて教父何某が殉殺したりし時、他の教父信者など、すはや奇特もあるべきぞと思ひ、内に待ち望みたりけるに、時の長崎代官長谷川佐兵衞尉藤廣は人の惡るき男なれば、キリシタンの徒を欺きて慰みくれんとて、其頃長崎にて小兒等の翫びし烏賊旗と云ふものを拵へ、其上に臘蠋をもやし、宵過ぎたる程に糸を控へ、風に乘じて伊那佐と云ふ所より長崎の上へ揚げしに、教父も信者も、あれを見よ、云はざることか白雲一村たなびきて天より光明の下り給ふとて大騷をしたりと云ふ。此一事を以て其頃の教會心理學を察すべきに非ずや。今の世より見れば眞に小兒らしき妄信なれども其妄信はやがて教會の力となり、殉教者なども死後の天國を見ること眼前の山河大地に異ならず。教の爲めに命を致して天主の愛民となることは誠眞疑なき事實なりしとしたれば、殘酷の刑罰も甘んじて之を受け、此世の權力者をして其信心の强さに舌を卷かしめたるなれ。猶ほ其有樣を悉しく云へば、總體斯樣の

想像強き世の中なりし故、來世の敎理なども今の世の信者が信ずる如くに淡泊なるものに非ず。「インヘルノ」の苦痛も「フルカリトリヤ」(煉獄)の苛責も、實際に我身に感じ、之を想ふては恐怖に堪へず、想像は事實と混じ、事實は想像と聯り、來世の事も現在と同じく恰も直ちに五官に觸るゝ實世界の事なるが如く感じたれば、「マルチリ」(殉敎者)たる功德に依て人間の諸罪悪を赦され、「フルカリトリヤ」の苛責を受けず、直ちに「ハライソ」に生るべしと聞きては矢も楯もたまらず、好んで刑死に就きたること、其時の人の心にては當然の事なりとも云ふべし。されば人々好んで殉敎者たりしのみならず、殉敎者の遺物も靈能あるものとして重んぜられ、殉敎者の磔刑に處せられたる其柱を削りて護身の符となし、後には價を定めて鬻ぐものさへありしと云ふ。斯樣の次第なれば彼の聖體の機密など云ふことも、一點の疑なく信用せられ、小麥の粉にて作りたる南蠻煎餠の如きもの(即ち麵包なり)に向ひ要文を唱ふれば、ゼス、キリシトの眞肉と

なり　葡萄の酒を銀盞につぎ、同く要文を唱ふればゼス、キリシトの眞血となるに相違なしと信じ、マリヤ童貞を始め、種々の聖人を祭り、種々の祝日を守り、種々の功德を信ぜる其有樣は迷信深き老女の佛いぢりに異ならず、今日の羅馬敎徒と雖も、若し今日の經驗を持ちながら當時の世界に生れ、二者を比較するを得たらんには、是にても果して同一の敎會なりやと疑ふべし。畢竟信仰は時代の思想と並行するものにて、西洋も其頃は聖人の靈驗を信じ、亞米利加土人征伐の時、ヤコブ聖人の靈、陣頭に現はれて白人の戰爭を助けたりとか、何某は聖母マリヤの顯現に逢ひ其冥助を被りて傳道師たらんと決心したりなど云ふことの眞面目に信ぜらるゝ時なりしのみならず、日本に於ても、神佛の功德靈驗あるを疑はざりし世なりし故、斯樣の信仰も妄誕なりとて棄てられず、それが却て敎會の勢力となりたる次第なり。今の世の中にも耶蘇敎の信仰には古來變遷なし、敎會の敎理も宗敎的生活も古今同一なりとの愚論を守り、それを

善きことに心得、我こそ正統教理を守るものなりなど力味居る人もあれど、左様の人にても少しく史學の教ふる所を聞かば昨非を覺るの日なきにあらざるべし。

天草騷動

八

其頃の教會にて信ぜられし教義の詮義は此位の處にて切上げ、扨本題の天草騷動に入るべし。世に此騷動を天草騷動とは申せど其實は天草、島原の騷動にして、肥前國高久半島と肥後國天草島に起りたる「キリシタン」宗門一揆が、後には高久半島の有馬古城に(原城)蓄み、此に天下の大軍を引受けて花々しく戰ひたる後、籠城の老若男女、僅かに變心者山田佐衛門を除くの外、悉く殉教者の血を流したるを以て結局とす。抑も此地方は天主教輸入の時より宣教師の來住するもの多く、天草島原には早く學校の設ありて日本人傳道者を養成し、文

祿四年(一五九五年)には天草學校の生徒六十名に達し、島原の學校は狹隘を告げて有江村に移りし程なれば、日本の西端ながら拉丁文明の感化は此に一種の風俗を作りたりとも云ふべき歟。平家物語の羅馬字本、「イソプ」物語の日本譯羅馬字本なども、其頃天草にて刊行せられしことを想へば、九州州盡頭、此に半壁の西歐洲を現出したるなり。されば此地方より傳道者の出でたるもの多く、元和八年(一六二二年)長崎にて殉教したる藤島左太夫父子、河野七右衞門、寛永二年(一六二五年)同所にて同上の運命に死にたる仁助、嘉助の二人、寛永六年(一六二九年)同所に於て殉教したる石田某など何れも皆有馬の產なり。天草騷動の首領たりし益田四郎の父甚兵衞は天草大矢野の人にて、島原天草邊、彼方此方と巡行し、「キリシタン」宗門を進教したることありと云へば、是亦宗教の敎育ありし人物なりしなるべき歟。

民間既に斯の如く宗門行はれしのみならず、高來半島の領主たりし有馬の家

中には、「キリシタン」の徒甚だ多く、領主有馬修理大夫晴信も德川幕府に對し表面は不信者を粧ひ居りしが、其實は洗禮を受けて敎名を「ジヤン」と稱し、家臣多くは宗門の徒なりしなり。抑も日本にて諸侯貴族の天主敎徒たりしもの其人決して乏しからず、大友左京衞門督義鎭入道宗麟、大村民部大輔純忠を始とし小西攝津守行長、高山右近友祥、內藤飛彈守如安、前田玄意法印の子某、宇喜田秀家の老臣明石掃部全登、細川忠興の臣加々爪隼人佐、忠興夫人明智氏など、何れも熱心なる信者なりし。或は三好長慶、松永久秀、細川藤高、黑田如水軒宇喜田秀家、織田信秀、大野治房なども一旦洗禮を受けたり、黑田如水にはシメオンと云ふ敎名ありと云ふものあり。其是非を知らざれども、其頃天主敎の勢盛にして諸侯貴族自ら之を信じ、或は之を信ぜざるも其家中の信仰を寛容するもの多かりしことを見るべし。但し德川家と毛利家には此宗門の信者割合に少かりしが如し。そは毛利家には何の豐前守と云ふ武士ありて此宗門を信じ、

慶長廿年（一六三三年）妻子一族婢僕と共に一百餘人殉敎したりとの傳説ある外は其大國の割合に信者甚だ少く、德川旗下の士には原主水、榊原嘉兵衛、松浦三之助、小笠原權之丞、岡本大八ありし外、大身のものには一人の信者を見ざりしにて察せらるゝなり。毛利氏の信者少かりしは大友宗麟、九州にて天主敎の保護者を以て任じたれば、毛利氏は政策上舊信仰の維持者となり之に對抗せし事情ありしに依るべく、德川氏の信者少かりしは三河武士の故地は門徒繁昌の處にて、新宗敎を容るべき餘地なく、關東に移りたる後は土地の風紀未だ開けずして上國の感化を受ること少く、天主敎も未だ西南及近畿地方の如く傳道の手を伸ばす能はざりし其所へ、政治的形勢一變して天主敎の禁制嚴重となりしかば關東には遂に豪族大姓の信者を見ずして已みし歟。されば德川家も「キリシタン」の患は必ず近畿地方より九州に掛けて起るべく、殊に九州地方は此敎の侵染既に久しく、大名の家中にも信者多ければ最も油斷なり難しとて、窃に其

邊の警戒を怠らざりしに、大御所(家康)の外曾孫女(本多忠政の女、始め越後の堀氏に嫁す)を嗣子直純の妻に迎へたる晴信人其が例の油斷のならぬ一人にして、內々キリシタン信者たらんとは、德川氏に於ても蓋し意外としたる所ならん。

九

有馬晴信は慶長一四年(一六〇九年)十月九日大御所の仰を蒙り、長崎にて阿媽港の船を燒き、船中の人三百人計りを殺したり。事は玆に要なければ詳しく記さず。晴信は之を德川家に對する忠勤なりと自信したるのみならず、子息直純は德川家と結ぼれたる仲なりければ、此功勞あり、此緣邊あれば知行なども必ず加增あるべき筈なりとて、少しく自負の心ありし其所に、德川旗下の士に岡本大八と云ふ信者あり、其信仰を同じくするの故を以て晴信と心易くし、晴

信が大御所に伺候せんが爲めに、駿府に來る每に往來したり。當時宗門の禁制嚴重なりしとは申せども斯く兩人の往來したる迹を見れば、例の武斷政治の癖にて禁網疎濶の處もありしと見えたり。此岡本と云へるは駿府の執事本多上野介正純に付けられたるものにて、內々は政務の秘密なども漏れ聞くやうに自ら吹聽したれば、晴信も善き人を友としたりと思ひ、交道頗る厚かりしが如し。然るに岡本は耶蘇信者ながらも無殘の曲者なりけん、或時晴信を欺き、晴信先年蠻船燒伐の功あるに依り、其勸賞として舊領なれば鍋島信濃守勝茂が領する肥前の內三郡を賜ふべしとの大御所の內旨あり、上野介奉りたりとて御教書の案を僞造して晴信に示したり。但し是れは駿府政事錄に記す所なれども、晴信豫て蠻船燒打の功に誇る所あり、其上有馬の家は豐太閤九州征伐の前、島津大友取合の頃までは領地も多かりしを、時勢其家に可ならずして今の領內に縮りたるものなれば、舊領恢復の願は一日も其心を去らざりし故、今度の功もあ

り、且は御緣の端にも連りたれば何卒貴殿の御計にて上野介殿を動かし所願成就したしなど、此方より水を向けし故、岡本もそれならばと云ひて話が進み、遂に御敎書を僞造するに至りたるならん。何れも慾心の結果にて畢竟岡本の慾心と晴信の慾心とが相投合したるに外ならず。されば晴信は岡本の話を眞と思ひたれば大に悅び、岡本に托し正純に賄賂の爲め金銀綿繡を贈ることかぎりなし。岡本悉く之を私し、其上に猶も晴信を欺き、此事は江戸の御所（將軍秀忠）より仰出さるべきなれば、江戸老臣の許へも音物せられずはかなふまじ、これも某よきに計ふべしとて又銀六百枚を取り、己は其銀をもて商賣して生產を營む。晴信も後にはこれをいぶかしく思ひければ、正純の許へ消息して其實否をたゞす。正純は此消息を得て始終の事を知らざれば疑惑して上裁を仰ぐに至り、晴信を召して對決せしめらるゝに、岡本が奸曲まがふ方もなく白狀せしかば、町奉行彥坂九兵衛光政に引き渡し、獄に繫がれ、晴信も之に座して御勘氣蒙る。

是れ慶長十七年(一六一二年)(二月二十三日)の事なり。然るに其三月十八日に至りて岡本獄中より晴信の惡事を訴へたり。則ち岡本を引出し大久保石見守長安の許に於て晴信と對決す。此時にこそ晴信と岡本とが天主敎歸依のものにして其親み厚かりしかば互に隱事をも語り合ひしことと、晴信、唐船互市、唐絲の事常に長崎奉行長谷川左衞門尉廣勝にのみ命ぜらるゝことを猜み、長谷川を長崎往來の途にて殺害せんと巧みしことも露顯したれば晴信の詞屈したり。大御所此に至りて大に驚き思召し、其三月二十三日晴信を甲斐國都留郡に流し後自殺せしめらる。但し遺領は子息左衞門佐直純に賜りぬ。こは襲封の例にはあらず直純には罪なければ新封の儀にて家を承けしめしなり。是れしかしながら大御所の外曾孫女に配したるゆかりあるが爲めなりとぞ。岡本は晴信が甲斐に配流せられし前々日に安部川原にて火刑に處せられき。幕府は是に於て淨僧萬隨意を有馬氏の領地にやり佛敎を演說して其民を化せしむ。そは其土民に天主敎歸

依のもの多きを以てなり。さりながら幕府は、それにても滿足せず慶長十九年(一六一四年)二月遂に有馬氏を日向國縣に移したり。有馬の家人等天主敎に歸依し領主の命に從はず、無事に新封の地に轉ぜんこと難義なりと聞えしかば、近國の大名より出兵して鎭壓したり。されど其事の詳なるは我等の未だ研究せざる所なり。藩翰譜には山口駿河守直友を長崎に遣し、島津の勢を引具し、同令違犯の徒を追捕せらるべき由仰下さるとあり。政事錄には同年十月長崎奉行長谷川より松浦肥前守隆信が家人もて長崎有馬邊邪徒の家々を査檢し、その畫像を證として信仰のものは逮捕し、さまでなきものは證狀を出さしめて佛法に改めしめし由注進すともあり。何れにも根據ある說なるべけれども、藩翰譜に島津より出兵せしむべし云々とあるは唯左樣の命令ありしのみにて實行には至らず、先づ隣國なれば鍋島、松浦、大村の三家にて有馬の城を預り、松浦氏專ら天主敎の檢査鎭壓に從事したるもの歟。流石に天主敎の巢窟たりし高來半島

も此威壓手段にて暫くは外面だけ教門滅亡の狀を示したれども幕府は猶油斷せず、元和二年(一六一六年)松倉豐後守重政を大和五條より移し、原封三萬三千石に加ふるに一萬石を以てし、高來一郡は天主教の巣窟なれば、力を盡くして邪宗を滅すべき內旨あり、諸役を免除せられき。天主教徒側の記事に依るに此重政は溫順なる性質にて、其天主教徒を迫害したるは幕府の命令なれば已むを得ず心ならずも殘忍の所業ありしのみにて、其本志には非ず。たとへば元和七年(一六二一年)聖ポーロ、ナバール師の捕獲せられし時なども深く之を憐み、尋常の牢獄に入れずして新たに家を設け、信者の出入を自由ならしめ、ナバールが獄中に在りながら聖祭を行ふことをも知らぬ振して日を送りたりなど記したり。是れは天主教徒が重政の爲めに欺かれたるものなり。松倉は元來武勇勝ぐれたる家風にて、重政竊かに南蠻征伐の異志を懷きたり。されば外國宣敎師に對しても表面には敵意を示さず、其宗敎に對する殘忍なる迫害は上命にて心なら

ずもする業なりと見せ掛け、己は呂宋、阿媽港と交際を親密ならしめんとするものなりと粧ひ、一擧して彼の藪窟を衝かんとしたるものなり。此點より見れば重政の天主敎に對する心事は猶ほ伊達政宗に似たりとも云ふべし。此人寛永十年(一六三三年)に歿す、始め有馬氏の居りし原城に住せしが、元和四年(一六一八年)治を島原に移したり。されば此人が高久半島に領主たりしは元和二年齡四十の時より始まり通計十八年なり。此間に此附近にて外國宣敎師、日本人傳道者などの官吏の追捕に逢ひて火刑に處せらるゝもの少からず。兼ねて天主敎の敎門には素養深く、内々信仰を棄てざる人民は殉敎者の奇特なる死狀を見ては一層感憤し、諺に云ふ泣子と地頭には勝たれぬ習ながら、政府の手段の餘りに殘酷なるを怨めしく思ひたり。元和七年(一六二一年)頃松倉氏の領地に白人宣敎師の潜伏するもの十人ばかりなりきとあれば、之に從ふ日本人の傳道者などを合せたならば隨分の人數なるべし。左樣の人々が形を易へ、姿をやつ

し、鳴をしづめて谷の木の葉の下くゞる水の如く、靜に人民の耳にさゝやきたる結果は、迫害の强ければ强きだけ深大なるものありしならん歟。他日の大破裂は此に基くと云ふも可なり。さりながら官吏の異敎迫害はそれにても猶ほ足らずとし、寛永三年(一六二六年)頃より半島の中央に聳えたる溫泉岳にて熱湯の慘刑を行ひ、地獄の話に有りそうなる殘酷の處分を以て信者の心を畏さんとしたり。十字架上の死も信者を畏すに足らずして更に火刑を用ゐ、火刑も亦之を畏すに足らさるを以て遂に熱湯の慘刑を發明す。信仰と政權の相迫ること此に至りて極まれり。溫泉岳は高來半島の中央に在る死火山にして、長崎にては未だ雪を見ざる十月末には、山中旣に一夜にして六尺に達する大雪を見ることありと云ふ。賴山陽の西遊稿に溫仙溫且秀。高郎高且雄。溫仙宜爲高郎婦。玉立對峙門望同とあるは、佐賀の道中にて溫泉岳と高郎山を見たる景色なり。山陽又千々岩灘にて殆んど難船せんとしたる時の事を記し、指點溫岳巓。黑氣如

蓋笠。須臾海水立。盲風撼坤軸と詠じたれば、千々岩灘を航するものは此山巓の雲氣を見て天候の急變をトするものと見えたり。此山は半島の中央に兀立し、半島の村落都邑は盡く其下に在り。山陽又之を記して一岳突出壓大洋。全國提封皆其腰と云へり。以て其形勢を察すべし。此山死火山と云ひながら、地獄谷など云ふ處は今も時々黑烟立昇り、所々熱湯わき出で、硫黃の氣人の鼻を突く。熱湯の沸き上る時は高さ四五尺にも及び、其音は荒き小川の流の如くなりと云ふ。今や此恐怖すべき天然の威力も亦天主敎徒の信仰に對して其堅固を試驗すべきものたらんとす。

十

溫泉嶽にて天主敎の徒に慘刑を加へられたるは長崎奉行のしたることにて藩主松倉家の直接に行ひたるものにあらず。長崎奉行はこれまで何にて威しても

天主敎徒がびくともせざる態度に困じ、果ては溫泉嶽の熱湯を利用し此世からの地獄を見せ、それにて信心を飜さんと此の手段をとりたるものなり。さりながら奉行の心中には高久半島は天主敎徒の藪窟なれば、彼等も恐怖するならんとの政策もありしならん。されど天主敎徒は此處にも例の我慢を現はし、湧沸る熱湯をそゝがれ、皮肉はやけ爛れ、屍は熱湯の底に沈められたれども、猶ほ其の信仰を棄つべしと云ふものなかりき。其の慘刑の甚しさは、裸にして兩手、兩足を縛り首に大なる石をくゝりつけ脊中に硫黃の湯を注ぎかけられしものあり。頭の上に丸き石をのせて、若し其の石が落ちたらんには汝の敎を棄てし證據なりと云ひながら、燒くが如き熱湯を用捨なくあびせられたるものあり。天然の慘酷なる力を極めて其の改宗を勸めたりしかども、信者は頑としてきかず、中には妙齡の女子などもありしが、それも此の天然の威力を恐れず「マリチリ」に（殉敎者）たるを甘んじたるが如し。此の山中の恐ろしき芝居は寬永三年より同

じく九年まで續きたれば内々天主教を信仰したる山下の人民は悲しくも、あさましくも、怨めしくも、憤ろしくも思ひしなるべし。さりながらかかる慘刑にも屈せず、猶ほ信仰を棄てさりし人の有樣を見ては宗門に對する執着の念は寧ろ深くなるとも、淺くはなるまじければ長崎奉行の示威運動も實は無効に歸したりと云ふべき歟。

されば此の慘刑も寛政九年にて一先づ切り上げとなり、其の年の卯月、新緑滴る頃、山中にありし、天主教徒は長崎に呼び歸さるることとなりぬ。高久半島の事は斯樣の次第なるが、扨て眼を轉して江戸政府の處置を見るに天主教撲滅の決心愈々堅きものの如く寛永十二年五月には國中に令して全く海外の渡船を禁じ、三本の帆柱を用ゆることさへならぬこととなりぬ。五百石以上の船は作るまじきこととはなりぬ。昔は渡海に制限なかりしを豐太閤の時、朱印船の外は渡航を許さざることとなり、德川家の初には諸侯並に商人二十家を限りて朱

印を給し、敎禁嚴なるに及んては更に其の制を改め渡海每に老中奉書を與ふることとし、之を奉書船と呼びしが、此に至りて奉書船さへ出さぬ事となりて全く渡海を禁じ其上宗門の檢査を嚴重にし、例の寺證文の法を立て日本の津々浦々何處も天主敎徒の住かたき樣にしたり。江戶政府の「キリシタン」宗門に對する迫害此の如く日々嚴重となり來るさへあるに、かてて加へて高久半島にては、寬永七年領主松倉豐後守政重卒し、子息長門守重治の世となりしより政道其の宜しきを得ず士民の不平を招き、同十二年には家士四十八人の立退を見るに至れり。世の傳ふる所に依れば長門守天性鄙吝にして下を恤まず、あまつさへ酒色に沈湎し惡政多かりしかば藩中黨派を生じ紛議の末此に及びたるものなりと云ふ。元來高久半島には前藩主有馬家、日向轉封の時、共に他鄕に行くを好まず、其儘仕を辭して在邑し百姓となりしものあり。此の人々は大抵內々「キリシタン」なるものなり。其の上士民も亦「キリシタン」多く中には時勢に不滿

の心ありて松倉家を恐れず、藩政の斯く亂るるを見ては内々舌をまきて復仇の時機到來せりと思ふさへなきに非りしに、藩主の惡政は日に增長し、非道のこと多く人心次第に離るる有様なりしかば、遂に一揆の騷動を見るに至れり。西人の記したるものを見るに松倉家の苛税は隨分甚しきものにて年貢の外に種々の名目をつけ烟草一本につき冥加として葉一枚をとり、茄子一本につき實一箇を收め、牛一疋に何程、建家一軒に何程と運上を定め、それを出さぬものは水責にしたりとも云ひ、或は納税を怠りたるものは繩にて兩手をしばり、自由のならぬ樣にしたる上に蓑を着せ火を放ち、其苦み、踊るを見て蓑おどりと名付けて興したりなど云ふなり。島原記にも松倉長門守常に岡田作右衞門、大町權之助と云ふ佞臣を寵用し國政みだりがはしく、民を苦めたりとあれば西人の記したるは根據なきに非るべし。斯樣の惡政は例の宗門迫害の不平と合して遂いに名高き騷動をば引起したり。

十一

さりながら天草騷動を以て單に松倉家の惡政と宗門迫害の不平によりて起りたるとするは些か藪醫の診斷たるを免れず。我等の見る所は何ぞと云ふに、德川の天下も此の時までは所謂創業の際なれば隨分荒療治も多く大名の家の遺されしものも中々に多し。しばらく高久半島附近の事を以て云ふも、肥後の半國は小西行長の領地なりしに慶長庚子の役、行長無二の石田方にて敗軍したれば其の二十萬石の提封は悉く收公せられ、其の天草は寺澤志摩守に與へられ、其の他は熊本の加藤家に加恩ありしに、其の加藤家も寛永九年に改易の沙汰あり、五十餘萬石の家中は遽かに浪人となりたり。尤も德川家にてはこれがために浪人の多く出來て天下の禍を惹起さんことを憂ひ、紀伊の德川家は加藤家の親類なれば、加藤家人の中にて一癖ありさうなるものは、大抵紀州家に召出されたる

る樣子なれども、さりとて、其にて浪人のはけ口が悉く付きたる譯ならねば、浪人の遽に多くなりしこと察すべし。其の外久留米の毛利待從秀包も、庚子の役に西軍に屬して家を失ひ、臼杵の太田飛驒守、筑後山下の筑紫氏も、小倉の森壹岐守も同樣の理由にて除封せられ、大友宗麟の迹なども庚子の役に方向を誤りたれは流石の名家も再興の望全く絕え、舊臣遺民の空しく世路の困難に泣きしもの多かりしなるべし。九州以外には猶廢封の家少からず、就中尤も大なるは藝州の福島氏五十萬石、備前美作の小早川氏五十萬石、伯耆の堀生氏六十萬石、上越後、信州川中島の越後少將家五十三萬石、駿河大納言家の六十萬石など數へ來れは其の數甚だ多かるべし。其廢封絕家の理由は勿論それ〴〵の品もあるべけれども、これがために浪人の多くなりし事は疑ふべからず、浪人とは何ぞや、今の詞にて云へば失業者なり。しかも平人の失業者にはあらず、武士の失業者なり。左樣の失業者が日本國中に彷徨したりし其の頃の天下を想像す

れば、國中一般不平の氣滿ちに滿ち、時勢を憤るものゝ聲も自ら聞へたるは勿論りなといふべし。高久半島は日本の西極にて世間の空氣は通はぬ所なりと思ふべけれども、長崎へ十餘里の里なれば天下の事も知り難からず。其の上此の地は「キリシタン」傳道師の出身したる所なれば、諸國をめぐりたる其の人々より世間の噂をきくこともありて、今の天下は江戸の勢、盛夏の日よりも盛なれども、其の下には不平の氣滿ちたるを知り。火のつけ樣によりては隨分大火事になるまじきものに非ずとは、此の半島の不平連中も內々密話に及びたることとなるべき歟。島原記、原城記事などを讀むに島原城中に籠りたる浪人は、多くは年少のものなく老人多かりしか如し。戰國の亂世に育ち、人を人臭くも思はず、功名は槍先次第の仕勝ちなりし世に生れ、其氣風に育ちたる老人の眼より見て、天下に斯く不平の氣滿ちたるは好機乘ずべきものなりとて、遂に一揆を起し運命の賭博を試みたること、其人々に取りては似合ひたる事なりとも云

ふべき歟。されば我等は天草騷動とて決して地方的の現象に非ず、やはり日本全國の形勢が生み出したる騷動なりと信ずるものあり。さりながら島原城中に籠りたる浪人は、日本國中の寄集り勢に非ず、何れも高久半島並に天草島に土着したる人々のみなりしは、讀む人の注意すべき所なり。是れが日本全國の失業者（武士の）が九州の西極に集りて乾坤一擲の采の目を轉がしたるものならば頗る小說的にて猶ほ面白きことなれど、事實は左樣に非ず。全く土着の浪人と土民とのいたづらに相違なければ小說家の材料などには如何あるべきか。其の頃の世の有樣にては天下の不平黨を集中して大示威運動を催すなど云ふことは夢にも見ることのならぬものなりと知るべし。扨ても高久半島の不平黨は、既に藩主の逆政に苦しみ、既に天下に不平多きを聞き、世變既に近きにありと想像したりけるに、忽ち江戶の秘密なりと人々の口より耳に傳へられたる一說あり。當時將軍家は癩病に罹居れり、既に若年より其の病の兆ありしかば自ら耻

ちて簾中を迎へざりしを、老臣等は血統の絕へんことを恐れて室あらんを勸めしかば、其の人京都より下向ありしかども、夫妻の御契はなく別殿に住し給へり云々。（鮮血遺書）。是は固より齊東野人の語にて事實上の根據なきことなれども、此風說を來したるには、自ら其の理由ありと見えたり。以貴小傳に「大猷院御所の中の丸殿と申せしは、鷹司攝政家（信房）の姬君にて御諱は孝子と申す、元和の末にや江戶に下らせ給ひ、寬永のはじめ御婚禮ありしかども、琴瑟の相和がせ給はぬ故も侍りしにや、御子などおはせず、さう〳〵しく過ごさせ給ひしと承る」とあり。是に依るも將軍家御夫妻の間甚だ冷淡におはしけるは事實なるべし。夜談集には、寬永十三年の冬の頃より將軍御不例にて諸侯の謁見も罕ななり、中には將軍旣に逝去ありしなど言觸すものもありて人心疑懼したりしことを記したり。されば將軍御夫婦の中睦しからず、剩へ將軍近頃多病になりて、御表に出御の稀なりしことは事實なりしならん。この事實に尾鰭を

つけて種々の想像説を產み出すは、交通機關の具備せざる當時の世界には有りがちのことなれば、さては癩病云々の説も起りたるなるべし。殊に「キリシタン」は將軍家を宗門の大敵、神を瀆すものの巨魁と見做したれば、天罰にて人に忌まるる惡疾に罹りたるなど、想像したるは自然の勢なるべきか。さて此の想像が事實と信ぜられて、長崎より九州地方に傳へられ高久半島にも入り來りたれば、例の不平連はさててこそ天運循環、時節到來なりと內心大に賴もしく思ひたることならん。是れぞ名高き天草騒動の發端なりしなるべき歟。

十二

凡そは島原一揆の原因の一にして足らず。浪人天下に多くして世の落付惡しかりしこと、領主松倉氏の政事宜しからざりしこと、將軍家に關する誤謬の傳説ありしことなど各其の一因たりしことは前にも述べたり。或は是は勿論原因

の一には相違なかるべけれども其の根本の原因は耶蘇宗門なり、耶蘇宗門の敎理が原來無君無父を敎ゆるものなれば島原一揆の事、要するに耶蘇宗門固有の性質に歸すべしと論ずる人あらん。さりながら此の騷動が單に宗門のためならざるは同じ島原領にても日見、樺州、大崎、北浦、木場など云へる長崎地方と相接したる諸村が始めより此一揆に加はらず終始沈靜の狀態を保ちたるにて知るを得べし、そはこの地方は島原領にても殊に天主敎徒の藪窟と聞へたる所なればなり。其の上島原城中に籠りたるものは、悉く島原天草地方の者のみにて肝腎の長崎すら人氣に少の動搖なく、內々天主敎に未練ありし九州の舊信者(其の頃これを轉び類族といへり、基督敎を棄てたる舊き信者及其の一族を指す)も之を座視して一人の起つて應ずるものなかりしは、益々此の騷擾の原因が單純なる宗門の信仰に起りしものに非ることを知るべし。但し斯く云へばとて宗門の信仰が騷動に全く無關係なりしとには非ず。實は宗門の信仰が手傳は

ざればこの騷動も歷史に傳はる程大きなものには成兼ねしなり。されば此の點より見れば之を宗門の戰爭と云ふとも異論あるべからず。殊に其の頃天主敎にて專ら唱へたる末世基督再來審判の敎理（解第六章にあり）が信者の心を堅くし天下を敵とするをも厭はざるに至らしめたる作用に至つては、眞に驚くべきものあり。今日にても基督再來など云ふ事を文字通りに眞面目に信仰し、それを世間に說きまはる人もなきにあらねど大抵の信者は之を譬諭の如く解し、或は古人の信仰にて、今の世には用ひらるべきものにあらずとするなり。されど迷信強かりし其頃にては歐羅巴にても猶基督再來、世界審判の日を必ず來るべき事實として待ち設けたるもの多く、日本に來りし天主敎の「伴天連」も其の通りに敎へたり。されば日本の信者も大體はそれを眞面目に受け、世は何時か「シユイリゼラル」（解第六章に在り）を見るべしと信じたり。

然るに此の頃島原、天草にて誰が言出しけん今年より肥前肥後に「シユイリ

ゼラル」は始まるべし。來年は九州盡く「シュイリゼラル」たるべし。三年の後日本六十餘州盡く「シュイリゼラル」たるべし。天主此言を貝殼に記し給ひて、天草大矢野に降し給へると云ふ說流布したり。（耶蘇天誅記）。今日より見れば眞に埒もなき妄誕なれども、其の頃の信者は決して第二十世紀の信者の如くに冷淡ならず。兼て「シュイリゼラル」（天地滅盡、基督再來）の敎理を事實として確信したる人々なれば、さては天主は再來したまふべし、世界は滅亡すべし、罪を悔いて今までの冷淡を懺悔し、再び天主の信仰を公言して天誅を免るべしとて忽ち一揆を起したり。使徒の傳記を見れば使徒等は常に基督の再來を遠からぬことなりと待設け其の信仰に勵まされつゝありしが如し。天草島原の人民が基督再來を信じたるは略ぼこれに似たり。畢竟歷史は時代の思想を考へねば分らぬものなり。島原一揆も其の頃の宗敎心には相應したる方法なり。天地滅盡、耶蘇再來すと信ずればこそ日本國を敵にして悔ひざりしなれ。其外天草、島原の人心

を固結したる一勢力は增田四郎時貞と云ふ美少年の人格なり、世に傳ふる所に依れば四郎の父益田甚兵衞は肥後宇土の人にして小西行長の右筆なり。（耶蘇征伐記）。行長の亡びたる後宇土に隱居し、島原、長崎をあなた此方と巡回し、竊に「キリシタン」の宗門を法談し、此の騷動の起りし年の夏は天草大矢野鄕越野浦に居たりしといふ。（耶蘇天誅記）。思ふに此の人學才ありと見へたれは內々傳道師の如き働きを爲し諸方の信者より尊敬せられしものならん。甚兵衞はこの時年既に六十と聞へたり。四郎は則ち其の子なり。幼にして神童の名あり。其の五歲にして書きたる字さへ幅物にして珍重するものありしといへば其の夙達の才なりしことを知るべし。甞て熊本士人某の小姓たりしことあり、後長崎に遊學し歸りて父を助けて傳道に從事せしかば、甚兵衞は隱居の如くなり、四郎の名は次第に高くなりぬ。四郎寬永十四年、十六歲の少年にして美貌世に類なく恰も處女の如くなりしと云ふ。此の少年も亦不思議に信者の迷信を焚す一

原因となり、はては今より二十五年前天草上津浦の「伴天連」某此島を放逐せられし時、言置きたることあり、今より二十六年後、此地に善童を生すべし、是れ天の使なりと云ひたるは此少年なるべしなど、云ひはやすものあるに至れり。是亦一揆の結合を猛烈ならしめたる一原因となりにき。抑多數の人相集りて事を起す時其の中心の人物に處女、美少年などを頂くことも必すしも今度の事に限らず。佛國に處女を頂きて國運の回復に努力したる有名なる戰爭の記事あるは人の善く知る所なり。天明の凶年に江戶、大阪に所謂打壞しの起りし時も其の中に怪力ありし美少年の雜はりしは其の傳說今に殘れり。寛永は美少年の時代にして男色の殊に盛なりし時代なり。少年の身體美が殆ど完全に達したる時代なり。斯る時代に於て容貌秀麗、擧止都雅を極めたる十六才の美少年が、宗門一揆の中心たりしことと社會心理學を研究するものには、思ふに一種の暗示を與ふるものなるべし。さりながらこれは別問題なれは此には深く論せず。猶ほ一

揆をして自信力を生ぜしめたる他の一原因を説くべし。他なし、此の地方が鐵砲の製作に長し、從つて其の使用に慣れたることとなり。和漢三才圖會に島原の民は鐵砲を作るに巧者なることを記せり。此の戰爭の始終を見るに一揆は百姓に似合はず多分の鐵砲を有し、火藥も割合に潤澤にして、射撃も亦下手ならざりしが如し。外國人に緣深き國なれば、早く此の術に長ずるに至りたるか、或は有馬時代の訓練に依るか、或は地勢山の麓なれば鳥獸を獵するために自然に鍛煉したるものか、何れにしても此の地方の人民が鐵砲の製作と其の使用に長じたるは、彼等をして天下を敵として戰はしむるには幾分か其の自信力を助けたるものなりと云ふべし。

十三

世に云ふ天草騷動は寛永十四年(一六三七年)十月十五日島原領有馬村にて夜

中一揆の起りしより始まり、翌寛永十五年(一六三八年)二月二十八日一揆の立籠りたる原城の全く落城したるを以て終りとす。月を閲すること五、日を數ふれば百三十に過ぐ。日本の全地に比すれば、彈丸黒子に過ぎざる高來半島と天草島の土民を以て天下の大兵を引き受け是程持ちこたへたること、是しかしながら宗門の熱心に基けり。落城の後梟首のもの二萬百五十に及びたるを見れば長襲城にも二心を生ずるもの少く、食既に盡きて草を食ひ、草既に盡きて人の屍を食ひ、火藥既に繼かずして木石を投じ、木石既につゞかずして器財を投じ、器財既に繼かずして茅を燒き席を燃やして之を投じ、一身赤裸々復た依りて以て鬪ふべきもののなきに至りて猶ほ其の信仰を變へざりしは、唯これ城中の人、婦幼に至るまで宗教の熱心ありて深く死後昇天を疑はざりし爲めのみ。さりながら此の戰をして斯く長引かしめたるには猶ほ他に原因あり。他なし、天下漸く泰平に慣れ、幕軍の掛引迅速ならず、空しく時日を遷延したれはなり。たとへは

この一揆の起りしは寛永十四年(一六三七年)十月の十五日なれども當時豊後府内に在住したりし幕府の目附牧野傳藏成就、林丹波守勝政が肥後高瀬に於て九洲諸藩の使者を集め板倉内繕正重正、目附石谷十藏貞清の近日、江戸より一揆巡撫のため來るべきを告げ鍋島、寺澤二氏のみを出すことを許し、其の他の藩には國境を守るべきことのみを命じたるは、其より一月半を隔たる十一月二十日なり。かくて板倉、石谷の島原に至りたるは更に十餘日を費したる十二月三日なり。かくて板倉、石谷は島原に至りぬ。一揆の初發より此に至るまで殆ど五十日に近し、されぱこそ島原一揆は天草一揆と合し高久半島の險要と聞へる原城を修築し全軍此處に合して以て征討軍を迎ふるを得たるなれ。原城は嘗て有馬氏の治城たり、有馬村の南端に隆起し三面は海に望みしかど切岸にて容易に船を寄せ難し、西北は空壕にて沼深し。元和六年(一六三〇年)有馬氏徙封の後廢城となること此に十餘年なれども、本丸、二丸、三丸など當時の形猶ほ存し、半

島無双の險要なり。一揆の徒は此の古城を取り立てゝ、寬永十四年（一六三七年）十月朔日より村々の飯米悉く取入れ同三日、益田四郎入城し、同五日、六日にて普請を終り、同七日には城中百姓住家の建築をも終へ戰場に出てゝ戰ひ得べき壯丁二萬三千、老幼婦女を合せて三萬餘人、五百挺の銃砲と七箱の彈丸と二十五箱の彈藥とを用意し、いざさらば潔く天主のために戰ひなんとて靜まり返りて官軍を待ちかけたり。我等はもとより戰記を作る積りならねは其の邊の事は大略して記さず。唯此の戰の特筆として注意すべきものを擧ぐるに（一）城中城外悉く天主敎の徒なりしかば、攻圍軍の消息は城中へ聞へ易く、從つて攻圍軍は屢々意外の損失を招きたること。（二）城中に集合したる人物は主として天草、島原地方の者に限りしかばその方言凡そ一定し、之に加ふるに當時天主敎徒の慣用したる外國語の僅かに雜へ用ひらるるのみなりしかば、攻圍軍より間牒を用ゆるも、言語の不明なること多く殆ど不可能なりしこと。（三）城中に於ては

日々宗教上の集會を催し人心を堅くしたること。(四)又耶蘇、マリアの名を軍歌の如く唱へ日々踏舞歌唱して信心の高上を計りたること。(五)城中の人家には何れも天主の像を掲げありし事。並に兵士は皆十字架を額にしたると。(六)益田四郎を天より遣はしたる功德廣大、變化自在なる聖童なりとしたる信仰の容易に衰へざりしこと。(七)加藤、小西の浪人なほ生殘りて城兵の幹部たりしかば軍の進退自ら法ありて世の所謂百姓一揆に類せざりしこと。(八)城中固より必死を期したれは二心を抱きて降參する者の少かりし事などを其首要なるものとすべき歟。

扨て又攻鬪軍に於ては、板倉、石谷の始めて原城の下に達したるは其の島原につきたる日より更に四日を經たる寛永十四年(一六三七年)十二月九日にして城中既に守備全かりし時なりしのみならず、板倉は一萬五千石の小諸侯にして石谷は千石の旗本たるに過ぎず、將軍家御使の名は重けれども二人の威望未だ九州諸國を壓するに足らず、軍令も自ら行屆き難き所もあり。兵數も總數三萬に

過ぎざりしかば、仝月二十日の總攻擊に寄手、散々に敗軍し、打死三百人に及び、而も城中には手負一人もなかりしかば、此上ははやりて人を損すべからずとて銘々に陣所を堅め鐵砲を打ちかくるのみなりしに、城中より反つて挑戰の態度に出で我々は國郡を望み、利慾のために叛逆を企てたるにあらず、我が宗門を踏みつぶし給はんとの事故、止を得す防戰に及ぶものなりと、矢文を射出して必死の覺悟を示したり。されども板倉重昌は名將の器ある人にて此處に到着したりし始めより、此の城の力攻めになし難きを察し壘を堅くして長圍の計をなさんと欲したれども、此間、幕府にては只管成功に急ぎ、始め幕軍の向ふと共に散解すべしと豫想したる一揆の思の外手堅きを聞き、遽かにあはて出し更に松平伊豆守信綱、戶田左門氏鐵を征討の使として發したりしかば、板倉は己の功なきを耻ぢ、諸軍を指揮して一擧に城を屠らんとし寛永十五年(一六三八年)正月元日再び總攻擊に從事したるが爲に有馬の士九十四人、雜兵千百四人、鍋島

の士三百八十三人、雜兵二千五百餘人、板倉の士十七人、雜兵三百二十七人の打死あり、打死手負總計四千餘人に及び重昌は五十一歳を以て塀際に打死し、石谷十藏、使番松平甚三郎も深手を負ひ、城中の手負死人は僅かに九十餘人にして全く總敗軍に及びたり。百姓一揆を以て天下の征討軍を引き受け一戰して先づ其の膽を破り、再戰して其の元帥を斃したり。彼等縱ひ不幸にして、遂に其の終りを保つ能はざりしも、其壯烈なる擧動は眞に千秋を照らすに足れり。斯くて此の總敗軍ありしより中一日を隔て正月三日には信綱、氏鐵島原に入津し、信綱は同じく四日有馬に着したり。是より愈々長圍の計を定め、諸陣銘々仕寄を付け、竹束、井樓を設け鐵砲を以て遠攻し、偏に城兵を退屈せしむるを期し京、大阪より商賈を呼び下し飲食諸具を賣らしむ。且此頃幕府より更に、隣國諸侯に出陣を命じたれば、兵數漸く多くなりて十餘萬に及びたり。彼の史上に名高き信綱が平戸の蘭船を招き其大砲にて城の東隅を討たしめたることは正月六日より、

同二十五日までにして和蘭船は其の間に四百二十五發を發し、其の二十五日に砲の破裂に依りて蘭人一人死したるを期とし、信綱は蘭船の使用を廢したり。是は城中より矢文して外人を傭ふことを誘りたるがためなるべきか。但し城中既に糧米に窮し磯邊に出てて海藻をとり食ふもの多く、婦女、少年の漸く城外に脱出するもありて、籠城既に長かるべく思はれしにも因るべき歟。

斯くて信綱の豫期したる如く、城中遂ひに餓死を待つに堪へす。二月二十一日大江口より切て出て黒田、寺澤、鍋島、立花諸氏の陣を襲ひ、頗る猛烈なる戰鬪を開始し、大に攻圍軍を惱まし黒田家の老臣黒田監物等の戰死を見るに至りしかども圍城軍も兼ねて斯くあるべしと覺悟したることなれば、是亦善く戰ひて全くこれを擊退したり。一揆は之を掉尾の大活劇として其の後は意氣全く銷沈し、二月二十七日圍城軍より總攻擊を開始し、其日午前二時頃三丸、二丸まて乘込み、夕景に及んで本丸を乘取り、同二十八日、全く落城し、耶蘇宗門一

揆は此に全滅したり。

十四

天草島原の一揆は全滅したり。されどこの壯烈なる戰ありしがために、三軍も帥を奪ふべし、匹夫も志を奪ふべからずてふ眞理は光を千古に發したり。幕府の鼎盛んなる寛永年度の壓力を以てしても、原城は焦土にするを得べきなり、彼等の信仰を易ることは斷じて能はざりしなり。天草の亂、固より獨り信仰迫害に依りて起らずと雖も而も何等かの威力を以て人民の信仰に觸れんとするものは此戰亂の史を見て深く誡むる所あらざるべからず。

武家時代史論 終

明治四十三年九月廿八日印刷
明治四十三年十月一日發兌
明治四十四年六月十五日再版

武家時代史論
正價金六十錢

不許複製

著者　山路彌吉

發行者　伊東芳次郎
東京市神田區鍛治町八番地

印刷者　藤原達造
東京市神田區錦町三丁目廿五番地

發行所
東京市神田區今川橋大通
電話本局八八四番
振替東京一七一番
東亞堂書房

特約大賣捌
東京市神田區表神保町
電話本局二四八番
振替東京二七〇番
東京堂書店

山路愛山先生新著
勝海舟
參版
全一册
(振かな付)
肖像及
筆蹟挿入
正價九十錢
送料八錢
本書は英傑西郷南洲翁をして『勝氏へ初めて面會仕候處實に驚入り候人物にて最初打叩く積りにて差越え候處、頓と頭を下げ申候、どれ程智略之れ有るやら知れぬ鹽梅に見受け申候、先づ英雄肌合の人にて佐久間(象山)より事の出來候儀は一層越え候はん』と嘆ぜしめたる、海舟先生を傳するに、著者が獨特の史眼と、平明の快筆とを以てせるもの、所謂警拔、趣味横溢 且つ附するに「勝先生年譜」十數頁を以てす。縱横に曠世の大偉人が、修養、人格、機略、進退等の迹を解釋精叙して坐乍ら勝先生に親炙して、以て其の波瀾重疊の經歷譚を聽くの思ひあらしむ。近世立志傳の最上乘にして、又明治維新史の屈竟なる側面觀たり。

文學博士　幸田露伴先生　校訂解題

（全貳百卷）

日本文藝叢書

（毎月數册刊行）

●竪五寸横三寸‥上等洋紙三百頁内外‥裝釘㔟雅●

校訂嚴正

印刷精美

既刊目錄

(1) 椿說弓張月（上編）
(2) 通俗三國志（第一）
(3) 椿說弓張月（中編）
(4) 東海道中膝栗毛（前編）
(5) 新訂太平記（第一）
(6) 通俗三國志（第二）
(7) 近松淨瑠璃佳作集（第一）
(8) 椿說弓張月（下編）『附錄』昔語質屋庫』
(9) 新訂太平記（第二）
(10) 東海道中膝栗毛（後編）附錄『金比羅參詣膝栗毛』

(11) 通俗三國志（第三）
(12) 西鶴佳作集（第一）
(13) 新訂太平記（第三）
(14) 開卷驚奇俠客傳（上編）
(15) 商人軍配記（全）
(16) 通俗三國志（第四）
(17) 新訂太平記（第四）
(18) 一休諸國物語（全）
(19) 開卷驚奇俠客傳（中編）
(20) 浮世風呂（全）

（廿一卷以下‥‥續々刊行）

何人に拘らず一本を藏すべき珍本名著の國民的大寶庫

全卷幸田露伴先生の精鑒を經たる日本文藝の代表的傑作全集

正價一册　並製廿錢　特製卅錢

送料一册四錢づゝ　五册まで八錢

東亞堂發行傳記書類

著者	書名	冊數	體裁	正價	送費
文學博士 幸田露伴先生著	○頼朝	全一冊	頗優雅	壹圓拾錢	八錢
文學士 幸田成友先生著	○大鹽平八郎	全一冊	極美本	壹圓五拾錢	拾貳錢
毘尼薩台巖師校閲 青山霞村先生著	○深草の元政	全一冊	美洋裝	七拾錢	八錢
沼波文學士校閲 宮垣四海庵先生著	○俳味禪味（俳聖芭蕉傳）	全一冊	美洋裝	四拾錢	四錢
文學士 白河鯉洋先生著	○孔子	全一冊	頗壯麗	壹圓貳拾錢	八錢
報知新聞記者 熊田葦城先生著	○天覽 少年武士道 第一 第二	全二冊	口繪入	各四拾錢	各六錢
福本日南先生著	○直江山城守	全一冊	極美裝	壹圓貳拾錢	八錢
伊藤痴遊先生著	○奇傑 坂本龍馬	全一冊	印刷中	未定	未定